

ねりまのかんきょう

平成30年度（2018年度）報告



打ち水大作戦



環境学習



オープンガーデン



おいしく完食協力店事業

令和元年（2019年）9月
練馬区

環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっていきます。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、

みどりと水と共生する美しいまち

安全で健康に暮らせる生活環境のまち

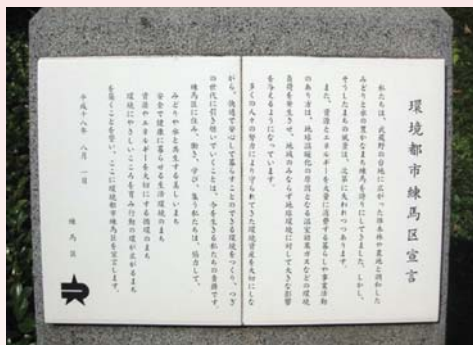
資源やエネルギーを大切に作る循環のまち

環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち

を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成 18 年 8 月 1 日

練 馬 区



「環境都市練馬区宣言」記念碑

宣言内容を広くかつ長期にわたって周知するため、現在、練馬庁舎、石神井庁舎、春日町リサイクルセンター、関町リサイクルセンター、豊玉リサイクルセンター、大泉リサイクルセンターの6ヶ所に「環境都市練馬区宣言」記念碑を設置しています。
(写真は練馬庁舎に設置している記念碑)

「ねりまのかんきょう 平成 30 年度報告」目次

環境都市練馬区宣言(全文)

目次

はじめに	1
1 発行目的	1
2 練馬区の概要	1
3 環境部の組織と主な分掌事務	2
4 環境部の主な取組	
1 環境に関する事業について	3
2 みどりと水に関する事業について	4
3 清掃とリサイクルに関する事業について	5
第1章 環境にやさしいまちをつくる	
第1項 環境基本条例と環境基本計画	6
1 練馬区環境基本条例と練馬区環境審議会	6
環境基本条例／環境基本条例の概要／練馬区環境審議会	
2 環境都市練馬区宣言(平成 18 年8月)	7
3 練馬区環境基本計画 2011(後期計画)(平成 29 年 3 月策定)	7
計画の基本的事項／基本計画の体系と進捗管理	
第2項 地球温暖化問題とは	12
1 地球温暖化＝二酸化炭素(温室効果ガス)で地球が熱くなる	12
2 地球温暖化は代表的な環境問題	12
3 地球温暖化の影響	12
第3項 地球温暖化防止に向けた動向	13
1 主な国際的な取組	13
COP3／京都議定書の発効／パリ協定の発効	
2 日本の取組	14
3 東京都の取組	15
4 特別区・オール東京 62 市区町村共同事業	16
第4項 区の地球温暖化対策とエネルギー問題への対応	17
1 練馬区の地球温暖化対策に関する計画	17
経緯／対象とする温室効果ガス／区の温室効果ガス排出量／地球温暖化対策目標	
2 練馬区のエネルギーに関する計画	19
経緯／目的・位置づけ／計画期間／取組の柱立て	
3 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度	22
4 自立分散型エネルギー設備設置補助制度	23
第5項 環境教育啓発事業	24
1 環境教育啓発事業	24
エコライフチェック／環境作文コンクール／こどもエコクラブの活動支援／ねりまエコ・アドバイザーの活動支援／環境月間行事／電気自動車、燃料電池自動車の活用／ねりまエコスタイルフェア／節電対策／ねりま打ち水大作戦／練馬区民環境行動連絡会の活動支援／練馬区地球温暖化対策地域協議会	
第6項 区の事務事業における環境配慮活動の推進	28
1 環境配慮活動の推進	28
2 平成 30 年度の取組の概要	28
区立施設の節電対策／練馬区環境管理実行計画／温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要	
練馬区環境方針	30

第7項	良好な地域環境をつくる	31
1	大気汚染	31
	大気汚染の状況／光化学スモッグ／悪臭／アスベスト／ダイオキシン類	
2	放射線対策	44
	区の対応基準／区内の状況の把握／局所的な汚染に対する対応	
3	騒音・振動	45
	騒音・振動の状況／騒音の環境基準／発生源別の状況と対策／夜間騒音等実態調査／特定建設作業／自動車騒音対策	
4	工場・指定作業場等	54
	工場の設置／指定作業場の設置／特定施設の設置／事業者等のその他の責務	
5	苦情・相談	59
	苦情・相談の受付から処理までの手順／苦情受付実績	
第8項	まちづくりで環境に配慮する	61
1	環境影響評価(環境アセスメント)制度	61
	環境アセスメントとは／環境アセスメントの対象事業／練馬区に関する環境アセスメント対象事業	
2	練馬区まちづくり条例による開発調整手続	64
	手続きの対象／平成30年度の届出件数／手続きの流れ	
第9項	まちの美化を進める	65
1	まちの美化を推進するために	65
	区内一斉清掃／環境清掃推進連絡会との協働／町会・自治会等への支援／歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン／マナーアップ指導員による巡回活動／路面表示シートの貼付／喫煙所の設置／歩行喫煙率調査／ポイ捨て実態調査／落書対策／あき地の管理の適正化／空き家等対策の推進	
2	カラス対策	70
3	アライグマ・ハクビシン対策	70
第2章 練馬のみどりを未来へつなぐ		
第1項	みどり豊かなまちづくりのために	71
1	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例などについて	71
	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例／練馬区みどりの総合計画の策定／みどりの実態調査／練馬区緑化委員会／緑化協力員／練馬区みどりの区民会議	
2	みどりのネットワークの形成	73
	公園整備／保護樹木・樹林／憩いの森・街かどの森／特別緑地保全地区／地域の緑化／公共施設の緑化	
3	みどりを育むムーブメントの輪を広げる	75
	みどりに関する体験などができる施設／花とみどりの相談所／憩いの森等を保全・育成する活動団体の育成事業／練馬みどりの葉っぱい基金	
第2項	河川・池の環境	78
1	水質調査	78
	環境基準／調査地点と調査項目／石神井川の水質調査結果／白子川の水質調査結果／千川上水の水質調査結果／池の水質調査結果	
2	水生生物調査	83
第3章 循環型社会をつくる		
第1項	循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業	86
1	概要	86
2	区における計画体系と方針	86
	練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画(平成29年度～令和8年度)	
3	循環型社会に向けた3Rの推進	87

4	練馬区循環型社会推進会議	87
5	統計から見たごみと資源 ごみ量、資源量の推移／ごみの組成	88
第2項	ごみの発生を抑制する	91
1	普及啓発事業 ごみの減量、リサイクルについての情報発信／清掃事務所の様々な活動／リサイクルセンター	91
2	食品ロスの削減に向けた取組	92
3	生ごみの排出抑制 学校等生ごみの資源化事業／生ごみ処理機などのあっせん・購入費助成	92
4	不用品の活用(再使用) リサイクル・マーケットの開催支援／大型生活用品リサイクル情報掲示板	93
第3項	リサイクルを進める	94
1	資源のリサイクル(再生利用) 集団回収／事業系資源回収／集積所での資源回収／街区路線回収／拠点回収	94
2	区立施設におけるリサイクルの推進	96
3	練馬区資源循環センター 粗大ごみの収集事業／粗大ごみの再使用事業／粗大ごみの金属類回収事業・布団の資源化事業／集団回収の相談等窓口／資源回収拠点／バイオディーゼル燃料精製事業／資源循環推進事業の普及啓発等／容器包装プラスチックの回収事業／可燃ごみ不燃ごみ収集事業	97
第4項	ごみの適正処理を進める	99
1	ごみの出し方と収集方法	99
2	ごみの処理	100
3	集積所の適正管理	100
4	高齢者などへのサービス(戸別訪問収集)	100
5	見守りサービス	100
6	し尿の処理と浄化槽	100
7	一般廃棄物処理業の許可	101
8	犬猫などの死体処理	101
9	有料ごみ処理券	101
10	有料粗大ごみ処理券	101
第5項	清掃とリサイクル事業の今後の課題	104
1	ごみの減量に向けた取組	104
2	ごみの分別の徹底と資源化	104
3	環境負荷の低減	104
	廃棄物・リサイクル対策関連の法体系	105
	「ねりまのかんきょう」年表	106

はじめに

1 発行目的

練馬区では、平成 18 年に練馬区環境基本条例を施行するとともに、環境保全の取組を区民・事業者・区が一体となって進める誓いを内外に明らかにするため、「環境都市練馬区宣言」を行いました。

「ねりまのかんきょう」は、練馬区環境基本条例第 16～18 条に基づき、環境の監視・測定の結果および環境の保全に関する施策の実施状況等を報告するために毎年作成しています。

本冊子が多くの区民の皆さまに活用され、環境への関心を深め、環境を守り向上させる一助となれば幸いです。

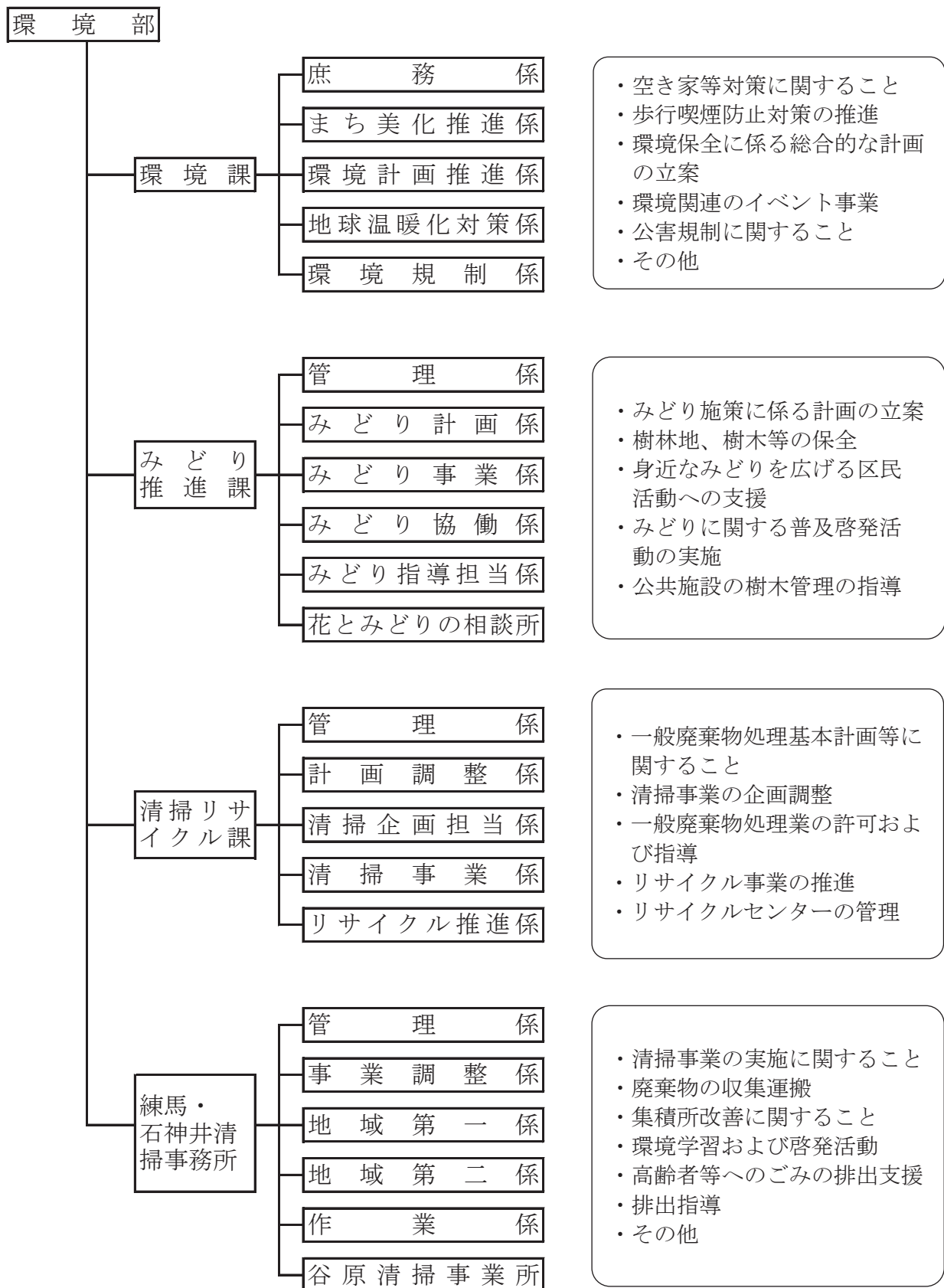
2 練馬区の概要



面積	48.08km ²
総人口	737,711 人 (R 元.7.1) ※外国人住民 20,707 人を含む
世帯数	376,400 世帯 (R 元.7.1) ※外国人住民世帯を含む
人口密度	15,343 人／km ² (R 元.7.1)

3 環境部の組織と主な分掌事務

(平成31年4月1日現在)



4 環境部の主な取組

1 環境に関する事業について

(1) 空き家等対策の推進

平成27年度に実施した実態調査の結果をもとに、空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」を対象とした「練馬区空き家等対策計画」を平成29年2月に策定するとともに、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定し、平成29年10月に全面施行しました。問題の改善に向け、計画や条例に基づき適切な対応・支援・措置等を実施しています。

(2) 歩行喫煙対策の取組

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、平成22年4月1日に「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。条例のさらなる周知や注意喚起のため「マナーアップ指導員」が駅周辺を巡回指導しているほか、道路に啓発用路面表示シートを貼付しています。

(3) 節電対策について

東日本大震災以降、区立施設では照明の削減や室温の適正管理などによる節電を行っています。電気使用量を令和元年度までに、平成21年度比7%以上の削減を目標として設定しました。平成30年度で目標を上回る10.8%の節電を達成しており、引き続き節電対策に努めます。

(4) 環境に配慮した電力調達

電力調達先の多様化および環境にやさしい電力供給を受けるため、区は平成24年度に初めて制限付き一般競争入札を行い、新電力（PPS）から電力を調達しています。入札に際し、各電力会社から発電時に発生する二酸化炭素の排出量などを審査し、練馬区の基準を満たす会社のみ応札可能な仕組みを導入し、温室効果ガス削減に取り組んでいます。平成30年度は161施設に導入しました。

(5) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等への支援

地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置した区民および小規模事業者、管理組合に対して設置費用の一部を補助しています。平成30年度は、8種類の設備を対象に補助を行いました。

2 みどりと水に関する事業について

(1) 練馬区みどりの総合計画の策定

みどりの状況や区民の意識変化をふまえ、区民とともにみどりに恵まれた環境を未来へつなぐために、みどりの総合計画を平成 31 年 4 月に策定しました。練馬のみどりに満足している区民を 80%に増やすことを目標とし、みどりのネットワークの形成を進めるとともにみどりを育むムーブメントの輪を広げていきます。

(2) 練馬区みどりの区民会議

練馬のみどりを守り育てるための方策等を検討するため、平成 28 年 10 月に「練馬区みどりの区民会議」を設置し、平成 29 年 10 月に 17 件の提案を受けました。これらの提案は、平成 31 年 4 月に策定した練馬区みどりの総合計画の施策へ反映しています。

(3) 樹林等の保全

区内に残る貴重なみどりを保護するため、所有者からの申請により、一定の基準を満たす樹木・樹林を「保護樹木・保護樹林」として指定しています。また、土地所有者の協力を得て、樹林地の保全を図りながら、憩えるスペースとして「憩いの森・街かどの森」を区民に開放しています。特に希少な樹林地については、都市計画緑地として決定を進めています。

(4) 民有地の緑化事業

普段の生活の中でみどりの豊かさを実感できるよう、「見えるみどり」を増やすことを目的に、民有地を対象に、みどりの街並みづくり助成金による、生け垣化、屋上緑化、壁面緑化および沿道緑化の支援をしています。また、みどりのカーテンを普及させるための事業も実施しています。

(5) 四季の香ローズガーデン拡張

四季の香公園の西欧庭園区域を、四季の香ローズガーデンと一体的になるようリニューアルし、バラとハーブを楽しめるガーデンとして拡張します。新たに「バラの色」と「ハーブの香り」をテーマにしたゾーンを整備し、バリアフリー化を図ります。平成 30 年度は基本計画を作成し、基本設計・実施設計に着手しました。

3 清掃とリサイクルに関する事業について

清掃とリサイクル分野では、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣を定着させ、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざしています。

(1) ごみの発生を抑制する

ごみの減量や発生を抑制するための情報発信や啓発活動を実施しています。生ごみの減量化や不用品の再使用など様々な事業に取り組んでいます。

- ① 情報紙「ねりまの環」、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」の発行
- ② 清掃事務所による啓発活動・ふれあい環境学習の実施
- ③ 食品ロスの削減とフードドライブ事業の実施
- ④ 家庭用生ごみ処理機、コンポスト化容器、ディスプレイ等購入費助成による生ごみの減量化
- ⑤ リサイクル・マーケットの開催支援や大型生活用品リサイクル情報掲示板の設置
- ⑥ リサイクルセンターでの再使用可能な木製家具や不用となった日用雑貨品等の展示・販売

(2) リサイクルを進める

資源のリサイクルを促進するため、集団回収、集積所回収、街区路線回収および拠点回収など多様なルートで資源を回収しています。区の事業活動に伴って発生する資源も回収しています。

- ① 資源回収を行う団体への資源回収業者紹介や報奨金・集荷場所案内板等の用品を支給する集団回収支援
- ② 集積所での資源回収（古紙、容器包装プラスチック）
- ③ 街区路線回収（びん・缶、ペットボトル）
- ④ 拠点回収（乾電池、古着・古布、廃食用油、小型家電など）
- ⑤ 区立施設から排出される資源の回収（古紙、びん・缶、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、生ごみ、廃食用油など）

(3) ごみの適正処理を進める

ごみの収集は、可燃ごみ（週2回）、不燃ごみ（月2回）、粗大ごみ（申込制）の3区分で行っています。集積所を適正管理するための排出指導や防鳥用ネットの貸し出しを行っています。排出困難世帯の戸別訪問収集も実施しています。なお、粗大ごみや小規模事業者が排出するごみは、有料で収集しています。

- ① 資源・ごみの排出指導、青空集会の実施、集積所の廃止・分散などの相談
- ② 集積所を清潔に管理するための防鳥用ネット・立体型防鳥用ネット貸し出し
- ③ 排出困難世帯（高齢者のみ・障害者のみで集積所にごみを出せない世帯）の玄関先などでの戸別訪問収集
- ④ 有料粗大ごみ処理券、有料ごみ処理券の販売

第1章 環境にやさしいまちをつくる

第1項 環境基本条例と環境基本計画

1 練馬区環境基本条例と練馬区環境審議会

(1) 環境基本条例（平成18年6月練馬区条例第58号）

練馬区では、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組みとして平成18年6月29日に「練馬区環境基本条例」（以下「環境基本条例」といいます。）を公布し、同年8月1日に施行しました。

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区、事業者および区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的としています。

本条例では、環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策について規定しました。さらに、本条例に基づき、練馬区環境審議会などを設置しました。

区は、この環境基本条例に基づき、環境保全施策を事業者および区民と連携協力しながら進めています。

(2) 環境基本条例の概要

ア 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることの3項目を基本理念としています。

イ 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互に連携・協力するよう努めることを定めています。

ウ 計画および施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画（環境基本計画）の策定を区長の義務としました。また、施策の策定や施設の建設などに際して、環境に配慮することを定めています。

エ 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習および環境保全への意識啓発の推進に努めていきます。

また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができることを定めています。

オ 調査、研究など

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成するなどして、その結果を公表することを定めています。また、環境に関する情報を区民や事業者提供することを定めています。

カ 練馬区環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聴くため、区長の附属機関として「練馬区環境審議会」を設置することや、その基本的事項を定めています。

(3) 練馬区環境審議会

環境基本条例第 22 条の規定に基づき、「区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織」として、平成 18 年 12 月に練馬区環境審議会を設置しました。

環境審議会は、区長の諮問に応じて、環境基本計画に関することおよび区の環境の保全に関する基本的事項について調査審議します。委員の任期は 2 年で、公募区民 5 名、区民団体推薦 4 名、事業者団体推薦 4 名、学識経験者 2 名、教育関係者 2 名、関係行政機関職員 1 名の計 18 名の委員で構成されています。

平成 30 年度は 3 回の審議会を開催し、主に「練馬区環境基本計画 2011（後期計画）の進捗状況評価結果」「災害時協力登録車制度」「環境影響評価調査計画書 ―西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業―」について審議しました。

2 環境都市練馬区宣言（平成 18 年 8 月）（巻頭に記載）

「環境都市練馬区宣言」は、環境基本条例に沿って、区民・事業者・区を挙げて、地域環境、地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにする都市宣言です。これは、環境基本条例を後押しし、区民、事業者および区の環境保全の取組を推進し、今後、一層の努力を傾けて、より良い環境をつぎの世代に引き継いでいく一つの契機とするための宣言です。

練馬区では、過去、3 つの都市宣言「①非核都市練馬区宣言（昭和 58 年 10 月 3 日）、②交通安全都市練馬区宣言（平成 10 年 12 月 15 日）、③健康都市練馬区宣言（平成 13 年 10 月 8 日）」を行っています。環境都市練馬区宣言は、これらに続く練馬区 4 番目の都市宣言です。

環境都市練馬区宣言自体には、条例のような法的拘束力はありません。しかし、区として環境保全に取り組む意思と姿勢を示すという点に、大きな意味があります。

また、宣誓文は、区民による懇談会が原案を作成しました。その原案を基に区の内部で検討を進め、宣言文案を作成し、区議会の議決を経て決定しました。

3 練馬区環境基本計画 2011（後期計画）（平成 29 年 3 月策定）

(1) 計画の基本的事項

ア 策定の背景

区は、平成 5 年度に最初の「練馬区環境基本計画」を策定し、区の環境保全に関する施策を展開してきました。

平成 22 年 12 月の「練馬区環境基本計画 2011」の策定以後、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しました。

区は、平成 27 年 3 月に、今後の区政運営の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、その根幹となるリーディングプロジェクト（戦略計画）の一つとして「新しい成熟都市・練馬」の実現に向け、住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会への取組やみどりあふれるまちづくりなどの環境施策を位置づけました。

国や東京都の環境行政においては、東日本大震災後の社会的背景の変化に対応した新たな環境基本計画が策定されました。また、温室効果ガス排出量の削減目標についても、新たな国際的枠組みや我が国のエネルギー政策に対応した目標へとそれ

ぞれ刷新されました。

こうした背景の変化への対応や各種計画との整合を図る必要があることから、「練馬区環境基本計画 2011（後期計画）」を、平成 29 年 3 月に策定しました。なお、練馬区環境基本計画 2011（後期計画）は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定していた「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」を包含しています。

イ 計画期間

従来の環境基本計画の対象期間が平成 23 年から平成 30 年代初頭までとしていたことなどを踏まえ、平成 29 年度から令和元年度までを後期計画と位置づけました。

(2) 練馬区環境基本計画 2011（後期計画）の体系と進捗管理

ア 体系

「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を練馬区環境基本計画 2011（後期計画）の望ましい環境像として定め、環境面からのまちづくりの推進を図ります。

望ましい環境像の実現に向け、5 つの基本目標を設定し、その達成のために 13 の基本施策を定めました。この基本施策のもとに、27 の施策と 97 事業を位置づけ、全体を体系化しました。また、18 の事業を、基本目標を達成するため重点的に取り組むべき事業として位置づけました。

望ましい環境像「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」

基本目標	重点事業	基本施策	施策
みどり豊かなまちをつくる	みどりの基本計画の改定と取組の推進 都市農地の制度改正に向けた取組の推進	みどりの保全と創出を推進する	みどりのネットワーク形成の推進
			都市農業の振興と都市農地の保全に向けた取組の推進
		生物多様性に関する理解を深める	生物多様性の理解促進
自立分散型エネルギーのまちをつくる	地域コジェネレーションシステムの創設 避難拠点などでの緊急電源利用の推進	災害時のエネルギーセキュリティを確保する	避難拠点等におけるエネルギー確保の充実
			家庭や事業所におけるエネルギー確保の充実
	区民・事業者に対する分散型エネルギーシステムの導入支援	分散型エネルギーの普及を拡大する	分散型エネルギーの導入推進
			再生可能エネルギーのさらなる活用
	水素エネルギーへの理解促進	省エネルギー化を推進する	環境配慮行動への支援
	公園灯・街路灯の省エネルギー化		区の環境配慮行動の率先実行

基本目標	重点事業	基本施策	施策
循環型のまちをつくる	食品ロスの削減 不燃ごみの資源化 紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底 区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導 災害廃棄物処理計画の策定	ごみの発生抑制・再使用を促進する	ごみの発生抑制
			再使用の促進
		多様な資源循環を推進する	区民が進める資源回収の促進
			事業者が進める資源回収の促進
			区が進める資源回収の推進
		適正処理を推進する	排出ルール of 徹底
			事業者の自己処理責任の徹底
			資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分
快適な地域環境をつくる	空家等対策の推進 雨水貯留浸透施設の増設	良好な交通環境を整備する	良好な交通環境の整備
		良好な生活環境を保全する	公害問題等への対応
			環境に配慮したまちづくりの推進
			環境にやさしい住まいづくりの促進
		暑熱環境対策を推進する	暑熱環境対策の推進
学びと行動の環を広げる	エコライフチェックを活用した地球温暖化防止普及啓発の取組 区民参加による生きものの生息状況の把握 練馬区地球温暖化対策地域協議会への支援 区民環境行動連絡会との連携	環境学習・環境教育を促進する	環境情報の効果的な提供
			環境学習・環境教育のための機会づくり
		協働による取組を広げる	環境保全活動・環境教育を担う人材への支援
			協働による取組の推進
			環境に配慮した経済活動への支援

イ 進捗管理

基本計画の進捗状況の点検は、区の環境の状況や環境保全施策の実施状況を示す代表的な指標である「環境指標」を用いて行うこととしています。

各環境指標は、基本目標ごとに設定し、進捗や成果を測るため、後期計画期間において達成をめざす目標としました。

5つの基本目標を令和元年度までに達成するために、12個の環境指標について平成30年度の進捗状況を調査したところ、以下の結果となりました。

環境指標の進捗状況に関する調査結果（令和元年度の目標値に向けて）

A	順調に進捗している（進捗状況が概ね8割以上）	10	指標
B	ほぼ順調に進捗している（進捗状況が概ね6割以上8割未満）	0	指標
C	進捗状況がかんばしくない（進捗状況が概ね6割未満）	1	指標
D	その他（単年度の評価が困難等）	0	指標

基本施策	環境指標	令和元年度 環境指標	平成30年度 実績	評価
みどり豊かな まちをつくる	区のみどり施策への満足度※ ¹	維持・向上	76.0%	A
	区全体の「みどり」に対する 満足度※ ²	維持・向上	—	—
自立分散型 エネルギーの まちをつくる	住宅・事業所の再生可能エネ ルギー・省エネルギー設備設 置補助件数（累計）	8,404件	7,863件 うち事業所用73件 管理組合74件	A
	区内のエネルギー消費量※ ³	20,824TJ	19,987TJ	A
循環型のまち をつくる	区民1人1日あたりのごみ 収集量	令和8年度までに 443g以下	476g	A
	リサイクル率	令和8年度までに 25.2%以上	24.0%	A

基本施策	環境指標	令和元年度 環境指標	平成 30 年度 実績	評価
快適な地域 環境をつくる	管理不全な空家等およびいわゆる ごみ屋敷に対する指導棟数	60 棟	88 棟	A
	雨水流出抑制対策量（累計）	令和 3 年度までに 555,000 m ³	530,447 m ³	A
	区内の都市計画道路の完成率	6 割	50.9%	C
学びと行動の 環を広げる	環境作文コンクールへの作文 応募数	1,100 作品	938 作品	A
	環境美化推進地区および環境 美化活動団体の登録世帯数	111,890 世帯	132,698 世帯	A
	ねりまエコ・アドバイザーが 関わった環境保全・環境教育 関係事業の実施数	1,150 件	978 件	A

※1 区民意識意向調査において毎年調査される項目

※2 区民意識意向調査において概ね 5 年に一度調査される項目
（前回調査平成 28 年度、次回調査予定令和 3 年度）

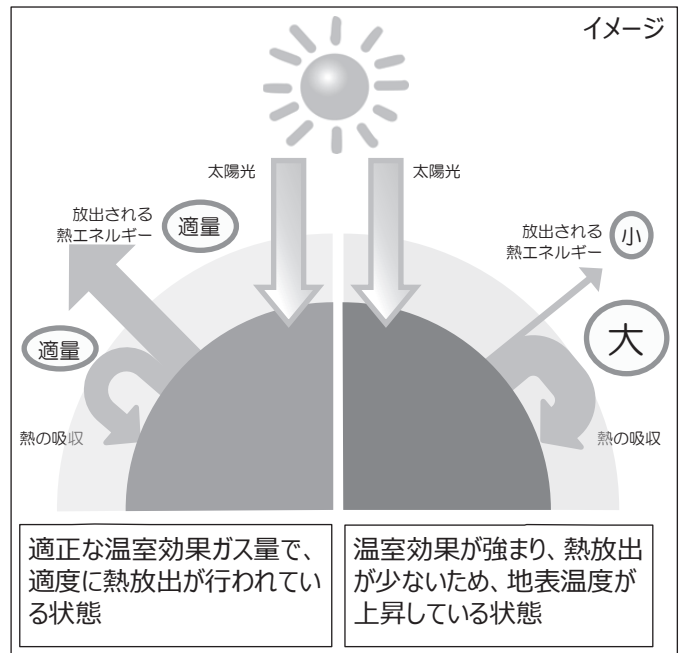
※3 区内のエネルギー消費量が確定するのは、概ね 2 年後になります。そのため、
平成 30 年度実績欄に記載した数値は平成 28 年度のエネルギー消費量となります。

第2項 地球温暖化問題とは

1 地球温暖化＝二酸化炭素（温室効果ガス）で地球が熱くなる

地球の気温が、一定程度の温度に保たれているのは、大気中に存在している二酸化炭素や水蒸気などの温室効果ガスが、地表面から放射される熱を吸収し、再び大気中に放射して温める役割（温室効果）を果たしているためです。このように、温室効果ガスは生物が生存するために不可欠なものです。

しかし、産業革命以降、人間は化石燃料を大量に燃やして使用することで、大気中への二酸化炭素の排出を急速に増加させました。このため、温室効果が強くなり、地表面の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」です。



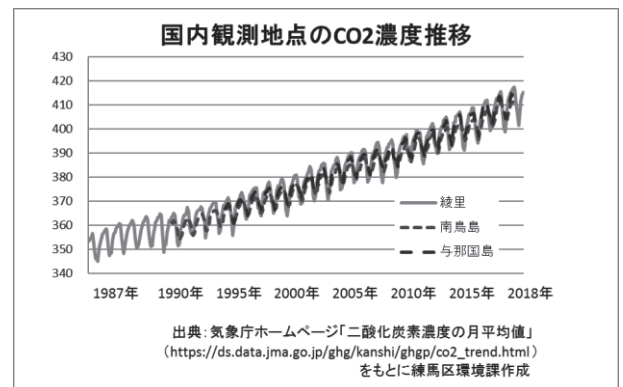
2 地球温暖化は代表的な環境問題

平成26年（2014年）10月に、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、地球温暖化に関する第5次評価報告書の統合報告書を採択・公表しました。

この報告書では、温暖化の主な原因が人間活動であった可能性が極めて高い（95%以上）としています。

そして、温暖化の世界的な影響を次のとおり、推計しています。

- ① 2100年には、平均気温が最大予測で4.8℃上昇する。
- ② 2100年には、海面水位が最大予測で82cm上昇する。



3 地球温暖化の影響

地球温暖化による“急激な”気温上昇は、さまざまな問題を引き起こすといわれています。例えば、つぎのような問題の発生が懸念されています。

- ① 極地の氷などが溶けて海面が上昇することにより、海岸線が後退し陸地が水没する。
- ② 高温地域での疾病が高緯度地方にも広がる。
- ③ 気候変動の幅が大きくなり、極端な天候の発生が多くなる。
- ④ 植生に変化が生じ、食料生産への影響が出る。
- ⑤ 生物種の絶滅が増える。

第3項 地球温暖化防止に向けた動向

1 主な国際的な取組

(1) COP3（国連気候変動枠組条約第3回締約国会議）

平成9年（1997年）、京都で開催されたCOP3では、温室効果ガスの国別削減目標が合意されました。国別の削減目標は、各国の温室効果ガス排出量を、平成20年（2008年）～平成24年（2012年）の間に、基準年（平成2年（1990年）、一部平成7年（1995年））のレベルより次表のとおり削減するというものです。（日本、アメリカ合衆国、EUのみ表記）

	日本	アメリカ合衆国 ※	EU
1990年（一部1995年）排出量を基準とした、2008～2012年の間の排出量の削減率	6%	7%	8%

※ このうちアメリカ合衆国は、後に、京都議定書から離脱

平成13年（2001年）、マラケシュで開催されたCOP7では、京都議定書の実行ルール（いわゆる京都メカニズム＝国際排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施）が合意されました。

(2) 京都議定書の発効

平成16年（2004年）、ロシアが京都議定書を批准したことにより、同議定書の発効要件（ア 55か国以上が批准、イ 排出抑制義務を負う先進国のうち平成2年（1990年）温室効果ガス排出量の55%以上を占める国が批准）を満たしたため、平成17年（2005年）2月16日、京都議定書が発効しました。議定書合意から7年を経て、議定書の国別削減目標を達成することが批准国の法的な義務になりました。

平成23年（2011年）のドーハで開催されたCOP17では、京都議定書の改正について話し合われ、京都議定書における第二約束期間（2013～2020年）の設定が合意されました。さらに将来を見据え、京都議定書に代わる新しい枠組みを令和2年（2020年）から発効させ、実施していくことも合意されました。

(3) パリ協定の発効

平成27年（2015年）12月、パリで開催されたCOP21では、産業革命からの気温上昇を2℃未満に抑えるなどの共通認識のもと、途上国を含むすべての国が自主目標を設定し、達成に向けた政策をとらなくてはならないと定めた「パリ協定」が採択されました。その後、平成28年（2016年）11月にパリ協定は発効し、平成30年12月ポーランドで開催されたCOP24では、パリ協定の精神に則り、すべての国に共通に適用される実施方針を採択しました。

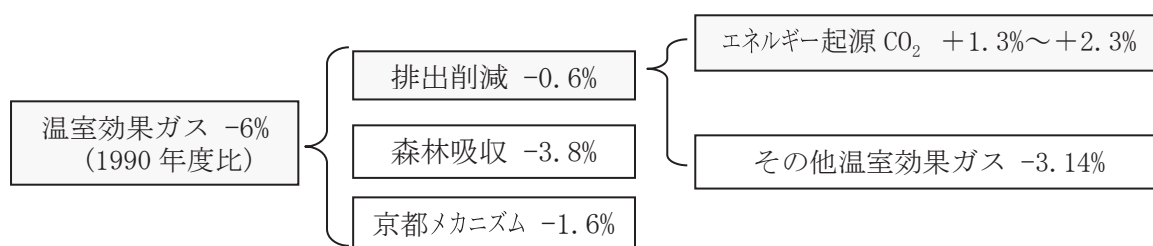
2 日本の取組

日本は、COP 3 の合意を受けて、平成 10 年（1998 年）に「地球温暖化対策推進大綱」を決定しました。そして「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めました。

平成 14 年（2002 年）に日本は、COP 7 の合意を受けて京都議定書を批准し、その義務を果たすための政策を推進することになりました。平成 17 年（2005 年）2 月、京都議定書が発効し、4 月に国は「京都議定書目標達成計画」を決定し、目標削減率をそれぞれの対策に配分するとともに、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれにおける対策を本格的に推進するための取組を決定しました。

国は、京都議定書目標達成計画に定められた目標および施策について、平成 19 年（2007 年）に検討を加え、平成 20 年（2008 年）3 月、京都議定書目標達成計画を全部改定しました。

京都議定書目標達成計画（改定）における温室効果ガス削減の内訳



※ 京都メカニズムは、京都議定書における各国の数値目標を達成するための補助的手段として、排出量取引など市場原理を活用する仕組みです。

京都議定書目標達成計画は、地方公共団体に対し、従来から地球温暖化対策推進法により義務化している「地球温暖化対策実行計画」の策定等を強化するとともに、地域の温暖化対策計画（＝地域推進計画）の策定に努めることを求めています。

平成 21 年（2009 年）9 月、日本は、ニューヨークでの国連気候変動サミットにおいて、温室効果ガス排出量を令和 2 年（2020 年）までに平成 2 年（1990 年）比で 25%削減することを表明しました。

しかし、二酸化炭素の最大排出国であるアメリカが京都議定書から離脱し、また急激な経済成長により排出量が増加してきた新興国には削減義務が課せられていないため、日本は京都議定書の延長に反対の立場でした。平成 23 年（2011 年）12 月に開催された COP17 において、令和 2 年（2020 年）からすべての国が参加する新しい枠組みが合意されたことにより、日本は京都議定書の第二約束期間（2013～2020 年）から離脱しました。その結果、日本は、令和 2 年（2020 年）までの間は温室効果ガス排出量を自主的に削減することになりました。

なお、2014 年（平成 26 年）4 月に発表された京都議定書の第一約束期間（2008～2012 年）における日本の温室効果ガス排出量の確定値は、基準年度比 8.4%減となり、6%

削減目標を達成しています。

また、国は、平成 25 年（2013 年）3 月に決定した「当面の地球温暖化対策に関する方針」に基づき、25%削減目標をゼロベースで見直すこととしました。そして、同年 11 月にポーランドのワルシャワで開催された COP19 において、日本の新たな削減目標を 2005 年比で 3.8%削減に見直すことを表明しました。

加えて、事業者への温暖化対策促進として、平成 20 年（2008 年）5 月にエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」といいます。）が改正され、従来の工場・事業場ごとのエネルギー管理から、事業者単位のエネルギー管理に変更されました。改正省エネ法における事業者単位の規制体系の導入は、平成 21 年度実績分（平成 22 年度報告）から開始しています。

平成 28 年（2016 年）11 月、パリ協定の発効に伴い、我が国は令和 12 年（2030 年）26%（2013 年度比）排出削減目標の着実な達成に向け、地球温暖化対策計画に基づき、対策を着実に進めるとともに、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として令和 32 年（2050 年）までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指しています。

COP24 では、日本が世界の脱炭素化を牽引するとともに、「環境と成長の好循環」を実現する世界のモデルとなるべく取組を進めること、脱炭素化と SDGs を実現するため、「地域循環共生圏」という将来ビジョンを構築したこと等を表明しました。

さらに、パリ協定の着実な実施のため、資金、能力開発および技術開発・移転を通じた支援を継続していくとしています。

3 東京都の取組

東京都は、平成 20 年（2008 年）3 月、「東京都環境基本計画」を策定し、平成 12 年（2000 年）を基準年として、令和 2 年（2020 年）までに東京都の温室効果ガス排出量を 25%削減する目標を掲げました。

平成 22 年度（2010 年度）からは、「地球温暖化対策報告書制度」の運用を開始しました。これは、中小規模事業所を都内に設置する全ての事業者が、事業所等ごとのエネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を東京都へ報告する制度です。省エネ診断事業や省エネ研修会などの支援策と合わせて、多面的に中小規模事業所の地球温暖化対策を推進しています。

平成 26 年（2014 年）12 月には、令和 2 年（2020 年）の東京オリンピックとその後の更なる先を見据え、「東京都長期ビジョン」を策定しました。東京都は、そのビジョンの中で、「豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現」という都市戦略を立て、スマートエネルギー都市の創造を進めていくこととしました。さらに、平成 12 年（2000 年）と比べてエネルギー消費量を令和 2 年（2020 年）までに 20%、令和 12 年（2030 年）までに 30%削減することと、再生可能エネルギーによる電力利用割合を令和 6 年（2024 年）までに 20%程度に拡大することの 2 つの目標を掲げました。

平成 28 年（2016 年）3 月には「東京都環境基本計画」を改定し、新たな目標と今後の政策が位置づけられました。東京都長期ビジョンの考え方や政策展開を踏まえ

ながら、「世界一の環境先進都市・東京」の実現をめざすとしたうえで、平成 12 年（2000 年）を基準年として、令和 12 年（2030 年）までに、東京都の温室効果ガス排出量を 30%削減する目標を掲げました。

4 特別区・オール東京 62 市区町村共同事業

京都議定書の発効を契機に、東京 23 区の区長でつくる「特別区長会」では、平成 17 年（2005 年）2 月 24 日、二酸化炭素などの排出抑制、循環型社会の形成、みどりのネットワークづくりなどについて、これまで以上に連携して取り組む決意を示す共同宣言を行いました。

平成 18 年度（2006 年度）には、地球温暖化防止特別区共同事業の重点プロジェクトの一つとして、23 区共通で温室効果ガス排出量の推計を行うことができる手法を開発・整備しました。この共通手法は、平成 20 年度（2008 年度）には区市共通版に拡充されています。

平成 19 年度（2007 年度）には、さらに都内市町村と連携し、共通課題を明確にした共同宣言を行い、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をスタートさせました。各自治体の地域の特性に応じた自然環境の保護や地球温暖化対策を推進するため、東京の 62 市区町村が共同してさまざまな事業に取り組んでいます。

平成 30 年度（2018 年度）には、62 市区町村共通版の「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」により算出した都内の市区町村ごとの温室効果ガス排出量の公表や、市民協働型温暖化対策実行計画推進研究会の設置・運営、気候変動への適応策に関する調査研究などを行いました。

第4項 区の地球温暖化対策とエネルギー問題への対応

1 練馬区の地球温暖化対策に関する計画

(1) 経緯

区は、これまで、環境基本計画や「練馬区地域省エネルギービジョン（平成 18 年 2 月策定。以下「省エネビジョン」といいます。）」に基づき、省エネルギー対策、地球温暖化対策に取り組んできました。省エネビジョン策定以降は、京都議定書目標達成計画が改定され、国や東京都が中・長期的な温室効果ガスの削減目標や対策等を示した計画を策定するなど、地球温暖化への対応が変化してきています。

こうした中、区は、平成 19 年度から、省エネビジョンに代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして、練馬区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」といいます。）の策定作業に着手し、平成 21 年 3 月に策定しました。

その後、平成 29 年 3 月に策定した練馬区環境基本計画 2011（後期計画）が地域推進計画を包含し、温室効果ガス排出量の削減目標などを定めています。

(2) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	区で排出される代表的な活動	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼による使用、他人から供給された電気の使用など	1
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行、生活排水の処理など	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行、生活排水の処理など	298
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	業務用冷凍空調機器からの排出、家庭用エアコンおよび冷蔵庫からの排出など	1,430 など
パーフルオロカーボン類（PFCs）	溶剤からの排出など （区ではほとんど排出されていない）	7,390 など
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備からの排出など （区ではほとんど排出されていない）	22,800
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	ふっ化物製造時の漏出など （区ではほとんど排出されていない）	17,200

(3) 区の温室効果ガス排出量

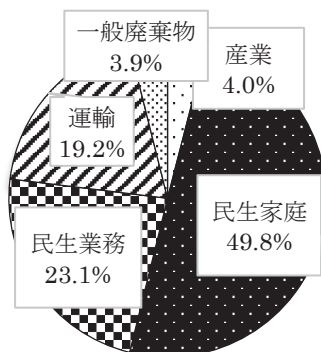
ア 温室効果ガス総排出量の推移

年度	基準年度 H25（2013） 実績値	H26（2014） 実績値	H27（2015） 実績値	H28（2016） 実績値
排出量 （千 t-CO ₂ eq）	2,257	2,170	2,027	1,972

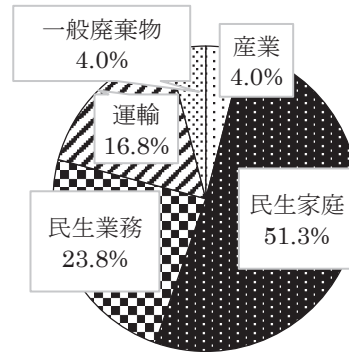
イ 二酸化炭素の部門別排出量の構成

平成 28 年度（2016 年度）の区内で排出された二酸化炭素のうち約 75%は、民生家庭部門（一般家庭）、民生業務部門（事業活動）から排出されました。

平成27年度（2015年度）



平成28年度（2016年度）



(4) 区の地球温暖化対策の目標

区内の温室効果ガス排出量は大部分が二酸化炭素であり、民生家庭部門、民生業務部門から排出されているという特性があり、国と異なります。しかし、地球温暖化対策の重要性に鑑み、以下のとおり、国と同水準の削減目標を掲げました。

長期目標

令和 12 年度（2030 年度）までに 26.0%削減する。

短期目標

令和元年度（2019 年度）までに 9.2%削減する。

※ 基準年度はいずれも平成 25 年度（2013 年度）

2 練馬区のエネルギーに関する計画

(1) 経緯

今まで国家的、広域的課題とされてきたエネルギー政策を、基礎的自治体である練馬区が行政計画として取り上げたのは、東日本大震災などを背景とする大きな時代の変化があったことによります。

従来の大規模集中型電力システムの災害時における安定供給面での脆弱性と、全体としてのエネルギー効率の限界が明らかになるとともに、小型発電機やコジェネレーション等の分散型発電技術が飛躍的に発展しました。また、再生可能エネルギーの普及拡大や、水素エネルギーをはじめとする次世代エネルギー活用への期待も高まっていました。

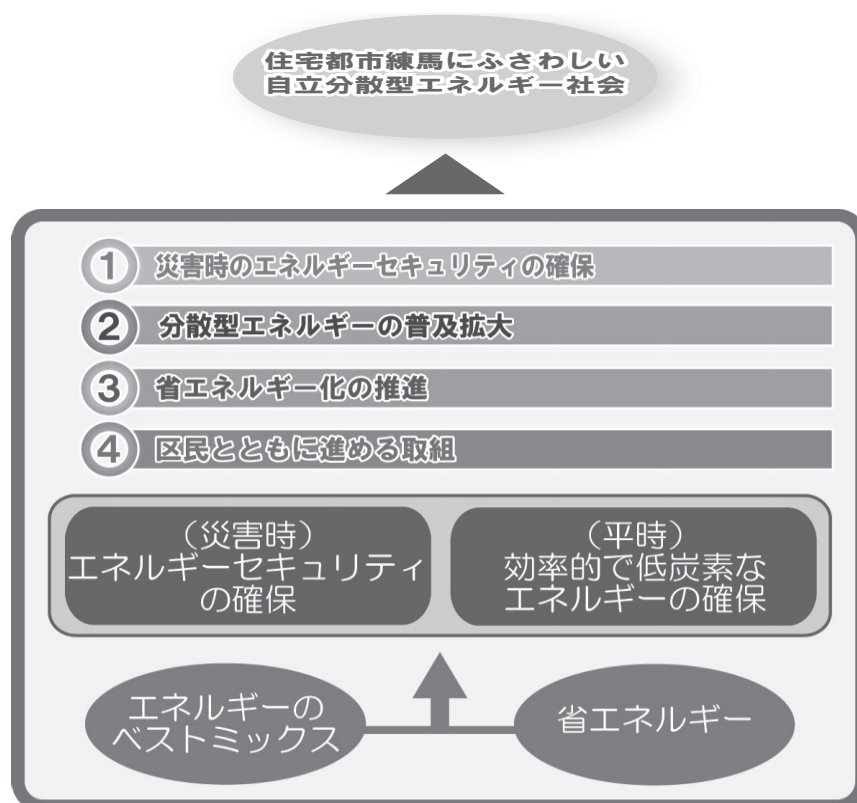
こうした中、有識者や事業者からなる「(仮称)練馬区エネルギービジョン検討会議」による検討を、平成 26 年 9 月から始めました。その後、区民の意見を反映させ、練馬区エネルギービジョン(以下「エネルギービジョン」といいます。)を平成 28 年 3 月に策定しました。

(2) 目的・位置づけ

住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の実現をめざし、災害時のエネルギーセキュリティの確保、効率的で低炭素なエネルギーの確保という二つの観点から、エネルギー政策を展開します。

■ 練馬区がめざす「自立分散型エネルギー社会」とは

エネルギーのベストミックスと省エネルギーを両輪として、地域全体のエネルギーセキュリティの確保と、効率的で低炭素なエネルギーの確保を実現した地域社会のこと。

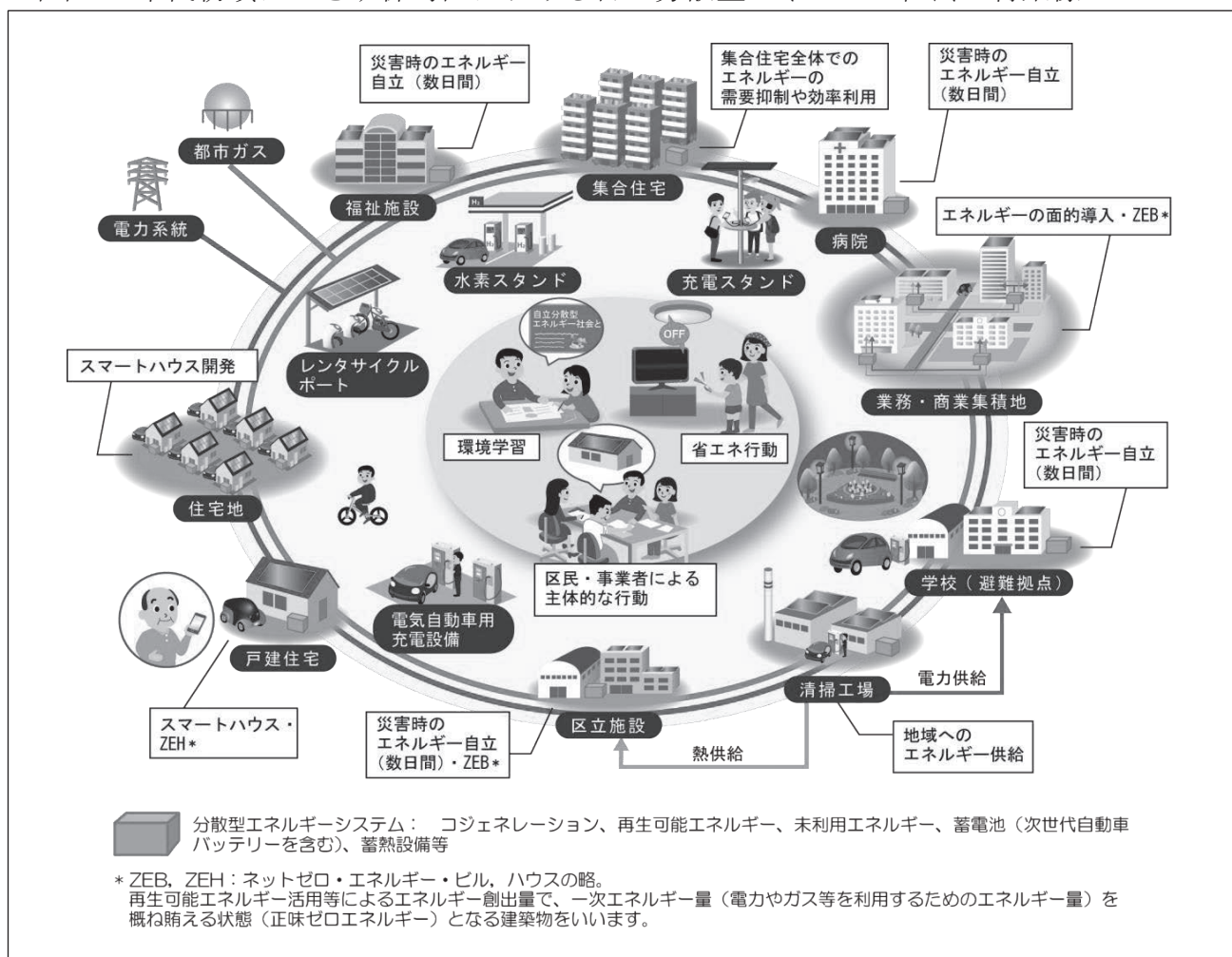


ア 自立分散型エネルギー社会の将来像

住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の理想的な姿として、練馬に関わるすべての主体が共有できるよう将来像を描きました。

将来像の主要要素となる3つの観点を、「生活」（区民生活や事業活動）、「社会」（区民等を後押しする社会の仕組み）、「空間」（住宅や街なみなど具体的な活動の場）と定義し、それぞれのめざす姿を示しました。

令和10年代初頭にめざす練馬区における自立分散型エネルギー社会の将来像



区民生活や事業活動〔生活〕

- ① 区民・事業者の間で、身近な省エネルギー対策が定着しています。
- ② エネルギー効率に優れた建物や製品等を優先的に選択する行動が定着しています。
- ③ 災害時のエネルギー確保への備え（設備、行動）が定着しています。

区民等を後押しする社会の仕組み〔社会〕

- ① 省エネ型の建物、製品およびサービスの選択を促すインセンティブ制度等が機能しています。
- ② 災害時には区内のエネルギー供給施設を皆で共有できる仕組みが整っています。

住宅や街なみなど具体的な活動の場〔空間〕

- ① 先導的な分散型エネルギー拠点が区内の数か所に実現しています。
- ② 家庭、事業所、区立施設では、各々の特性や目的に応じてエネルギーを組み合わせています。
- ③ みどり豊かで誰もが移動しやすい、低炭素で省エネルギー型のまちを形成しています。

イ エネルギービジョンの位置づけ

エネルギービジョンは、今後の区政運営の方向性を明らかにする「第2次みどりの風吹くまちビジョン ～新しい成熟都市・練馬をめざして～」(平成31年3月策定)に基づく、エネルギー政策に関する個別計画です。エネルギービジョンに示す取組は、第2次みどりの風吹くまちビジョンの戦略計画に基づく取組を中心に構成したものです。

(3) 計画期間

エネルギービジョンは、国や東京都のエネルギー対策との整合や連携を図りながら進めるため、令和10年代初頭までの期間を対象とします。

なお、今後もエネルギー情勢の変化や技術革新の進展が予想されることから、取組の状況を踏まえながら、概ね5か年ごとにエネルギービジョンを見直します。

次項目で示す取組は最初の5か年となる平成27年度から令和元年度までのもので、「みどりの風吹くまちビジョン」の戦略計画との整合を図りながら推進します。

(4) 取組の柱立て

エネルギービジョン実現への取組の柱立ては、「災害時のエネルギーセキュリティの確保」「分散型エネルギーの普及拡大」「省エネルギー化の推進」「区民とともに進める取組」の次の4点とし、重点的に取り組む事業を示しました。

ア 災害時のエネルギーセキュリティの確保

- ① プラグインハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車の避難拠点などでの緊急電源利用
- ② 避難拠点等におけるエネルギー確保の充実
- ③ 区民・事業者に対する分散型エネルギーシステムの導入支援

イ 分散型エネルギーの普及拡大

- ① 全国を先導する地域コジェネレーションシステムの創設
- ② 分散型エネルギーシステムの導入支援
- ③ 再生可能エネルギーのさらなる活用

ウ 省エネルギー化の推進

- ① 省エネルギー機器・設備の導入支援
- ② 区立施設における省エネルギー化の推進
- ③ 省エネ型ライフスタイルへの誘導

エ 区民とともに進める取組

- ① 災害時のエネルギーセキュリティの確保
- ② 分散型エネルギーの普及拡大
- ③ 省エネルギー化の推進
- ④ 協働による着実な推進

3 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度※

太陽光発電設備や家庭用燃料電池システムは、日常生活における温室効果ガスの発生を抑制する効果がありますが、設備の設置には多額の費用がかかります。

そこで、区では平成 18 年度から、これらの設備を設置した方に、その費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の区内への普及を促進しています。平成 22 年度から小規模事業者への補助、平成 25 年度からは管理組合への補助も行っています。

※ 平成 26 年度までの制度名は、「地球温暖化対策設備設置補助制度」



太陽光発電設備

平成 30 年度補助実績

設 備 種 類	補助対象者と補助金額※1	実 績	
		件数 (件)	金額 (千円)
太陽光発電設備	(区民・事業者) 5 万円	109	5,450
	(管理組合) 20 万円	0	0
強制循環式太陽熱利用システム	(区民・事業者) 2.5 万円	0	0
	(管理組合) 20 万円	0	0
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	(区民・事業者) 2.5 万円	55	1,375
家庭用燃料電池システム (エネファーム) ※2	(区民・事業者) 5 万円	568	28,361
蓄電システム	(区民・事業者) 6 万円	90	5,400
	(管理組合) 20 万円	0	0
ビークル・トゥ・ホームシステム※3	(区民・事業者) 2.5 万円	0	0
	(管理組合) 20 万円	0	0
改修窓 (窓の断熱改修)	(区民・事業者) 4 万円	32	1,264
	(管理組合) 20 万円	0	0
直管形 LED 照明等	(事業者) 2 万円	7	129
	(管理組合) 20 万円	26	4,206
合 計※4		887	46,185

※1 補助金額は 1 件あたり補助上限額

※2 抽選により申請額を減額して交付した 1 件を含む

※3 電気自動車等から電力を取り出し、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能を有するシステム

※4 合計は区民、事業者、管理組合の合計



家庭用燃料電池システム（エネファーム） 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

4 自立分散型エネルギー設備設置補助制度

平成 28 年度から、低炭素で高効率な自立分散型エネルギー設備の普及を促進するとともに、災害が起きた時の避難拠点等において、必要とされる最小限のエネルギーを確保するため、太陽光発電設備や蓄電システム等を設置した福祉避難所および災害時医療機関の運営者に対し、その一部を補助します。

なお、平成 30 年度の補助実績はありませんでした。

補助対象施設

補助対象施設	箇所数
福祉避難所	21
災害時医療機関	22
合計	43

補助対象設備

設備種類	補助上限金額
太陽光発電設備	20 万円
蓄電システム	
ビークル・トゥ・ホームシステム	

第5項 環境教育啓発事業

1 環境教育啓発事業

(1) エコライフチェック

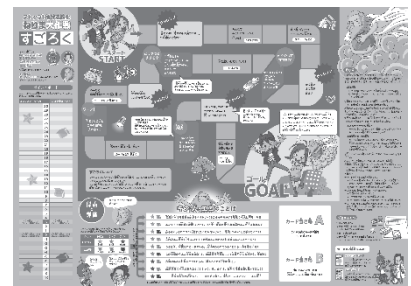
エコライフチェックとは、区民一人ひとりおよび各事業所が環境に配慮した行動（エコライフ）に取り組む日を自ら決めて実践し、普段の日の行動と比較（チェック）することで、エコライフの効果（二酸化炭素排出量の削減）を確認する啓発事業です。

この事業の特徴は、①日常行動でエコライフが実践できたかをチェックするだけなので気軽に参加できる、②エコライフの実践をチェックする「エコライフチェックシート」を区民と区が共同で作成している、という点です。

平成30年度は、区民42,213人および21事業所の取組により3.14tの二酸化炭素排出量を削減しました。

また、普及啓発用教材として、楽しみながら、日常生活で取り組める多様な環境配慮行動や、その二酸化炭素排出削減量等を学ぶことを目的として、エコライフチェックと関連させた「すごろく」を作成し、小学校に配付しました。

このほか、この事業の結果の還元を目的として、区立学校敷地にある樹木が吸収するCO₂量とエコライフチェックの結果を連携させ、分かりやすく表示した樹木用プレートを希望する学校に配付しました。



ストップ地球温暖化！ねりま大作戦すごろく

(2) 環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、昭和49年度から環境作文コンクールを実施しています。

平成30年度は、「わたしが取り組む地球温暖化対策」、「みんなに教えたいたいねりまの自然」、「わたしのもったいない活動と食べ残し」の3つのテーマに、938作品（小学生部門245作品、中学生部門693作品）の応募がありました。入賞作品は、作品集としてまとめ、区立図書館、環境課窓口、区ホームページ等で公開しています。

(3) こどもエコクラブの活動支援

（公財）日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ（幼児から高校生を対象とする環境活動クラブ）の地方事務局として、子どもの環境保全活動や環境学習を支援しています。平成30年度は4クラブ352名が登録・活動しました。

(4) ねりまエコ・アドバイザーの活動支援

ねりまエコ・アドバイザーとは、区地域で行われる環境保全活動への助言・協力等、区の環境施策に関することをを行う方々（ボランティア）のことです。区では、ねりまエコ・アドバイザー活動の支援として、フォローアップ研修を実施し、ニュースレター「ねりまエコ・アドバイザー通信」を発行しています。



環境学習の様子（学童クラブ）

また、ねりまエコ・アドバイザー相互の情報交換、連携等を図るため、平成 21 年に「ねりまエコ・アドバイザー協議会」が設立されました。

平成 30 年度は 41 名で活動し、平成 31 年 3 月 31 日現在、41 名のねりまエコ・アドバイザーが在籍しています。

平成 30 年度環境講演会（フォローアップ研修）

平成 31 年 3 月 3 日開催

講演名	世界都市農業サミット応援企画	ねりまの農業の現状と将来
講師	第一部 練馬区の農業の現状	練馬区都市農業課職員
	第二部 都市農業の意義と課題	後藤 光蔵 武蔵大学名誉教授

(5) 環境月間行事

毎年、6 月 5 日の「世界環境デー」に合わせ環境省が定める環境月間（6 月）の周知を図るとともに、区役所および区立施設で関連事業を行っています。

平成 30 年度は、練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）主催の「スタート！エコライフ 2018」に出展しました。

また、図書館 12 館、リサイクルセンター 4 か所で関連図書の展示、体験イベント等の関連事業を行いました。



環境月間周知ポスター

(6) 電気自動車、燃料電池自動車の活用

区は、地球温暖化対策に取り組む一環として、電気自動車および燃料電池自動車の導入を進めています。これらの車両は、走行中に二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの排気ガスを全く排出しない、静粛性に優れるといった特徴があります。また、災害時の避難拠点における緊急電源として活用することもでき、自立分散型エネルギー社会に向け大きな役割を担うことが期待されています。

区は、平成 30 年 8 月に、区内を 24 時間 365 日巡回する安全・安心パトロールカー 7 台を電気自動車に更新しました。現在、電気自動車を 10 台、燃料電池自動車を 2 台導入しています。

これらの電気自動車および燃料電池自動車は、現場調査などの日常業務をはじめ、イベント時は車両展示や車両の電力を活用した外部給電のデモンストレーション等で活躍しています。

平成 30 年度は 15 のイベントおよび避難拠点訓練等に参加しました。



練馬水素ステーションと燃料電池自動車



安全・安心パトロールカー（電気自動車）

(7) ねりまエコスタイルフェア

ねりまエコスタイルフェアは、地球温暖化防止
その他環境への負荷の低減に寄与する啓発活動とし
て、節電、省エネ・省資源につながる展示・発表な
どを行っています。

平成 30 年度は、練馬区と練馬区地球温暖化対策地
域協議会（ねり☆エコ）との共催により、練馬まつ
りの協賛事業として「地球に人に優しく暮らす」と
いうテーマのもと、平成 30 年 10 月 21 日(日)にとし
まえんで開催しました。

当日は、ねり☆エコの会員団体を中心に 25 団体が出展しました。内容は、家庭での
節電の取組紹介や省エネ・省資源につながる展示・発表、ミニステージでの紙芝居や
省エネ演劇、エコカー展示、スタンプを押して回る「エコキャラを探せ！」など、暮
らしの中でできるエコの啓発に取り組みました。

来場者は、練馬まつり・健康フェスティバル・練馬産業見本市の来場者とあわせて
約 35,000 人でした。



ねりまエコスタイルフェアの様子

(8) 節電対策

区は、身近なところからエネルギー使用の無駄を見直し、「無理
のない賢い節電」に取り組んでいます。

平成 30 年度も、平成 29 年度に引き続き、区施設で施設利用者
などの健康管理に配慮しながら、節電に取り組みました。夏期に
は、家庭や事業所に節電への協力を呼びかけるポスターを区内の
公設掲示板等に掲示しました。



夏期の節電ポスター

(9) ねりま打ち水大作戦

打ち水の効果や楽しさを広く周知・啓発することにより、
区民一人ひとりがヒートアイランド対策に積極的に取り組む
契機となることを目的として、打ち水の実施呼びかけ、用具
の貸し出しなどを実施しています。

平成 30 年度は、各家庭での取り組みに加え、区立施設や町
会・自治会など 30 団体が打ち水を実施しました。



商店街での打ち水イベント

(10) 練馬区民環境行動連絡会の活動支援

区の呼びかけに賛同した区民・事業者により組織された「練馬区民環境行動方針検
討会議」は、自ら環境問題に取り組む行動を考え、実現していくために、平成 16 年 8
月に「練馬区民環境行動方針」を策定しました。

この方針において提案されたプロジェクト案のうち、先行して取り組む項目を具体
化するために、検討会議委員の有志を中心にグループが結成されました。平成 17 年 4
月には、これらのグループ間の連絡・調整等を図るための組織として「練馬区民環境

行動連絡会」(以下「連絡会」といいます。)が発足し、活動しています。

区は連絡会と共催で、区民環境行動講演会を開催するとともに、広報紙の編集・発行を支援しています。その他、必要に応じて共同事業の実施、連絡会の活動への協力などを行っています。平成30年度は、区民環境行動講演会を2回開催、連絡会の広報紙「もっと！青い空」を2回発行しました。

平成30年度区民環境行動講演会

第1回 平成30年9月9日開催

講演名 地域でとりくむ省エネ・創エネ

講師 田中 信一郎氏 (一社) 地域政策デザインオフィス代表理事

真野 秀太氏 みんな電力株式会社 事業開発部部长

第2回 平成31年3月23日開催

講演名 地球温暖化と私たちの未来

講師 江守 正多氏 国立環境研究所 地球環境研究センター 副センター長

(11) 練馬区地球温暖化対策地域協議会 (ねり☆エコ)

区内の日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制に必要な取組を協議し、企画・実施するため、平成22年5月に設立されました。

平成23年度に区民公募により、「ねり☆エコ」という愛称になりました。

練馬区をはじめ、区民団体、事業者団体、教育関係者、学識経験者、行政関係機関など29会員で構成されています。

平成30年度には「ねりまエコスタイルフェア」のほか、国が定める環境月間や地球温暖化防止月間、省エネルギー月間に合わせ、「どう向き合う？地球温暖化」「環境にやさしい発電 実験してみよう！燃料電池ってなんだろう？」「私たちが直面する2つの気候変化～地球温暖化とヒートアイランド～」をテーマとする講演会を行いました。

また区民向けに、地球温暖化・省エネに関する練馬区民意識調査の実施、小学3年生から中学2年生を対象に、地球温暖化に関係するテーマに沿った作品を募集する「こどもエコ・コンクール」などの事業を実施し、啓発活動を進めました。さらに、地球温暖化対策に寄与する民間イベントの後援、地域イベントへの協力など、節電・省エネ・省資源を働きかけ、温室効果ガスの排出抑制を啓発しています。

第6項 区の事務事業における環境配慮活動の推進

1 環境配慮活動の推進

区は、事務事業を執行する中で、地球温暖化防止をはじめとする環境課題の解決に向けて取り組んでいます。

温室効果ガスの削減、環境に配慮した活動の推進、それらを継続的に改善していく仕組みをつくる必要があります。環境マネジメントシステム（EMS）は、企業や自治体等が組織運営や経営の中で、自主的に環境保全に関する取組を進めるためのシステムです。環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるため、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実施および運用）、Check（点検）および Action（見直し））の手法を利用します。

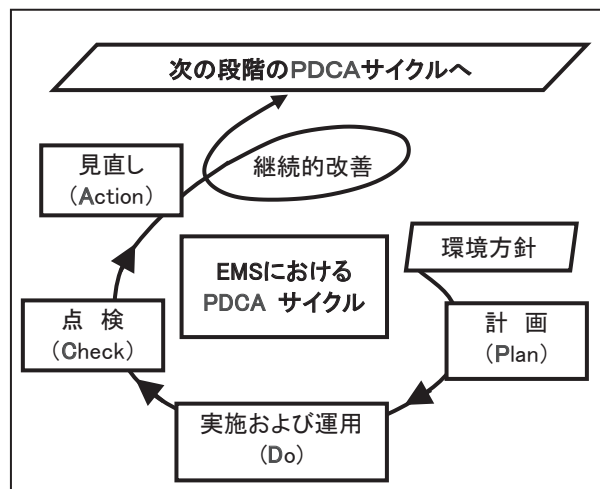
区は、平成 13 年 2 月、練馬区環境方針を定め、平成 13 年度から環境マネジメントシステムを区長部局において運用を開始し、世界共通の規格である ISO 14001 を認証取得しました。

その後、平成 16 年度から ISO 14001 の認証適用範囲を区立小中学校・幼稚園にも拡大して、指定管理者制度を適用した施設（以下「指定管理者施設」といいます。）を除く全施設で運用してきました。

ISO 14001 認証取得後 9 年間の取組の中で、目標管理の仕組みが定着したことにより、環境マネジメントシステムは一定の成果が得られました。

そこで、平成 23 年 3 月、ISO 14001 によらない練馬区独自の仕組みとして、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」を策定し、その適用範囲は指定管理者施設を含む全施設としました。

平成 23 年度から区は、この「ねりまエコプラン」に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するとともに、事務事業の中で環境に配慮した活動を推進することで、環境課題の解決に向けて取り組んでいます。



2 平成 30 年度の取組の概要

(1) 区立施設の節電対策

東日本大震災以降の電力不足対策として、区は自主的に節電に取り組んでいます。夏期には、区立施設に意識啓発用の節電ポスターを配布し、掲示しています。



(2) 練馬区環境管理実行計画

「ねりまエコプラン」の取組の一つである「練馬区環境管理実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減等を進めています。平成 30 年度は、温室効果ガス排出量および電気使用量の目標をいずれも達成することができました。

削減目標の達成状況

	平成 30 年度実績	目標値(平成 21 年度比 7%削減)	平成 29 年度実績
温室効果ガス排出量※ (t-CO ₂ eq)	42,978	43,003	43,862
電気使用量(kWh)	72,398,844	75,451,501	73,335,510

※ 平成 21 年度排出係数で算出

その他取組項目の状況

	平成 30 年度実績	(平成 21 年度実績)	平成 29 年度実績
都市ガス使用量 (m ³)	4,683,264	4,754,282	4,867,622
L P G使用量 (kg)	50,369	49,628	51,548
重油使用量 (ℓ)	397,441	405,044	422,771
灯油使用量 (ℓ)	3,467	4,071	4,082
地域冷暖房熱使用量 (GJ)	9,190	29,679	9,260
自動車燃料使用量 (ガソリン換算値) (ℓ)	175,855	282,758	174,999
水道使用量 (m ³)	1,583,840	1,634,837	1,556,132
用紙使用量(A4 換算値) (枚)	120,183,204	105,573,660※	117,169,719
廃棄物排出量 (t)	2,215	3,241	2,353

※ 用紙使用量においては、平成 21 年度は指定管理者施設を含めた用紙使用量は計測していないため、平成 23 年度を基準年とする。

(3) 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(以下「環境配慮契約法」といいます。)第 11 条第 4 項の規定に基づく平成 30 年度における契約の締結実績の概要はつぎのとおりです。

環境配慮契約法および練馬区電力調達に係る環境配慮方針に基づき、電力の供給を受ける契約について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に努め、参加資格を制限する競争入札を行い、161 の区立施設において環境配慮契約を締結しました。

練馬区環境方針

(基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にする文化を育むとともに、環境を保全するための仕組みをつくるのが、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、環境基本条例や環境基本計画に基づく施策を率先して推進します。

(基本方針)

1 率先して環境への負荷を減らします。

- (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
- (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

2 みどりと共生できる生活都市を推進します。

- (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
- (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
- (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。

3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。

- (1) 環境にやさしいところを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
- (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、環境保全を推進します。
- (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。

第7項 良好な地域環境をつくる

経済の高度成長期における環境問題は、「公害の克服」が中心課題でした。当時は、ばい煙や自動車による大気汚染、工場や家庭からの排水による河川の汚濁、建設工事や事業所からの騒音・振動などが問題となっていました。その後、燃焼技術の向上や下水道の普及、工事方法の改良などが図られ、大きく改善されるようになりました。

また、1990年代以降は、ダイオキシン類、アスベストや土壌汚染が問題になりましたが、現在では法整備も進み、改善への取組が着実に進められています。

区では、大気汚染の常時監視を行うとともに、区立施設において空間放射線量の定期測定などを実施することで、より良好で快適な生活環境の保全に努めています。

1 大気汚染

(1) 大気汚染の状況

大気汚染とは、人の生活や事業活動などによって排出されるさまざまな物質が、大気中で化学変化を伴うものも含めて、人体に有害な物質として、大気を汚染することをいいます。

大気汚染の発生源には、工場・事業場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。大気汚染の原因となる物質には、窒素酸化物、いおう酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントおよびベンゼン等の揮発性有機化合物などがあります。

また、フロンガスによるオゾン層の破壊、二酸化炭素等による地球温暖化、プラスチックの燃焼などで発生するダイオキシン類による汚染などが問題となっており、地球的規模で取組の強化が図られています。

ア 環境基準

環境基準とは、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準のことです。これは、環境基本法に定められており、環境基本法制定以前は、公害対策基本法で環境基準が定められていました。

大気汚染の環境基準については、昭和40年代に一酸化炭素や光化学オキシダントなどが、最近では平成21年に微小粒子状物質（PM2.5）が定められています。

大気汚染に係る主な環境基準はつぎのとおりです。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	長期的評価の方法	発生原因	健康への影響	汚染防止対策
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	年間の 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する日の値 (98%値) が 0.06ppm 以下であれば「達成」とする。※1	工場事業場及び自動車などの燃焼に伴い発生。	喉や肺を刺激し気管支炎や上気道炎などを起こす。	低 NOx 燃焼、排煙脱硫、自動車排ガス低減
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	年間の 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるものを除外した日の値 (2%除外値) が環境基準以下である場合は「達成」と評価する。ただし、1 日平均値が 2 日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」とする。※1	工場などからのばいじんと粉じん、ディーゼル黒煙による。	肺胞に沈着し気管支炎や上気道炎などを起こす。	電気集じん機 (ばいじん)、防じんカバーの設置 (粉じん)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。		不完全燃焼に伴い発生。主に自動車排出ガスによる。	血液中のヘモグロビンと結びつき、酸素欠乏を起こす。	自動車排ガスの低減
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	1 年間の平均値を環境基準 (15 μg/m ³) と比べて評価する。※2	工場などからのばいじんと粉じん、ディーゼル黒煙による。	肺胞に沈着し気管支炎や上気道炎などを起こす。	電気集じん機 (ばいじん)、防じんカバーの設置 (粉じん)
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。		窒素酸化物と炭化水素類の光化学反応により二次的に発生。	目、喉などを強く刺激。	施設構造の改良、処理装置設置など自動車排出ガス低減

※1 1 年間に 6,000 時間以上測定した測定室を評価の対象とする。

※2 1 時間値の欠測が 4 時間を超える測定日の 1 日平均値は用いないものとし、年間の総有効測定日数が 250 日に満たない測定室については評価の対象としない。

有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

イ 大気汚染における自動車に係る国および東京都の対策

国および東京都では、自動車が主な発生源である二酸化窒素および浮遊粒子状物質に係る環境基準達成に向け取り組んできました。

国は「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」を定め、自動車からの排出削減に取り組んできました。東京都はこれに基づき、令和 2 年度までに二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成することを目標とした「東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」の策定、自動車公害対策としてディーゼル車の粒子状物質の排出基準を定め、基準を満たさない車両の都内通行禁止などにより、粒子状物質の抑制に努めてきました。現在では、低公害車・低燃費車の普及促進を図るための、ハイブリッドトラック導入補助金などを設け、粒子状物質排出量の更なる低減を推進しています。

このため、二酸化窒素および粒子状物質といった自動車交通に起因する大気環境は改善傾向を示し、区内の測定結果では環境基準を達成しています。

ウ 大気汚染常時測定の体制

区内の大気汚染の現状を把握するため、東京都環境局が区内の 3 か所で大気の常時測定を行っています。このほか、区では 13 か所 (一般 3 か所、沿道 10 か所 : 大

気汚染測定室配置図のとおり）で大気の常時測定をしています。

大気汚染測定室別測定項目

測定室		分類	測定項目	測定開始年
都 測 定 局	練馬区石神井町(都立石神井公園)	一般	Ox, NOx, WM4, CO, SPM, NMHC, PM2. 5	平成 21 年
	練馬区北町(北町小学校)	一般	Ox, NOx, WM4, SPM, PM2. 5, SR	昭和 47 年
	練馬区練馬(開進第二中学校)	一般	NOx, SPM, WM4, PM2. 5	平成元年
区 測 定 室	豊玉北	一般	Ox, NOx, WM4, SPM	昭和 47 年
	石神井南中学校	一般	Ox, NOx, WM2	昭和 47 年
	大泉中学校	一般	Ox, NOx	昭和 48 年
	北町小学校	沿道	NOx	昭和 58 年
	くすのき緑地	沿道	NOx	平成 20 年(移設)
	石神井西小学校	沿道	NOx	昭和 58 年
	長光寺橋公園	沿道	NOx, SPM	昭和 59 年
	谷原交差点	沿道	NOx, SPM	昭和 59 年
	大泉北小学校	沿道	NOx	昭和 59 年
	小竹	沿道	NOx, SPM, 騒音	昭和 60 年
	大泉町三丁目	沿道	NOx, WM2, 騒音	平成 6 年
	大泉町四丁目	沿道	NOx, WM2, 騒音	平成 6 年
	高松一丁目	沿道	NOx, SPM	平成 19 年

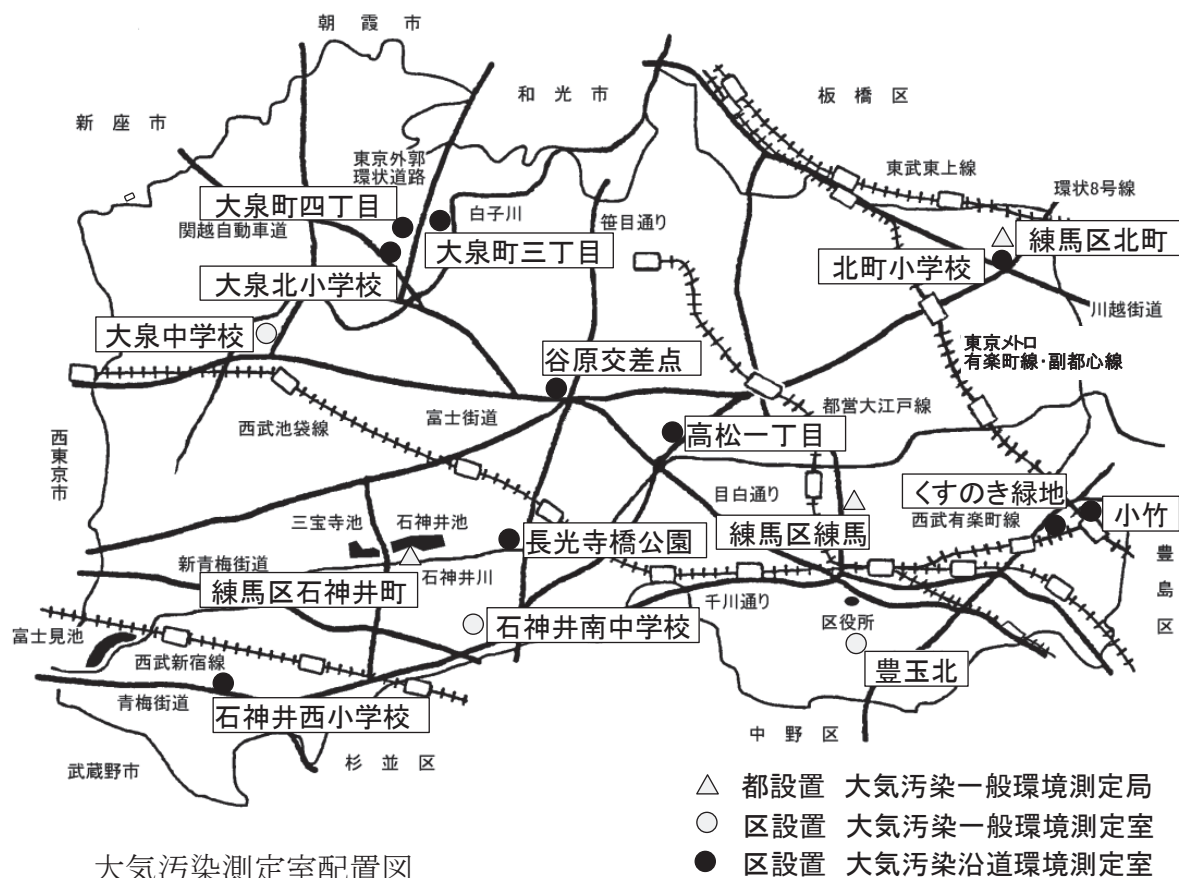
※「一般」とは大気汚染一般環境測定室

※「沿道」とは大気汚染沿道環境測定室

※WM4：気象計（風向・風速・温度・湿度） WM2：気象計（風向・風速） SR：日射量

NOx：窒素酸化物計 SPM：浮遊粒子状物質計 Ox：光化学オキシダント計

CO：一酸化炭素計 PM2.5：微小粒子状物質計 NMHC：非メタン炭化水素計



エ 大気汚染常時測定の結果

平成 30 年度の区内の大気汚染物質ごとの状況は、下表のとおりです。

光化学オキシダント（O_x）、浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

測定項目		光化学オキシダント（O _x ）※1			浮遊粒子状物質（SPM）		
項目 測定室名		昼間の 1 時 間値の年度 平均値 (ppm)	昼間の 1 時 間値の最高 値 (ppm)	環境基準 達成状況	年度平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値※2 (mg/m ³)	環境基準 達成状況
26 年度	豊 玉 北	0.034	0.161	×	0.021	0.052	○
	石神井南中学校	0.032	0.147	×	－	－	－
	大 泉 中 学 校	0.033	0.151	×	－	－	－
	長光寺橋公園	－	－	－	0.022	0.054	○
	谷 原 交 差 点	－	－	－	0.022	0.057	○
	小 竹	－	－	－	0.021	0.049	○
	高 松 一 丁 目	－	－	－	0.021	0.054	○
27 年度	豊 玉 北	0.035	0.186	×	0.019	0.045	○
	石神井南中学校	0.032	0.180	×	－	－	－
	大 泉 中 学 校	0.031	0.184	×	－	－	－
	長光寺橋公園	－	－	－	0.020	0.048	○
	谷 原 交 差 点	－	－	－	0.022	0.055	○
	小 竹	－	－	－	0.020	0.045	○
	高 松 一 丁 目	－	－	－	0.019	0.047	○
28 年度	豊 玉 北	0.033	0.136	×	0.017	0.044	○
	石神井南中学校	0.033	0.144	×	－	－	－
	大 泉 中 学 校	0.031	0.133	×	－	－	－
	長光寺橋公園	－	－	－	0.018	0.043	○
	谷 原 交 差 点	－	－	－	0.018	0.043	○
	小 竹	－	－	－	0.020	0.039	○
	高 松 一 丁 目	－	－	－	0.017	0.043	○
29 年度	豊 玉 北	0.036	0.159	×	0.016	0.037	○
	石神井南中学校	0.034	0.161	×	－	－	－
	大 泉 中 学 校	0.031	0.151	×	－	－	－
	長光寺橋公園	－	－	－	0.018	0.044	○
	谷 原 交 差 点	－	－	－	0.018	0.039	○
	小 竹	－	－	－	0.019	0.037	○
	高 松 一 丁 目	－	－	－	0.017	0.040	○
30 年度	豊 玉 北	0.032	0.160	×	0.020	0.049	○
	石神井南中学校	0.032	0.137	×	－	－	－
	大 泉 中 学 校	0.033	0.126	×	－	－	－
	長光寺橋公園	－	－	－	0.018	0.047	○
	谷 原 交 差 点	－	－	－	0.019	0.048	○
	小 竹	－	－	－	0.021	0.043	○
	高 松 一 丁 目	－	－	－	0.016	0.044	○

※1 光化学オキシダントにおける環境基準の評価は、昼間（5時～20時）の時間帯の測定値で行う。

1年間で昼間の1時間値が1回でも環境基準値を超えたかどうかで評価をする。（短期的評価）

※2 浮遊粒子状物質の「日平均値の2%除外値」については、大気汚染に係る環境基準の「長期的評価の方法」（32 ページ）を参照のこと。

窒素酸化物（NO_x）の測定結果

測定項目		一酸化窒素（NO）			一酸化窒素（NO ₂ ）				
	項目 測定室	1 時間値		1 日平均値	1 時間値		1 日平均値		環境基準 達成状況
		年度平均値 (ppm)	年度最高値 (ppm)	年度最高値 (ppm)	年度平均値 (ppm)	年度最高値 (ppm)	日平均の 98% (ppm)	年度最高値 (ppm)	
26 年度	豊 玉 北	0.005	0.177	0.068	0.017	0.077	0.037	0.048	○
	石神井南中学校	0.005	0.169	0.073	0.017	0.077	0.035	0.044	○
	大 泉 中 学 校	0.006	0.234	0.077	0.018	0.155	0.040	0.046	○
	北 町 小 学 校	0.025	0.297	0.139	0.028	0.085	0.046	0.054	○
	くすのき緑地	0.038	0.347	0.196	0.026	0.077	0.046	0.057	○
	石神井西小学校	0.016	0.209	0.096	0.023	0.079	0.039	0.046	○
	長光寺橋公園	0.022	0.220	0.099	0.025	0.087	0.043	0.051	○
	谷 原 交 差 点	0.016	0.281	0.112	0.025	0.087	0.043	0.050	○
	大泉北小学校	0.007	0.209	0.095	0.018	0.074	0.035	0.044	○
	小 竹	0.010	0.215	0.110	0.021	0.075	0.039	0.048	○
	高 松 一 丁 目	0.011	0.256	0.096	0.020	0.075	0.037	0.047	○
27 年度	大泉町三丁目	0.012	0.237	0.112	0.021	0.076	0.036	0.044	○
	大泉町四丁目	0.010	0.241	0.106	0.021	0.080	0.038	0.044	○
	豊 玉 北	0.004	0.117	0.044	0.017	0.073	0.038	0.043	○
	石神井南中学校	0.005	0.143	0.052	0.016	0.072	0.036	0.041	○
	大 泉 中 学 校	0.005	0.140	0.057	0.017	0.091	0.040	0.043	○
	北 町 小 学 校	0.024	0.268	0.094	0.027	0.086	0.048	0.056	○
	くすのき緑地	0.032	0.268	0.120	0.027	0.080	0.048	0.052	○
	石神井西小学校	0.015	0.231	0.074	0.023	0.077	0.041	0.045	○
	長光寺橋公園	0.018	0.150	0.065	0.024	0.075	0.042	0.045	○
	谷 原 交 差 点	0.015	0.211	0.083	0.024	0.082	0.043	0.049	○
	大泉北小学校	0.007	0.177	0.065	0.018	0.080	0.038	0.044	○
28 年度	小 竹	0.009	0.220	0.073	0.020	0.080	0.043	0.047	○
	高 松 一 丁 目	0.009	0.239	0.077	0.019	0.075	0.040	0.047	○
	大泉町三丁目	0.011	0.195	0.086	0.020	0.071	0.038	0.044	○
	大泉町四丁目	0.010	0.212	0.075	0.022	0.075	0.040	0.046	○
	豊 玉 北	0.003	0.162	0.058	0.015	0.085	0.034	0.048	○
	石神井南中学校	0.005	0.188	0.083	0.016	0.079	0.035	0.049	○
	大 泉 中 学 校	0.005	0.177	0.073	0.016	0.078	0.036	0.051	○
	北 町 小 学 校	0.022	0.278	0.118	0.024	0.087	0.044	0.056	○
	くすのき緑地	0.028	0.282	0.130	0.026	0.087	0.045	0.056	○
	石神井西小学校	0.015	0.244	0.089	0.021	0.079	0.039	0.052	○
	長光寺橋公園	0.017	0.198	0.095	0.022	0.084	0.041	0.052	○
29 年度	谷 原 交 差 点	0.013	0.286	0.107	0.022	0.098	0.042	0.054	○
	大泉北小学校	0.007	0.217	0.082	0.017	0.084	0.037	0.050	○
	小 竹	0.008	0.240	0.108	0.019	0.080	0.037	0.053	○
	高 松 一 丁 目	0.009	0.242	0.092	0.018	0.085	0.039	0.050	○
	大泉町三丁目	0.010	0.247	0.106	0.019	0.083	0.040	0.047	○
	大泉町四丁目	0.009	0.238	0.098	0.020	0.080	0.040	0.049	○
	豊 玉 北	0.003	0.138	0.042	0.015	0.100	0.038	0.046	○
	石神井南中学校	0.005	0.199	0.057	0.016	0.081	0.037	0.044	○
	大 泉 中 学 校	0.006	0.223	0.060	0.016	0.092	0.037	0.047	○
	北 町 小 学 校	0.021	0.231	0.094	0.025	0.092	0.045	0.061	○
	くすのき緑地	0.025	0.291	0.105	0.025	0.106	0.048	0.055	○
30 年度	石神井西小学校	0.014	0.157	0.065	0.022	0.076	0.040	0.048	○
	長光寺橋公園	0.015	0.167	0.067	0.022	0.076	0.039	0.048	○
	谷 原 交 差 点	0.013	0.201	0.082	0.023	0.090	0.043	0.055	○
	大泉北小学校	0.006	0.174	0.056	0.017	0.078	0.035	0.045	○
	小 竹	0.008	0.194	0.079	0.019	0.096	0.042	0.051	○
	高 松 一 丁 目	0.009	0.198	0.073	0.018	0.082	0.039	0.050	○
	大泉町三丁目	0.010	0.216	0.078	0.018	0.076	0.037	0.045	○
	大泉町四丁目	0.008	0.196	0.073	0.019	0.084	0.038	0.048	○
	豊 玉 北	0.003	0.156	0.043	0.014	0.079	0.038	0.044	○
	石神井南中学校	0.003	0.142	0.048	0.014	0.072	0.037	0.042	○
	大 泉 中 学 校	0.004	0.165	0.056	0.014	0.098	0.038	0.045	○
30 年度	北 町 小 学 校	0.017	0.238	0.078	0.022	0.082	0.044	0.051	○
	くすのき緑地	0.021	0.268	0.113	0.023	0.082	0.047	0.052	○
	石神井西小学校	0.011	0.175	0.064	0.020	0.076	0.039	0.043	○
	長光寺橋公園	0.012	0.142	0.073	0.020	0.080	0.041	0.044	○
	谷 原 交 差 点	0.012	0.235	0.084	0.021	0.087	0.042	0.049	○
	大泉北小学校	0.005	0.189	0.057	0.015	0.076	0.038	0.043	○
	小 竹	0.007	0.224	0.068	0.017	0.077	0.039	0.046	○
	高 松 一 丁 目	0.007	0.218	0.056	0.016	0.079	0.039	0.043	○
	大泉町三丁目	0.007	0.195	0.058	0.016	0.070	0.038	0.041	○
	大泉町四丁目	0.006	0.168	0.057	0.017	0.076	0.039	0.042	○

(2) 光化学スモッグ

自動車や工場から排出される窒素酸化物および揮発性有機化合物（VOC）が、太陽の強い紫外線を受けて化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させます。このとき気象条件によっては、光化学オキシダントが高濃度になり、白くモヤがかかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

光化学スモッグが発生すると、目や喉の粘膜が刺激され、その結果、目がチカチカする、喉が痛む、頭痛、息苦しさなどの症状が出ることがあります。

昭和 45 年に杉並区の高等学校で発生した事例が日本で最初の光化学スモッグ被害です。その後、2 例目として大泉中学校（昭和 46 年）、3 例目として石神井南中学校（昭和 47 年）と、練馬区内での被害が続きました。

光化学スモッグ情報は、「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）」に基づいて発令され（発令基準のとおり）、東京都から各区市町村に提供されます。区では、光化学スモッグ注意報、警報、重大緊急報の発令があった場合、「練馬区光化学スモッグ緊急対策実施要綱」に基づき、防災無線放送塔を通じて区民に情報提供のうえ、注意を喚起しています。また、学校情報が提供された場合は、防災ラジオにより学校等の施設に情報提供を行っています。

発令基準

段階	発令の基準	対応
学校情報	オキシダント濃度 0.10ppm 以上で継続するとき	区立施設等に対して防災ラジオにより情報を提供する。
注意報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上で継続するとき	防災ラジオに加え、防災無線放送塔から区内全域に音声でお知らせする。
警報 ^{※1}	オキシダント濃度 0.24ppm 以上で継続するとき	
重大緊急報 ^{※2}	オキシダント濃度 0.40ppm 以上で継続するとき	

※1 光化学スモッグ警報は、昭和 51 年以降、発令されていない。

※2 光化学スモッグ重大緊急報は、発令されたことがない。

光化学スモッグ注意報等の発令日数と被害者数

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
区内学校情報※ ¹	11	18	6	9	16
区内注意報※ ¹	3	11	2	5	4
区内被害者数※ ²	0	0	0	0	0
都内学校情報※ ³	28	25	15	17	22
都内注意報※ ³	9	14	5	6	9
都内被害者数※ ⁴	0	0	0	0	0

※1 区内学校情報、区内注意報は、区西部地域（新宿区、文京区、豊島区、中野区、杉並区、板橋区、北区、練馬区）で発令された日数

※2 区内被害者数は、練馬区内の被害者数

※3 都内学校情報、都内注意報は、東京都内いずれかで発令された日数

※4 都内被害者数は、東京都内の被害者数

(3) 悪臭

悪臭防止法は、事業活動に伴って発生する悪臭を規制する法律です。この法律は平成 13 年度まで特定悪臭物質の濃度による規制手法をとっていました。しかし、この手法は、精密分析機器を必要とすることや複合臭に対しての規制が十分ではないこと等の問題がありました。そのため、平成 14 年 7 月 1 日から、特定悪臭物質の濃度による規制に加えて、嗅覚測定法（悪臭を全体として感覚でとらえて臭気濃度を測定する方法）を用いた「臭気指数」による規制を適用できるように改正されています。

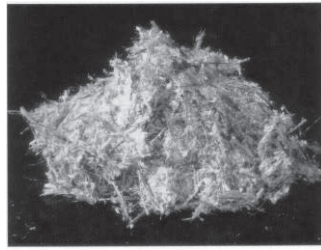
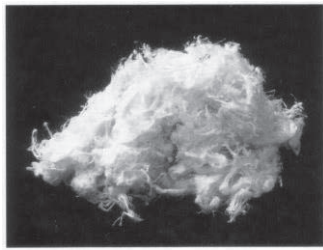
このほかに、東京都環境確保条例による悪臭規制がありますが、悪臭防止法の改正にあわせて平成 14 年 7 月 1 日から、「臭気濃度」による規制から「臭気指数」による規制に変更されています。

悪臭に関する苦情受付件数は、「発生源別・現象別用途地域別苦情受付件数（平成 30 年度）」（59 ページ）、「過去 10 年間の発生源別・現象別苦情受付件数」（60 ページ）を参照して下さい。

(4) アスベスト

ア アスベストとは

アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれる天然鉱物繊維で、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの 6 種類があります。



クリソタイル（白石綿）

クロシドライト（青石綿）

アモサイト（茶石綿）

写真：社団法人日本石綿協会（現一般社団法人 JATI 協会）

アスベストは、糸や布として織ることができ（紡織性）、不燃・耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、絶縁性などに優れた性質を有しています。また、安価なため、昭和 45 年頃から平成 2 年頃にかけて大量に輸入され、多くは建材として建築物に使用されてきました。

しかし、アスベストの繊維は、微細で軽いため飛散しやすく、吸い込むことでアスベスト肺や肺がん、中皮腫などの原因になることが知られています。

今後、これらの建築物の老朽化による、改修・建替工事の増加が見込まれることから、区はアスベストの飛散防止に取り組んでいきます。

イ 法令による規制

法令により、アスベストの含有率が 0.1%を超える製品等について、様々な規制が行われています。

(ア) 労働安全衛生法・労働安全衛生規則・石綿障害予防規則

アスベスト含有製品等の製造・使用等を禁止しています。また、アスベスト含有吹付け材・保温材等の除去等を伴う解体等工事について、労働基準監督署への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けています。

(イ) 大気汚染防止法

アスベスト含有吹付け材・保温材等の除去等を伴う解体等工事について、区への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けています。また、アスベスト製品製造工場に対する規制も定めています。

(ウ) 建築基準法

建築物の増改築時および大規模な修繕・模様替え時において、吹付けアスベストおよびアスベスト含有吹付けロックウールの除去等を義務付けています。

(エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

アスベスト含有廃棄物について、適正な処理を義務付けています。

(オ) 東京都環境確保条例

アスベスト含有吹付け材・保温材等の除去等を伴う一定規模以上の解体等工事について、区への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けています。

(カ) 練馬区アスベスト飛散防止条例

大気汚染防止法が対象としていない成形板を含むアスベスト含有建材の除去等

を伴う解体等工事について、区への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けています。また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けています。

アスベスト除去等工事の届出件数

	建材種類	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
大気汚染防止法 (東京都環境確保 条例を含む)	吹付け材 保温材等	28	25	16	52	96
練馬区アスベスト 飛散防止条例	成形板	311	269	320	302	372

ウ 民間建築物のアスベスト対策への支援

建築物の所有者等の負担軽減を図るとともに、アスベスト含有吹付け材の一掃により、安全で安心なまちづくりに寄与することを目指しています。

(ア) アスベスト調査費用の助成

区では平成 17 年 10 月から、区内の民間建築物に使用されている吹付け材について、アスベスト含有の有無等を確認するための調査費用の一部を助成しています。

(イ) アスベスト含有吹付け材除去工事費用の助成

区では平成 19 年 4 月から、区内の民間建築物の増改修などに伴うアスベスト含有吹付け材の除去工事費用の一部を助成しています。

アスベストの調査費用および除去工事費用の助成 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

建築物等の用途	調査費用の助成		除去工事費用の助成	
	助成率	限度額	助成率	限度額
戸建住宅	調査費用の 2 分の 1	5 万円	工事費用の 3 分の 2	200 万円
分譲共同住宅、賃貸共同住宅、事業所等		10 万円	工事費用の 2 分の 1	400 万円

※ 除去工事費用については、住宅修築資金融資あっせん（担当：都市整備部住宅課）や産業融資資金あっせん（担当：産業経済部経済課）を受けられる場合があります。

アスベストの調査費用および除去工事費用の助成件数

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
調査費用	4	1	0	0	3
除去工事費用	3	14	0	2	3

エ アスベストの環境調査

区では、平成 18 年度から一般環境大気中のアスベスト濃度を 4 地点（定点）で年 4 回調査しています。（平成 23 年度からは総繊維数濃度を測定。総繊維数濃度とは、アスベストに限らず測定空気内の繊維状物質の濃度を測定した数値。）

なお、アスベストの環境基準は現在のところ設定されていません。

一般環境大気中のアスベスト調査結果

単位：（本／L）

調査地点	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
豊玉小学校屋上（豊玉中 4-2-20）	0.22	0.36	0.073	0.18	0.29
練馬東中学校屋上（春日町 2-14-22）	0.20	0.47	0.070	0.21	0.26
大泉西中学校屋上（西大泉 3-19-27）	0.22	0.31	0.068	0.25	0.23
石神井小学校屋上（石神井台 1-1-25）	0.24	0.30	0.092	0.29	0.24

※ 調査結果は年 4 回（5、8、11、2 月）の平均値。

※ 建物が解体されたため、30 年度から調査地点を情報公開室（豊玉北 6-8-2）から豊玉小学校に変更。

※ 建替工事のため、30 年度の調査地点を大泉西中学校から大泉学園町福祉園（大泉学園町 3-9-20）に、石神井小学校から石神井庁舎（石神井町 3-30-26）に変更。

※ 改修工事のため、28 年度 8 月、30 年度 8 月の調査地点を練馬東中学校から春日町児童館屋上（春日町 2-28-3）に変更。

※ 測定値は有効数字 2 桁とし、3 桁目以下は切り捨てとする。

(5) ダイオキシン類

ア ダイオキシン類の性質等

平成 11 年 7 月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）を「ダイオキシン類」と定義し、多数の異性体のうち、PCDD では 7 種類、PCDF では 10 種類、Co-PCB では 12 種類が、毒性があるものとして規定されています。各々の異性体で毒性が異なるため、最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンを基準にした量に換算し、その合計を毒性等量（TEQ）として評価します。

(ア) 性状

常温では無色無臭の固体で蒸発しにくく、脂溶性で水には非常に溶けにくい性質を持っています。また、他の化学物質や酸、アルカリとは簡単に反応せず、安定した状態を保つ性質を持っていますが、紫外線で徐々に分解されることがわかっています。

(イ) 毒性

動物実験では、発がん性・肝臓肥大・催奇形性・生殖に及ぼす影響・免疫毒性等が報告されていますが、人への健康に対する明らかな影響は詳しくわかっていません。

(ロ) 主な発生源

ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却の燃焼です。その他に、各種産業によるものや、森林火災、火山活動等でも生じると言われています。

イ 法令による規制

国は、平成 9 年から平成 12 年にかけて「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正するとともに「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定しました。これにより、一定規模以上の焼却炉をはじめ各種ダイオキシン類発生施設の設置の許可や届出、測定義務が定められるなど、環境基準や排出基準等規制の強化が図られました。

規制事項のうち、ダイオキシン類発生の主な要因である廃棄物の焼却に関するものは、つぎのとおりです。

(ア) 大気汚染防止法

火格子面積 2 m²以上または焼却能力 200kg/時以上の廃棄物焼却炉を設置するときは、「ばい煙発生施設」として知事へ届出が必要です。

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

火格子面積 2 m²以上または焼却能力 200kg/時以上の廃棄物焼却施設を設置するときは、知事の許可が必要です。また、平成 14 年 12 月から全ての焼却施設について構造基準が規定され、この基準を満たさない焼却施設による焼却行為および焼却施設を使用しない焼却行為は禁止されています。

(ロ) ダイオキシン類対策特別措置法

火床面積 0.5 m²以上または焼却能力 50kg/時以上の廃棄物焼却炉（2 以上の焼却炉が設置されている場合、それらの能力の合計とする）を設置するときは、「特定施設」として知事へ届出が必要です。

排出ガスの排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の 種類	焼却能力	H12. 1. 16 以降 に新設する施 設の排出基準	H12. 1. 15 以前に設置して いる施設の排出基準	
			H14. 11. 30 まで	H14. 12. 1 から
廃棄物 焼却炉	4 t/時以上	0. 1	80	1
	2 t/時以上～ 4 t/時未満	1		5
	2 t/時未満	5		10

※ 1 ng (1 ナノグラム) は 10 億分の 1 g

a 耐容一日摂取量 (TDI)

ヒトが生涯にわたって摂取し続けても、人体に有害な影響が現れないと判断される体重 1 kg 1 日当たりの摂取量で、4 pg-TEQ/kg体重/日と定められています。一時的にこの値を多少超過しても健康を損なわないように、最も感受性の高いと考えられる胎児期での暴露による影響を踏まえて設定されています。

b 環境基準

耐容一日摂取量 (TDI) を常に下回るために設定された一般環境中の濃度の基準です。

大気：0.6pg-TEQ/m³以下 (年間平均値)

水質：1 pg-TEQ/L以下 (年間平均値)

土壌：1,000pg-TEQ/g以下 (環境基準が達成されている場合であって、250 pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施すること。)

※ 1 pg (1 ピコグラム) は 1 兆分の 1 g

(エ) 東京都環境確保条例

東京都では、平成 13 年 4 月から東京都環境確保条例を施行し、つぎに掲げるとおり、一定規模未満の焼却炉による焼却および焼却炉を用いない廃棄物の焼却を原則禁止としています。

a 焼却炉の使用の制限

火床面積 0.5 m²以上または焼却能力が 50kg/時以上の焼却炉を有する事業場を設置するときは、「指定作業場」として区長への届出が必要です。

なお、火床面積 0.5 m²未満または焼却能力が 50kg/時未満の小規模の焼却炉による廃棄物の焼却は、原則として禁止されています。

b 屋外での焼却行為の制限

ドラム缶、一斗缶などによる焼却や空き地での廃棄物等の焼却など焼却炉を用いない焼却は原則禁止されています。ただし、伝統的行事および風俗習慣上の行事のための焼却行為、学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為ならびに樹木や農作物の病虫害の防除など農業を営む上でやむをえない焼却行為については、例外としています。しかし、これらの場合でも、周辺の生活環境にできる限り配慮して行う必要があります。

ウ ダイオキシン類の環境調査

(ア) 区内における大気調査

区では、平成 11 年度から一般環境大気中のダイオキシン類調査を実施しています。東京都が実施する調査と合わせて、区内 4 地点（定点）で年 4 回実施しています。

調査結果は下表のとおりで、全ての地点で環境基準を達成しました。

大気中のダイオキシン類調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
豊玉小学校屋上（豊玉中 4-2-20）	0.032	0.023	0.018	0.020	0.020
練馬東中学校屋上（春日町 2-14-22）	0.038	0.026	0.023	0.023	0.023
大泉西中学校屋上（西大泉 3-19-27）	0.030	0.025	0.019	0.031	0.022
石神井町局（石神井町 5-24 地先）	0.020	0.018	0.016	0.019	0.017

※ 環境基準は 0.6pg-TEQ/m³以下。

※ 調査結果は年 4 回（5、8、11、2 月）の平均値。

※ 建物が解体されたため、30 年度から調査地点を情報公開室（豊玉北 6-8-2）から豊玉小学校に変更。

※ 建替工事のため、30 年度の調査地点を大泉西中学校から大泉学園町福祉園（大泉学園町 3-9-20）に変更。

※ 改修工事のため、28 年度 8 月、30 年度 8 月の調査地点を練馬東中学校から春日町児童館屋上（春日町 2-28-3）に変更。

※ 石神井局の調査は東京都が実施。

(イ) 区内における土壌調査

東京都では、毎年都内の抽出した地点において、土壌中に含有されるダイオキシン類の濃度調査を実施しています。練馬区内での調査結果については、下表のとおりで、環境基準を達成しています。

土壌中のダイオキシン類の調査結果（東京都実施）

(単位：pg-TEQ/g)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
調査地点	大泉町	—	北町	石神井台	—
測定値	14	—	12	5.9	—

※ 環境基準は 1,000pg-TEQ/g 以下。

※ 表中の「—」は、練馬区内での測定が無かったことを表す。

2 放射線対策

平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故により、区では以下の放射線対策を行っています。

(1) 区の対応基準

区では、国際基準で定める一般公衆の放射線量限度「年間 1 ミリシーベルト」をもとに、毎時 0.24^{※1} マイクロシーベルトを対応基準値と定め、対応基準値を超えた場合は低減措置を実施することとしています。

※1 当該地点に 8 時間、屋内に 16 時間いることを前提として算出した値。

(2) 区内の状況の把握

区では、平成 23 年 6 月から毎月 1 回、専門機関による空間放射線量の測定を行っています。測定は区内を半径 1.5km の円で 12 地区に区分し、各地区 1 か所の区立施設（計 12 か所）において継続的に実施しており、状況の把握に努めています。

測定結果は、下表のとおりです。

空間放射線量測定結果

(最低・最高測定値/年度)

	測定高さ	測定値 (マイクロシーベルト/毎時)
平成 26 年度	地上 50cm	0.028 ～ 0.082
	地上 5 cm	0.028 ～ 0.084
平成 27 年度	地上 50cm	0.029 ～ 0.082
	地上 5 cm	0.029 ～ 0.086
平成 28 年度	地上 50cm	0.028 ～ 0.075
	地上 5 cm	0.030 ～ 0.079
平成 29 年度	地上 50cm	0.026 ～ 0.074
	地上 5 cm	0.026 ～ 0.078
平成 30 年度	地上 50cm	0.027 ～ 0.080
	地上 5 cm	0.027 ～ 0.077

(3) 局所的な汚染に対する対応

広範囲に降下した放射性物質が、地形や構造によって局所的に集まる事例（局所汚染）がみられました。そこで、区は、平成 23 年 12 月から局所汚染か所を対象に空間放射線量の測定を実施し、対応基準値を超えた地点について低減措置等の対応を行いました。その結果については、ホームページ等で公表しています。

3 騒音・振動

(1) 騒音・振動の状況

ア 騒音とは

私たちは、日々多様な音の中で生活をしています。自然や人のさまざまな営みが音環境に反映されています。また、私たち自身がその行動によって、音をたてる側にもなります。これらの音の中で、一般に大きな音や不快な音など好ましくない音を騒音といいます。

しかし、その判断は難しく、音を聞いている人が置かれた周囲の状況や時間帯により、不快感は左右されます。また、同じ音であっても、音を聞く一人ひとりの感じ方には差があります。音楽や宣伝放送のように、聞きたい人、聞かせたい人にとっては必要な音であっても、聞きたくない人にとっては騒音と感ずる場合もあります。

イ 振動とは

振動とは、工場や作業場の機械の稼働、建設工事による大型建設機械の使用、車両の通行等により、建物や地面が揺れる現象をいいます。大きな振動は、物的被害や人体への不快感を与えます。

ウ 騒音・振動の大きさ

(ア) 騒音の単位（デシベル）

騒音（音）の大きさは「騒音（音圧）レベル」で表され、単位は dB（デシベル）です。また、騒音（音）の高低は 1 秒間の空気の振動数＝周波数で表わし、Hz（ヘルツ）が単位です。人間の可聴帯域は耳の良い人で 20Hz～20kHz といわれ、普通の人ではこれよりも少し狭い範囲になります。また、周波数の高低により、同じ音の大きさでも人によって異なった大きさとして聞こえることがあります。

人間の可聴帯域の中で最もよく聞こえる周波数は 4 kHz 付近です。

音の大きさのめやす

（単位：dB）

20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
蛍光灯 木の葉の触れ合う音	ささやき声 郊外の深夜	静かな住宅地 深夜の街 小鳥のさえずり	静かな事務室 エアコン室外機	普通の会話 チャイム	騒がしい街頭 掃除機	地下鉄の車内 ピアノの音	犬の鳴き声 大声	電車が通るガード下	ヘリコプターのそば	飛行機のエンジンのそば

(イ) 振動の単位（デシベル）

振動の大きさは「振動レベル」で表され、単位は dB（デシベル）です。

振動の大きさのめやす

(単位：dB)

振動レベル	震度階級※	状 態
55 以下	震度 0	人は揺れを感じない。
55～65	震度 1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
65～75	震度 2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
75～85	震度 3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人の大半が目覚ます。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。
85～95	震度 4	歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。ほとんどの人が驚く。電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。電線が大きく揺れる。
95～105	震度 5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚にある本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがある。
	震度 5 強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しくなる。棚にある食器類などで落ちるものが多くなる。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。

※ 震度階級：気象庁震度階級関連解説表より

(ウ) 数字の比較

騒音や振動の単位であるデシベルは、対数を用いてそのエネルギー比を表現しています。たとえば 3 dB の増加で約 2 倍、10dB の増加で 10 倍にエネルギーが増えることになります。これを騒音や振動の防止という観点からみると、10dB 下げるには、騒音や振動のエネルギーを 1/10 にしなければならないということです。

(2) 騒音の環境基準

騒音についての環境基準は、以下のとおりです。振動についての環境基準は、設定されていません。

騒音に係る環境基準

(単位：dB)

地域類型		地域区分	時間の区分	
			6～22 時	22～6 時
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	2 車線以上の車線を有する道路(*)に面する地域	60 以下	55 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
	準住居地域	2 車線以上の車線を有する道路(*)に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60 以下	50 以下
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路(*)に面する地域	65 以下	60 以下

※ 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。ただし、表で(*)を付した道路が「幹線交通を担う道路」の場合、これに近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70 以下	65 以下
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB 以下、夜間にあっては40dB 以下）によることができる。	

※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表す。

※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

2車線以下の車線を有する道路 15m

2車線を超える車線を有する道路 20m

（「評価範囲図」（50 ページ）を参照のこと。）

(3) 発生源別の状況と対策

ア 工場・作業場等

区内はその大半が住居系の地域となっており、大規模な工場は少なく、中小の工場や作業場が住居系の地域に多く混在しています。これら工場等の周囲に隣接して住宅などがある場合には、騒音・振動の問題が発生することがあります。

区では、騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設の届出、東京都環境確保条例に基づく工場の認可申請や指定作業場の届出などの受付事務を通じて、騒音・振動公害の未然防止を図っています。

イ 建設工事や土木工事

区内では、建物の建設や解体が数多く行われています。これらの工事では、大型建設機械の使用や工事現場と隣家との距離が近いことなどにより、騒音・振動について近隣とトラブルが起きることがあります。

建設工事や土木工事のうち、特定の建設機械（くい打機やさく岩機など）を使用する作業は、騒音規制法・振動規制法・東京都環境確保条例により、規制対象となっています。このため、区では事前届出などの際に、工事内容の確認と現場の防音・防振対策を行うよう指導をしています。

ウ 自動車

自動車走行による騒音・振動は、一般的に交通量が多いときや高速走行になるほどレベルが大きくなります。また、大型車になるほど騒音・振動のレベルが大きくなります。このため、区内の幹線交通を担う道路の沿道住民は、走行音や振動の影響を受けることがあります。

区では、自動車交通による影響を把握するため、道路騒音を大泉町三丁目、大泉町四丁目、小竹町二丁目の測定室で常時測定しています。また、騒音規制法により定められた自動車騒音常時監視を毎年1回行い、測定結果を環境省および東京都環境局へ報告しています。

エ 鉄道

区内には西武池袋線、西武豊島線、西武新宿線、東武東上線のように地上を走る鉄道と、西武有楽町線、東京メトロ有楽町線、東京メトロ副都心線、都営地下鉄大江戸線のように地下を走る鉄道があります。鉄道は、公共大量輸送機関として都市生活には欠かせないものです。一方、鉄道沿線の住民にとっては騒音・振動の影響を受けることがあります。

一般的な対策として、騒音については、遮音壁の設置、つなぎ目の少ないロングレールへの切り換えなどを行っています。振動については、振動を吸収するためのバラストマットの使用、建設構造体の重量増や基礎を岩盤で支持するなどの対策がとられています。

オ 航空機

(ア) 航空機騒音について

航空機から発生する騒音は非常に大きく、空港・飛行場周辺では被害を受けやすくなっています。

現在、区の上空を定期飛行している航空機は、高度 10,000 フィート以上であり、大きな被害は発生していません。しかし、低空飛行するヘリコプターなどが飛来することで苦情となる場合があります。

(イ) 羽田空港機能強化について

国は平成 26 年 8 月に、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、羽田空港の国際便を増便させる計画案を示しました。計画案では、羽田空港へ着陸する航空機が練馬区などの上空（3,000～4,000 フィート）を通過する経路が示されています。区は、事業者である国に対して、関係自治体の住民へ丁寧に説明することを繰り返し要請しています。

これを受けて、国は区内で説明会を開催するとともに、電話による専用問い合わせ窓口を設置しました。また、区役所において、情報発信拠点の設置による周知を行いました。平成 30 年度までの実績は下表のとおりです。

周知方法	実施時期
オープンハウス型説明会	平成 27 年 8 月、平成 28 年 1 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 1 月、平成 31 年 1 月
情報発信拠点の設置	平成 30 年 2 月、平成 31 年 2 月

※情報発信拠点の設置はそれぞれ 1 週間程度

カ 近隣騒音

一般家庭の生活においては、さまざまな音が発生しており、近年、区に苦情や相談が寄せられています。この原因として、住宅の密集化や集合住宅化、生活形態の多様化などが考えられます。

また、近年は近所付き合いが希薄になり、近隣間で騒音問題を円満に解決することが難しくなっています。

日常の生活行動や家庭に普及している家電、音響機器などから発生する、いわゆる生活騒音は、人が活動することに伴って発生するものです。そのため、これを法律や条例で規制することは日常生活に制限を加えることになり、一律的な規制になじみにくいものといえます。

住民、行政、住宅建設業者、機器や設備等の製造業者などの関係者がそれぞれの立場から努力を積み重ねることが大切です。

このため区では、現実には発生している近隣騒音問題の解決のため、騒音計の貸出や近隣騒音防止のための取組（区報、パンフレット配布など）を行っています。

(4) 夜間騒音等実態調査

飲食店等の深夜営業に伴うカラオケ騒音など、夜間に発生する騒音は睡眠の妨げとなるなど、周辺の人々にとっては深刻な悩みとなります。区では、夜間の騒音等に関する苦情や相談について現状を把握し、問題の早期解決を図るため、実態調査を行っています。平成30年度は8回、延べ22か所の事業所等を調査しました。内訳は下表のとおりです。

夜間騒音等実態調査結果

	事業所等	調査項目（発生源）内訳			
		カラオケ・ 拡声器	給排気設 備・室外機	作業音	その他
延べ件数	22	8	1	0	13

※ 1か所で複数の項目（発生源）を調査する場合があるため、内訳の合計が事業所等の件数と必ずしも一致しないことがある。

(5) 特定建設作業

騒音規制法および振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業として、くい打ち機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する作業を特定建設作業と定め、作業開始の7日前までに区へ届け出るよう義務付けています。平成30年度の届出実績は下表のとおりです。

特定建設作業実施届出実績（作業別合計）

騒音規制法対象作業	届出数	振動規制法対象作業	届出数
くい打ち・くい抜き機等使用作業	37	くい打ち機使用作業	35
びょう打ち機使用作業	0	さく岩機使用作業	245
さく岩機使用作業	377	鋼球使用作業	2
掘削作業（バックホウ等）	104	舗装版破碎機使用作業	0
空気圧縮機使用作業	58	合計	282
コンクリートプラント使用作業	0		
合計	576		

※ 複数種別の作業がある場合は、作業ごとに計上した延べ数。

特定建設作業実施届出実績（工事別合計）

工事	騒音規制法 対象工事数	振動規制法 対象工事数
民間建物	267	201
公共建物	76	25
道路・河川	47	38
上下水道	7	1
電気・ガス	7	3
鉄道工事	0	0
合計	404	268

(6) 自動車騒音対策

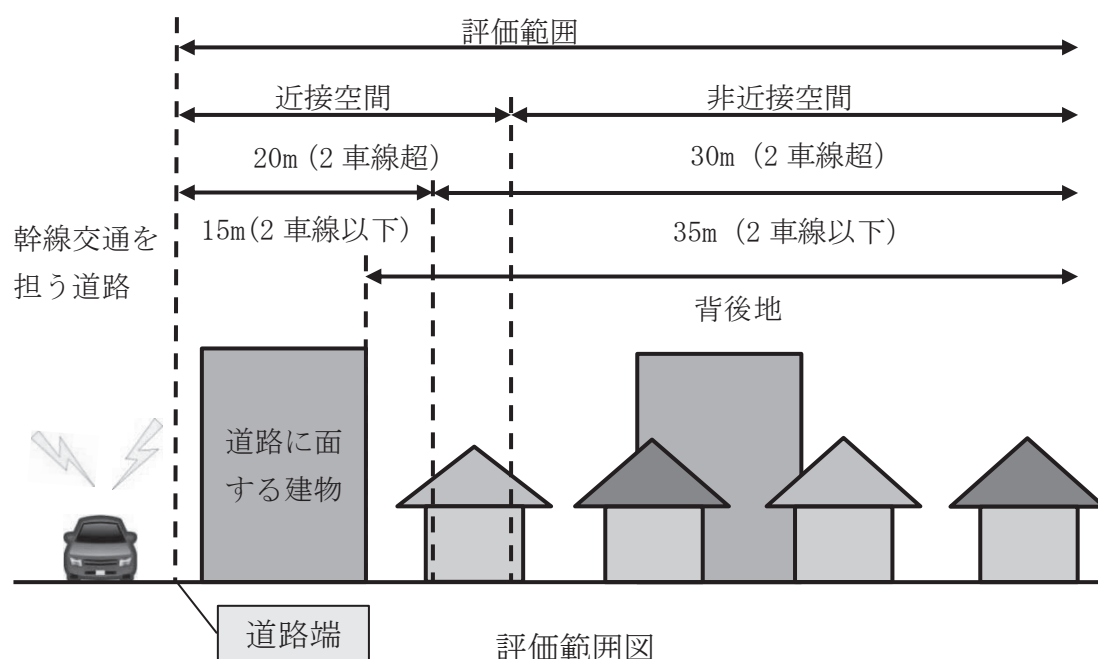
区では、騒音規制法第 18 条に基づき自動車騒音常時監視を行っています。自動車騒音常時監視は、平成 10 年の騒音規制法改正時に新設され、東京都が平成 12 年度から実施してきましたが、平成 15 年度に都から区へ事務が移譲されました。

ア 面的評価

自動車騒音常時監視の環境基準達成状況を評価するための方法として、現在用いられている方法が面的評価です。これは道路に面する地域の個別の住居等が受ける騒音レベルを環境基準と比較して、その達成度合いを戸数および割合で評価するものです。

イ 評価範囲

面的評価は「幹線交通を担う道路」すべてを対象とします。対象となる範囲は、対象道路と住居等との境界（道路端）から 50m までです。（基準等は「騒音に係る環境基準」の「幹線交通を担う道路」（47 ページ）参照、評価範囲は下図参照）



ウ 評価対象の音

評価対象の音は、対象道路から発せられる道路交通騒音に限定します。対象道路に接続する側道や対象道路と平行する裏道の道路交通騒音は含みません。その他、「建設作業騒音」、「鳥や虫の声」および「救急車、パトカーなどのサイレン音」も含みません。そのため、実測地点において対象外の音が発生した場合は、除外音として処理します。

エ 評価の方法

同一の道路であっても、場所によって騒音レベルは異なるため、道路交通騒音の影響が概ね一定とみなせる区間ごとに評価を行います。道路交通騒音の影響が概ね一定とみなせる区間は、国土交通省の一般交通量調査の区間としています。対象道路の総延長は、およそ 90km でした。

評価は、交通条件（交通量・大型車混入率・車速）と騒音の実測値によりコンピュータの計算で行います。なお、騒音の実測を行っていない道路でも、道路騒音の状況が過去を含む他の測定値と同等と見なせる箇所は、推計することで評価しています。

調査は、対象道路を 5 年間で一巡するスケジュールで行います。平成 30 年度は騒音の実測を 10 か所で行いました。



オ 騒音測定結果

実測による測定結果（過年度含む）を次表に示します。

基準点騒音測定結果

調査 年度	路線名 (通称)	調査か所	昼間(6 時～22 時)			夜間(22 時～6 時)		
			環境 基準	測定 値	評価 ※	環境 基準	測定 値	評価 ※
平成 26 年度	東京外環自動車道	大泉町 3-2-13	70	61	○	65	57	○
	関越自動車道	大泉学園町 3-23		65	○		61	○
	一般国道 254 号	北町 1-11-1		69	○		69	×
	東京所沢線 (青梅街道)	上石神井 1-32-7		72	×		70	×
	練馬所沢線 (大泉通り)	東大泉 2-11-19		64	○		61	○
	練馬所沢線	西大泉 6-12-3		64	○		61	○
	環状八号線	南田中 4-4-3		68	○		65	○
	環状八号線	南田中 3-13-6		59	○		54	○
平成 27 年度	一般国道 254 号	北町 8-28		67	○		66	×
	東京所沢線 (青梅街道)	関町南 4-6		72	×		71	×
	千代田練馬田無線 (目白通り)	豊玉北 2-4		71	×		70	×
	飯田橋石神井新座線	南大泉 5-35		55	○		52	○
	環状八号線	北町 1-13		67	○		64	○
	瀬田貫井線 (中杉通り)	中村南 3-19		67	○		64	○
	池袋谷原線	高松 4-1		62	○		55	○
	南田中町旭町線	春日町 3-19		64	○		60	○
平成 28 年度	下石神井大泉線 (井草通り)	下石神井 5-18		67	○		64	○
	一般国道 17 号	北町 3-13		58	○		55	○
	千代田練馬田無線	向山 1-16		61	○		56	○
	練馬川口線 (土支田通り)	大泉町 1-2		66	○		62	○
	環状七号線	豊玉中 2-27		73	×		71	×
	杉並田無線 (新青梅街道)	下石神井 5-13		67	○		64	○
	椎名町上石神井線 (千川通り)	中村北 1-10		66	○		65	○
	前沢保谷線	南大泉 2-5		63	○		60	○
平成 29 年度	飯田橋石神井新座線 (旧早稲田通り)	南田中 1-22		64	○		60	○
	飯田橋石神井新座線 (旧早稲田通り)	下石神井 3-4		63	○		57	○
	環状七号線	小竹町 2-74		68	○		66	×
	関町吉祥寺線 (吉祥寺通り)	立野町 15		63	○		60	○
	東大泉田無線	東大泉 4-10		66	○		64	○
	杉並田無線 (新青梅街道)	石神井台 4-5		68	○		65	○
	椎名町上石神井線 (千川通り)	豊玉上 1-26		65	○		61	○
	椎名町上石神井線 (千川通り)	富士見台 1-8		66	○		62	○
平成 30 年度	南田中町旭町線 (笹目通り)	高野台 1-16		67	○		67	×
	関越自動車道	大泉町 2-7		59	○		57	○
	千代田練馬田無線 (富士街道)	関町北 5-18		64	○		62	○
	練馬所沢線 (目白通り)	大泉町 6-13		68	○		64	○
	環状八号線	北町 6-6		71	×		70	×
	東京朝霞線	大泉町 1-40		65	○		61	○
	池袋谷原線 (要町通り)	小竹町 2-15		55	○		50	○
	南田中町旭町線 (笹目通り)	谷原 3-24		72	×		71	×
	南田中町旭町線	光が丘 3-9		59	○		54	○
	南田中町旭町線	土支田 1-1		64	○		59	○
	東大泉田無線	南大泉 3-29		68	○		66	×

※評価の欄の○印は環境基準を満足していることを、×印は超過していることをそれぞれ示す。

カ 面的評価の結果

環境基準達成率は概ね横ばいで推移しています。近接空間の夜間環境基準達成率は80%台となっていますが、その他は概ね95%以上を推移しています。

近接空間における面的評価結果

	評価対象 住居等戸数(戸)	昼間環境基準値以下		夜間環境基準値以下	
		戸数(戸)	達成率 (%)	戸数(戸)	達成率 (%)
平成 21 ～25 年度	41, 933	39, 939	95. 2	36, 711	87. 5
平成 26 年度	44, 254	42, 051	95. 0	38, 653	87. 3
平成 27 年度	41, 756	39, 456	94. 5	34, 670	83. 0
平成 28 年度	44, 296	41, 929	94. 7	36, 453	82. 3
平成 29 年度	41, 801	40, 635	97. 2	36, 394	87. 1
平成 30 年度	44, 324	42, 913	96. 8	38, 106	86. 0

非近接空間における面的評価結果

	評価対象 住居等戸数(戸)	昼間環境基準値以下		夜間環境基準値以下	
		戸数(戸)	達成率 (%)	戸数(戸)	達成率 (%)
平成 21 ～25 年度	38, 112	37, 669	98. 8	36, 966	97. 0
平成 26 年度	39, 143	38, 680	98. 8	37, 945	97. 0
平成 27 年度	38, 090	37, 634	98. 8	36, 745	96. 5
平成 28 年度	39, 185	38, 787	99. 0	37, 906	96. 7
平成 29 年度	38, 115	37, 928	99. 5	37, 402	98. 1
平成 30 年度	40, 600	40, 404	99. 5	39, 907	98. 3

4 工場・指定作業場等

工場等の事業者には、公害を未然に防止するため、東京都環境確保条例や騒音規制法・振動規制法などの関係法令により、義務や規制事項が定められています。

(1) 工場の設置

ア 工場とは

東京都環境確保条例における工場は、以下のとおりです。

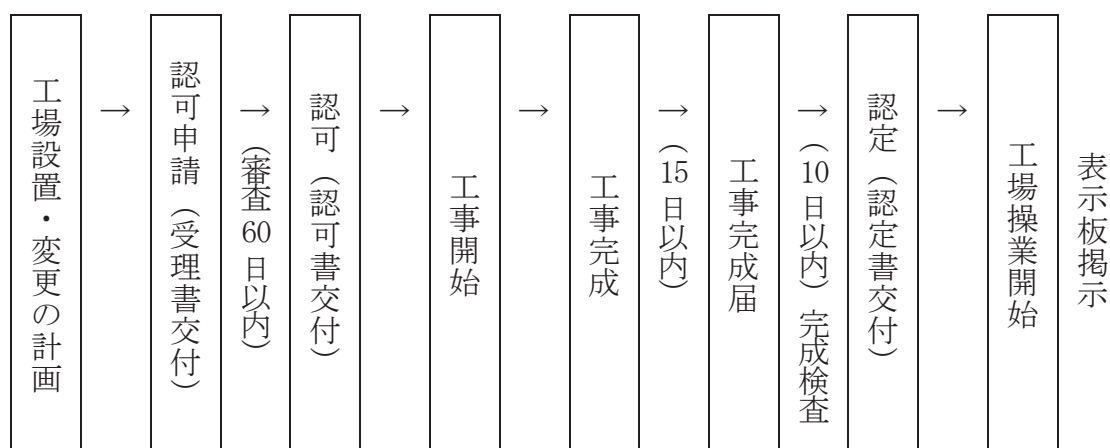
- (ア) 定格出力の合計が 2.2kW 以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場
- (イ) 定格出力の合計が 0.75kW 以上 2.2kW 未満の原動機を使用する裁縫、印刷、金属の打ち抜き等を常時行う工場
- (ウ) 塗料の吹付け、金属の鍛造、インクまたは絵の具の製造、紙またはパルプの製造、写真の現像等を常時行う工場

イ 工場認可制度と工場に対する規制

東京都環境確保条例では、これらの工場を設置または変更する場合には、設置者にあらかじめ区長の認可を受けるよう義務付けています。これらの認可制度は、工場が大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの公害発生源になりやすいため、事前に審査・指導を行い、公害を未然に防止することを目的とするものです。

また、工場設置者に対して、規制基準、燃料規制、設備構造基準の遵守義務および位置の制限などを課し、違反に対する改善命令、操業停止命令等を定めています。

工場設置・変更認可手続の流れ



認可工場業種別分類

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

区分	業種	工場数	区分	業種	工場数
製造業	食料品製造業	43	建設業	職別工事業	1
	飲料・たばこ・飼料製造業	1	情報通信業	映像・音声・文字情報制作業	1
	繊維工業	9	運輸業 郵便業	鉄道業	2
				道路旅客運送業	1
	木材・木製品製造業	9	卸売業 小売業	飲食料品卸売業	1
	家具・装備品製造業	10		建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2
	パルプ・紙・紙加工品製造業	14		機械器具卸売業	1
	印刷・同関連業	30		機械器具小売業	4
	化学工業	1		その他の小売業	1
	プラスチック製品製造業	11	医療福祉	医療業	2
	ゴム製品製造業	1	サービス業	学術・開発研究機関	1
	窯業・土石製品製造業	4		技術サービス業	1
	鉄鋼業	1		持ち帰り・配達飲食サービス業	1
	非鉄金属製造業	7		洗濯・理容・美容・浴場業	13
	金属製品製造業	21		その他の生活関連サービス業	1
	はん用機械器具製造業	8		廃棄物処理業	3
	生産用機械器具製造業	10		自動車整備業	155
	業務用機械器具製造業	24		機械等修理業	6
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	公務	国家公務	1
	電気機械器具製造業	7		地方公務	1
	情報通信機械器具製造業	3	合計		434
	輸送用機械器具製造業	7	(総務省の日本標準産業分類 参考)		
	その他の製造業	12			

(2) 指定作業場の設置

ア 指定作業場とは

東京都環境確保条例では、工場以外の事業場で公害の発生のおそれのある自動車駐車場（収容台数 20 台以上）、ガソリンスタンド、洗濯施設やボイラーを有する事業場など 32 種類を指定作業場と定め、工場に準じた規制を行っています。

イ 指定作業場の届出と規制

東京都環境確保条例では、これらの事業場を設置または変更する場合には、工事開始の30日前までに区への届出を義務付けており、公害の未然防止を図っています。

指定作業場業種別分類

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

種類	件数	種類	件数
レディミクストコンクリート製造場	1	豆腐又は煮豆製造場	15
自動車駐車場	623	洗濯施設を有する事業場	118
ガソリンスタンド・液化石油ガススタンド・天然ガススタンド	45	ボイラーを有する事業場	56
自動車洗車場	13	ガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関・ガソリン機関を有する事業場	3
ウエスト・スクラップ処理場	2	焼却炉を有する事業場	1
廃棄物の積替え場所又は保管場所	13	揚水施設を有する事業場及び公衆浴場で揚水施設を有するもの	3
材料置場	15	病院	5
畜舎	1	試験研究機関等	7
めん類製造場	9	合計	930

※ 一つの事業場で複数の該当施設を有している場合は、主たる種類欄を計上した。

(3) 特定施設の設置

騒音規制法および振動規制法では、工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設で政令で定めるものを特定施設とし、工事開始の30日前までに区への届出を義務付けています。

騒音規制法による特定施設種類別分類

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

種類		事業所数※	施設数
金属加工機械	圧延機械	2	7
	せん断機	1	1
	機械プレス	12	32
	切断機	2	2
空気圧縮機及び送風機		144	917
コンクリートプラント		1	1
穀物用製粉機		1	12
木材加工機械	帯のこ盤	1	2
	かんな盤	3	4
印刷機		23	93
合成樹脂用射出成型機		3	19
合計		193	1,090

※ 事業所数は、複数種別の施設がある場合は、種別ごとに計上した延べ数。

振動規制法による特定施設種類別分類

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

種類		事業所数※	施設数
金属加工機械	液圧プレス	1	2
	機械プレス	19	75
圧縮機		34	134
印刷機 (2.2kW 以上)		15	65
合成樹脂用射出成型機		2	17
合計		71	293

※ 事業所数は、複数種別の施設がある場合は、種別ごとに計上した延べ数。

(4) 事業者等のその他の責務

ア 化学物質の適正管理

現代社会においては、生活の身近なところに多種多様な化学物質が使われています。しかし、化学物質の中には、人や生物に対し有害性を持つものが多くあり、扱い方が適切でないと、環境汚染や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。そのため、化学物質を取り扱う事業者は、その使用量や環境への排出量等を正確に把握し、適切に管理、使用する必要があります。

東京都では、事業者による化学物質の適正な管理を義務付ける規定を東京都環境確保条例に盛り込み、平成 13 年 10 月から施行しています。条例では、有害性が認められる 59 種類の化学物質を対象として、いずれかの物質を年間 100 kg 以上取り扱う工場・指定作業場の設置者に対し、前年度の使用量や環境への排出量を区へ報告（「適正管理化学物質の使用量等報告書」を提出）することが義務付けられています。平成 30 年度は、区内の塗装工場、印刷工場、めっき工場、クリーニング店、ガソリンスタンド等 58 事業所から報告書が提出されました。

また、PRTR 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）では、対象とする業種のうち、対象化学物質（第一種指定化学物質 462 種類、うち特定第一種指定化学物質 15 種類）を年間で一定量以上取り扱い、または特定の施設を設置している事業者は、前年度における化学物質の環境への排出量等を東京都へ届け出ることになっています。

イ 土壌汚染に関する規制

汚染された土壌から有害物質が大気中に飛散することや、土壌汚染による地下水の汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、東京都環境確保条例では平成 13 年から土壌汚染に関する規制をしています。定められた 27 種類の有害物質のうち 1 種類でも使用履歴がある工場・指定作業場は、廃止等の際に土壌汚染状況を調査し結果等を届け出なければなりません。平成 30 年度は、土壌汚染状況調査報告書等 6 件の届出がありました。また、3,000 m²以上の土地の改変を行う場合には、土地の履歴を調査し、土壌汚染の可能性がある場合には調査を行い、東京都へ結果を届け出る必要があります。

平成 15 年に土壌汚染対策法が施行され、水質汚濁防止法・下水道法における有害

物質使用特定施設の廃止の際は、土地の所有者は土壤汚染の状況を調査し、東京都へ結果を届け出る必要があります。また、土壤汚染状況調査の結果、土壤の汚染状態が基準に適合しない土地については、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定され、公表されます。区内には平成 31 年 3 月 31 日現在、要措置区域は 2 か所、形質変更時要届出区域は 3 か所あります。

東京都環境確保条例で定める汚染土壤処理基準を超えた場合、または土壤汚染対策法で定める指定基準を超えた場合、汚染の除去や拡散防止措置等を行わなければなりません。

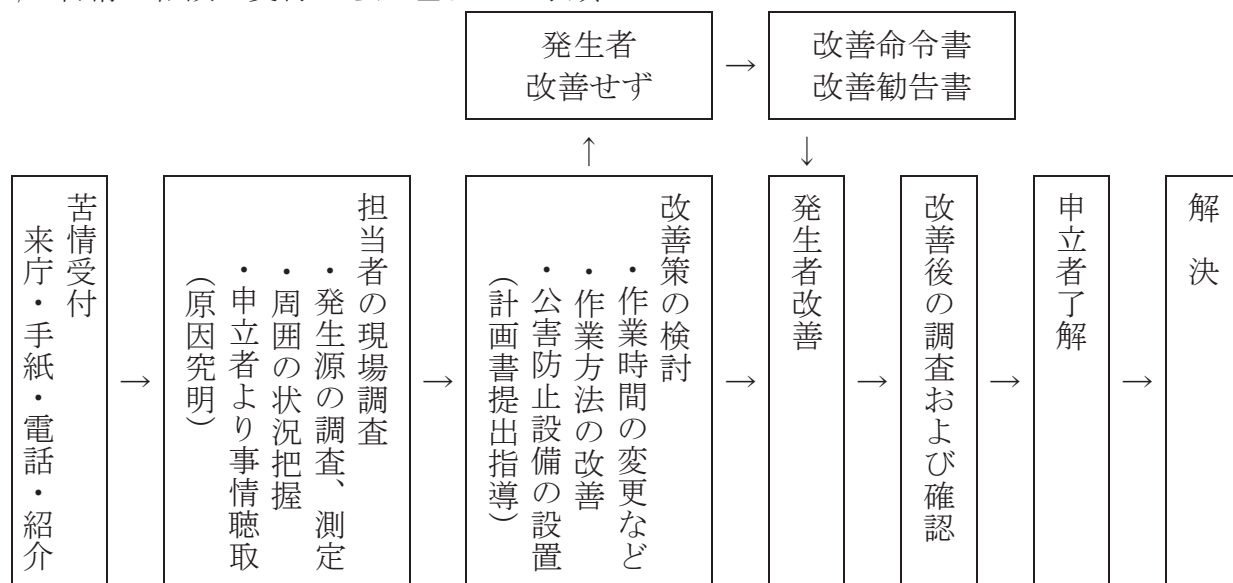
また、区では不動産流通業者等に対して、土地の履歴についての情報提供を行っています。

工場・指定作業場等の情報提供件数

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
情報提供件数	1, 479	1, 537	1, 785	1, 755	1, 817

5 苦情・相談

(1) 苦情・相談の受付から処理までの手順



(2) 苦情受付実績

発生源別・現象別用途地域別苦情受付件数（平成 30 年度）

用途地域別 公害種別		低層	中高	住居	近商	商業	準工業	工業	その他	計	割合（％）
発生源別	工場	3	0	1	0	0	1	1	0	6	2.9
	指定作業場	3	1	2	0	0	1	0	0	7	3.4
	建設作業	54	18	15	19	14	1	0	0	121	59.3
	一般	27	7	8	12	14	2	0	0	90	34.3
	合計	87	26	26	31	28	5	1	0	204	99.9
	割合（％）	42.6	12.7	12.7	15.2	13.7	2.5	0.5	0	99.9	
現象別	ばい煙	8	0	0	1	0	0	0	0	9	3.5
	粉じん	13	5	6	2	2	0	0	0	28	10.9
	有害ガス	3	0	0	0	0	0	0	0	3	1.2
	悪臭	11	1	2	5	6	1	1	0	27	10.5
	汚水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	騒音	48	16	13	18	20	4	0	0	119	46.5
	振動	24	10	10	10	0	0	0	0	54	21.1
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	7	3	2	2	1	1	0	0	16	6.3
	合計	114	35	33	38	29	6	1	0	256	100.0
	割合（％）	44.5	13.7	12.9	14.8	11.3	2.3	0.4	0	99.9	

※ 1つの苦情に対し2項目以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件とする。

※ 各割合（％）の合計は、端数処理の関係で100.0にならない場合がある。

※ 用途地域別の名称は略称で表している。用途地域の名称はつぎのとおり。

低層：低層住居専用地域、中高：中高層住居専用地域、住居：住居地域、近商：近隣商業地域、
商業：商業地域、準工業：準工業地域、工業：工業地域

過去 10 年間の発生源別・現象別苦情受付件数

	年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
発 生 源 別	工場	6	3	12	9	7	7	4	4	3	6
	指定作業場	13	7	14	8	11	14	5	9	8	7
	建設作業	65	58	75	75	91	109	103	80	82	121
	一般	127	71	118	98	83	94	80	67	93	70
	合計	211	139	219	190	192	224	192	160	186	204
現 象 別	ばい煙	50	22	55	44	35	38	22	14	32	9
	粉じん	21	10	28	14	21	18	31	19	16	22
	有害ガス	1	1	1	1	0	0	0	0	1	6
	悪臭	48	15	27	15	23	23	15	22	26	3
	汚水	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	騒音	96	79	100	105	108	107	120	92	103	119
	振動	23	34	28	28	51	35	43	40	49	54
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	8	7	4	2	1	3	0	6	7	16
	合計	247	168	243	209	239	224	232	193	234	256

※ 1つの苦情に対し2項目以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件とする。

第8項 まちづくりで環境に配慮する

1 環境影響評価（環境アセスメント）制度

(1) 環境アセスメントとは

開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが、調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民や自治体などから意見を聴き、それを踏まえて環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうという制度です。

環境アセスメントは、昭和44年にアメリカにおいて、世界で初めて制度化されて以来、世界各国でその導入が進んできました。

日本においては、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立（平成11年6月施行）しました。

一方、東京都においては、昭和56年10月から「東京都環境影響評価条例」に基づく環境アセスメントを実施しています。平成14年7月には条例を改正し、全国に先がけて、まちづくりの計画段階でその環境影響を予測評価する「計画段階アセスメント」を導入し（平成15年1月施行）、従来の事業段階アセスメント制度と一体で運用しています。



(2) 環境アセスメントの対象事業

ア 環境影響評価法の対象事業（法アセス）

法アセスの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、発電所など13種類あります。このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」と定め、環境影響評価の手続を必ず行うこととしています。この「第一種事業」に準ずる規模の大きさの事業を「第二種事業」とし、環境影響評価を行うかどうかを個別に判断します。

イ 東京都環境影響評価条例の対象事業（条例アセス）

条例アセスの対象となる事業は、道路の新設または改築、鉄道・軌道またはモノレールの建設または改良、高層建築物の新築など26種類あります。なお、法アセス対象となった事業は条例アセス対象から除外されますが、法アセスの第二種事業のうち許認可権者が対象外と判定したものは条例アセスの対象となります。

環境アセスメントの対象事業の例

環境影響評価法対象事業	東京都環境影響評価条例対象事業
「第一種事業」の例	「条例対象事業」の例
①高速自動車国道（新設：すべて、改築：車線数増加 1 km以上） ②一般国道（新設／改築（車線数増加等）4 車線以上、10 km以上） ③普通鉄道（建設／改良 10 km以上） ④土地区画整理事業（100 ㏍以上）	①高速自動車国道・自動車専用道路（新設：すべて、改築：1 km以上） ②その他の道路（新設／改築 4 車線以上、1 km以上） ※新設／改築 1 km未満でも対象事業の一部または延長として実施するものは対象。※改築は幅員増加を伴わない場合でも 4 車線以上になるものは対象。 ③鉄道（新設：すべて、改良（線増含む）：1 km以上） ④住宅団地の新設（住宅戸数 1,500 戸以上） ⑤高層建築物の新築（高さ 100m超、延べ面積 10 万㎡超）※特定の地域（都心、副都心、都市再生緊急整備地域等）の場合は高さ 180m超、延べ面積 15 万㎡超 ⑥土地区画整理事業（40 ㏍以上（樹林地等を 15 ㏍以上含む場合は 20 ㏍以上））
「第二種事業」（「第一種事業」に準ずる規模の大きさの事業）の例	
①一般国道（新設／改築（車線数増加等）4 車線以上、7.5～10 km未満） ②普通鉄道（建設／改良 7.5～10 km未満） ③土地区画整理事業（75～100 ㏍未満）	

環境アセスメントを行う項目

環境影響評価法			東京都環境影響評価条例	
環境影響評価の対象となる環境要素			環境影響評価における予測・評価項目	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質・騒音・振動・悪臭・その他	大気汚染	悪臭
	水環境	水質・底質・地下水・その他	騒音・振動	水質汚濁
	土壌環境・その他の環境	地形・地質・地盤・土壌・その他	土壌汚染	地盤
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物・動物・生態系		地形・地質	水循環
人と自然との豊かな触れ合い	景観・触れ合い活動の場		生物・生態系	日影
環境への負荷	廃棄物等・温室効果ガス等		電波障害	風環境
			景観	史跡・文化財
			自然との触れ合い活動の場	
			廃棄物	温室効果ガス
			その他知事が定める項目	

(3) 練馬区に関する環境アセスメント対象事業

ア 環境影響評価法による環境アセスメント手続

都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）建設事業：平成 15 年度*

イ 東京都環境影響評価条例による環境アセスメント手続

(ア) 都市高速道路外郭環状線（放射 7 号線～埼玉県境間）建設事業：昭和 60 年度*

(イ) 東京都新都庁舎建設事業：昭和 61 年度

(ロ) 都市高速鉄道第 12 号線新宿・練馬間建設事業：昭和 63 年度*

(エ) 東京ガス新宿超高層ビル（仮称）建設事業：平成元年度

(オ) 東京都市計画道路環状第 8 号線（練馬区北町～板橋区若木間）建設事業：平成 2 年度*

(カ) 初台淀橋街区建設事業：平成 3 年度

(キ) 西武鉄道新宿線（西武新宿～上石神井間）複々線化事業：平成 4 年度（平成 7 年 4 月取下げ）*

(ク) 東京都市計画道路環状第 8 号線（練馬区南田中～高松間）建設事業：平成 5 年度*

(ケ) （仮称）日本橋室町二丁目ビル建設事業：平成 11 年度→平成 14 年度の条例改正により手続途中で対象外

(コ) 東京都市計画道路放射第 35 号線（練馬区早宮～北町間）建設事業：平成 11 年度*

(サ) （仮称）西新宿六丁目西第 6 地区市街地再開発事業：平成 12 年度→平成 14 年度の条例改正により手続途中で対象外

(シ) 西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業：平成 13 年度

(ス) （仮称）赤坂九丁目地区開発事業：平成 14 年度

(セ) 西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業及び同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）の複々線化事業：平成 15 年度*

(ソ) 練馬清掃工場建替事業：平成 19 年度*

(タ) 東京都市計画道路放射第 35・36 号線（板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間）建設事業：平成 20 年度*

(チ) 光が丘清掃工場建替事業：平成 25 年度*

(ツ) 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業：平成 30 年度*

ウ 埼玉県環境影響評価条例による環境アセスメント手続

和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地地区画整理事業：平成 28 年度

※ *印の事業は、練馬区内に事業地が含まれるもの。

2 練馬区まちづくり条例による開発調整手続

練馬区まちづくり条例では、自動車駐車場等に係る開発事業について、良好な自然環境の保全・育成と周辺の居住環境への配慮や良好な街並みの保全形成を図るために、条例に基づく手続を行うことを定めています。

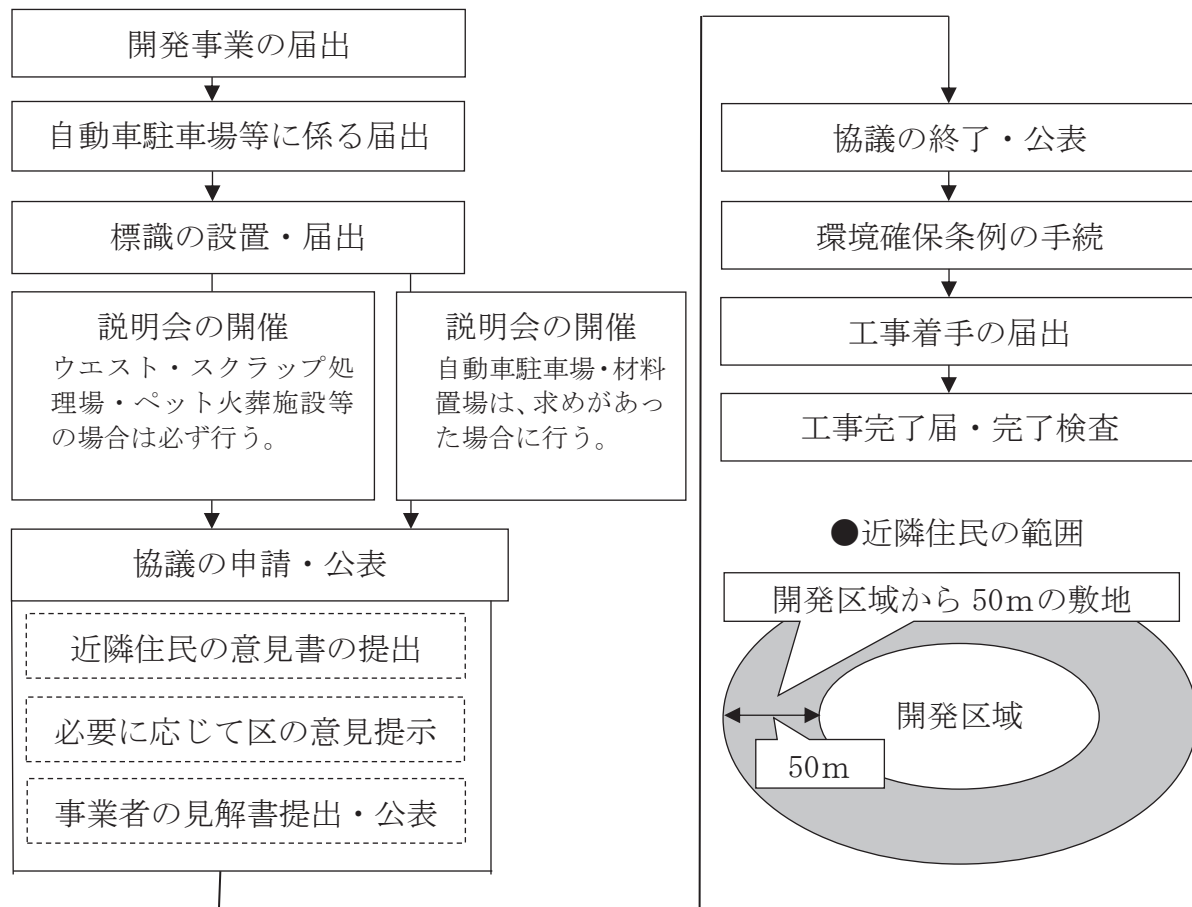
(1) 手続きの対象

- ア 床面積 300 m²以上の自動車駐車場の建築（建築物に付属する駐車場および延べ面積 3,000 m²以上かつ高さ 15m 以上の建築に該当する駐車場を除く）
- イ 開発区域面積 300 m²以上の自動車駐車場の設置（アを除く）
- ウ 開発区域面積 300 m²以上の材料置場の設置
- エ 開発区域面積 300 m²以上のウエスト・スクラップ処理場の設置
- オ アまたはイの規模の既存自動車駐車場の形式変更または路面舗装工事
- カ ペット火葬施設等の設置

(2) 平成 30 年度の届出件数

平成 30 年度の条例に基づく自動車駐車場等の開発に係る届出件数は、計 13 件であり、「(1) 手続きの対象」イに該当する届出が 12 件、オに該当する届出が 1 件でした。

(3) 手続きの流れ（概要）



第9項 まちの美化を進める

区は、落書き行為や空き缶・たばこの吸い殻などのポイ捨てを防止し、地域の環境美化の促進を図るため、「練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例（平成9年条例第36号）」を施行しました。

また、近年では喫煙マナーや受動喫煙などのたばこ問題への関心が高まっており、区民から歩行喫煙やたばこのポイ捨てといった迷惑な喫煙行為に対する意見が数多く寄せられるようになりました。そこで、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保を図るため、平成21年10月、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例（平成21年条例第43号）」を制定し、平成22年4月に施行しました。

区は、まちの美化を進める両条例の普及・啓発を推進するため、区民や事業者が行う環境美化活動を積極的に支援するとともに、さまざまな普及・啓発キャンペーンを行っています。特に、歩行喫煙などの迷惑な喫煙行為については、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知キャンペーンやマナーアップ指導員による注意指導等の事業を実施しています。

また、まちの美化を進めるために落書対策、あき地の適正管理のほか、昨今増加している空き家等の対策にも取り組んでいます。

1 まちの美化を推進するために

区は、環境美化活動を行う区民や事業者に対して支援を行っています。新たに活動に参加したい区民や事業者に対しても、積極的な情報提供や啓発活動に努め、多くの区民がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

区民、事業者、区のそれぞれが自身の役割を認識し、協働を進めていくことで、安全で安心な「美しいまち ねりま」の実現を目指していきます。

(1) 区内一斉清掃

町会・自治会等で構成される練馬区環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日（ごみゼロデー）」と定め、地域のまち美化と清掃・リサイクル活動を推進しています。

平成30年度は、5月27日および11月25日に、町会・自治会等が中心となり、区内一斉清掃を行いました。

また、区内一斉清掃の取組状況を把握するとともに、今後の事業の参考として、町会・自治会等に対しアンケート調査を行いました。その結果によると5月は141団体、11月は161団体が清掃活動を行いました。

(2) 環境清掃推進連絡会との協働

区内には過去に、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルの分野に分かれた3つの住民組織「びん・缶街区路線回収連絡会」、「清掃協力会」、「環境美化推進地区連絡協議会」がありました。地域のまち美化および清掃・リサイクルについて区民と共に行動し、更なる発展を目指すために、平成15年7月にこれらの組織を統

合し、これまでの組織に参加していなかった町会・自治会にも参加を呼びかけ、環境清掃推進連絡会が発足しました。

平成 30 年度は、区内一斉清掃事業のほか、山梨県立リニア見学センター、マンズワイン勝沼ワイナリーへの施設見学会や、田原房枝講師による講演会「食べ物のムダ（食品ロス）を考える」の開催など、さまざまな普及・啓発事業を環境清掃推進連絡会と区との協働で実施しました。

(3) 町会・自治会等への支援

ア 環境美化推進地区

地域の環境美化を推進するため、積極的に環境美化活動に取り組んでいる町会・自治会等の地域を「環境美化推進地区」に指定しています。指定地域は、町会・自治会等の活動地域や駅前など人通りが多い所です。区は、環境美化推進地区に指定された地域の町会・自治会に対して清掃用具を提供するなどの支援を行っています。

平成 30 年度末現在、指定している環境美化推進地区は、つぎの 44 団体の活動地域です。

小竹町会	栄町町会	羽沢町会	豊玉第一町会
練馬区豊玉第三町会	中村西町会	桜台一丁目町会	桜台親和町会
桜台自治会	桜台四丁目南町会	練馬中央自治会	練馬一丁目原町睦会
練馬区向山町会	仲一自治会	仲二町会	仲町五丁目町会
氷川台ひばりが丘睦会	平和台一丁目町会	早宮一丁目自治会	早宮 3・4 丁目町会
練馬北町六丁目自治会	光が丘地区 連合協議会	いちょう通り東 第一団地管理組合	光が丘第一自治会
富士見台町会	南田中団地 第 1 自治会	南田中団地 第二自治会	南田中団地 第三自治会
南田中団地 第四自治会	石神井町 2 丁目第 3 アパートさんろく自 治会	石神井ハイツ自治会	都営上石神井団地 自治会
石神井小関町会	下石神井千川町会	区営上石神井一丁目 第二アパート自治会	石神井会
東大泉中村町会	東大泉井頭町会	大泉住宅共栄会	大泉町二丁目町会
橋戸町会	練馬区北園町会	大泉学園緑町会	関町北三丁目町会

イ 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、登録した団体に対して清掃用具を提供しています。平成 30 年度は 144 団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清掃活動が行われました。

なお、ボランティア駅前清掃事業については、平成 29 年度末をもって終了し、環境美化活動団体事業へ移行し、統合しました。

(4) 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン

歩行喫煙やたばこのポイ捨て等の禁止を呼び掛け、安全で快適な歩行空間を確保するために、区内の駅において「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知キャンペーンを行いました。啓発用ティッシュペーパーや携帯用吸い殻入れの配布を行い、まちの美化の推進、喫煙マナーの向上を訴えました。



キャンペーンの様子

(5) マナーアップ指導員による巡回活動

平成 21 年 12 月から、歩行喫煙等をなくすため、マナーアップ指導員による巡回指導を開始しました。区内の駅など 23 駅において、駅周辺を巡回し、歩行喫煙・たばこのポイ捨てを行う者に対し「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知と注意・指導を行っています。

(6) 路面表示シートの貼付

区は、道路や公園などの公共の場所での歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすため、区内の駅周辺の道路などに啓発用の路面表示シートを貼付しています。平成 30 年度末現在、貼付箇所は約 1,500 か所です。



路面表示シート

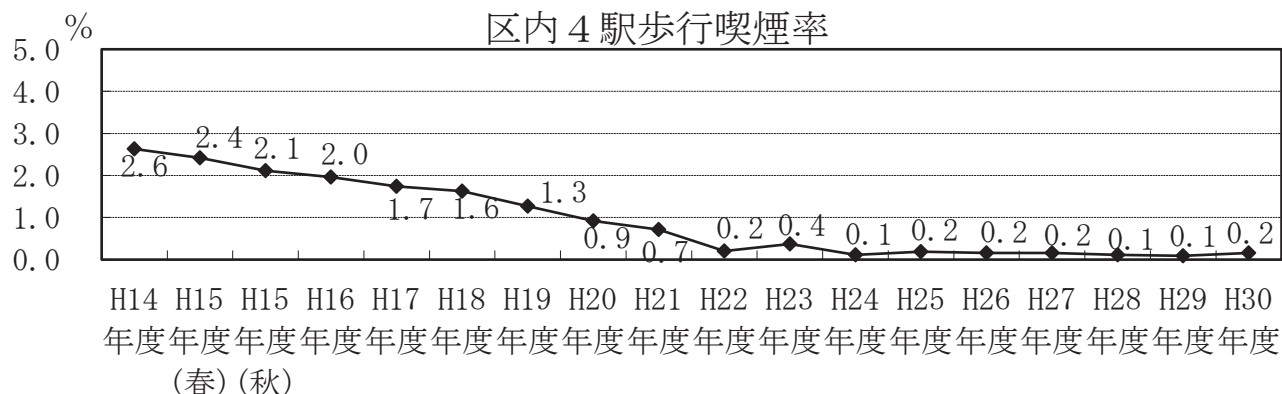
(7) 喫煙所の設置

区は、平成 19 年 12 月に歩行喫煙・たばこのポイ捨てが多い練馬駅周辺 3 か所に喫煙所を設置しました。その後、平成 22 年 4 月に施行した「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を踏まえ、歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための対策として、駅周辺に喫煙所を設置しています。平成 30 年度末現在、練馬駅、大泉学園駅、富士見台駅、中村橋駅、光が丘駅の 5 駅 8 か所に喫煙所を設置しています。

また、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の改正や東京都受動喫煙防止条例（平成 30 年東京都条例第 75 号）の制定を受け、今後の屋外喫煙所のあり方についても検討を進めています。

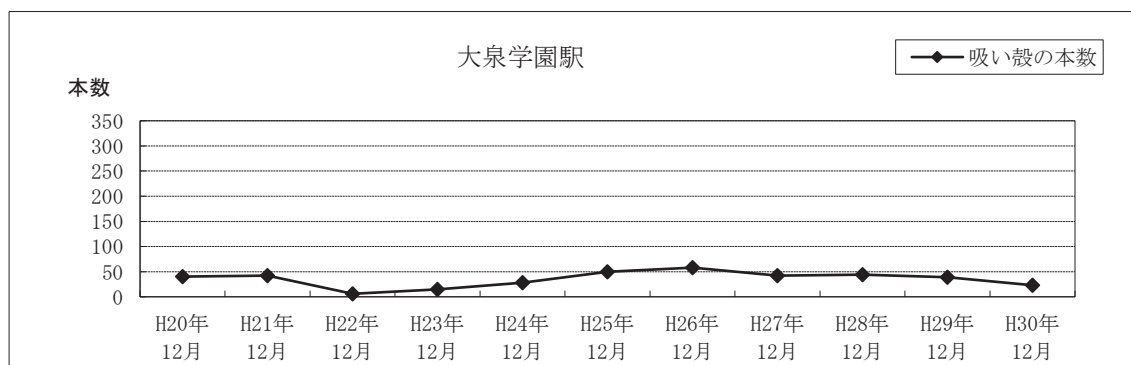
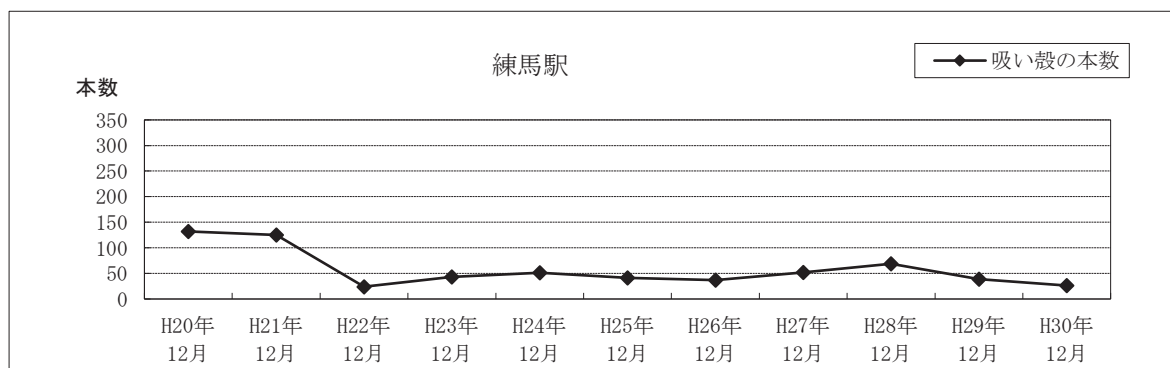
(8) 歩行喫煙率調査

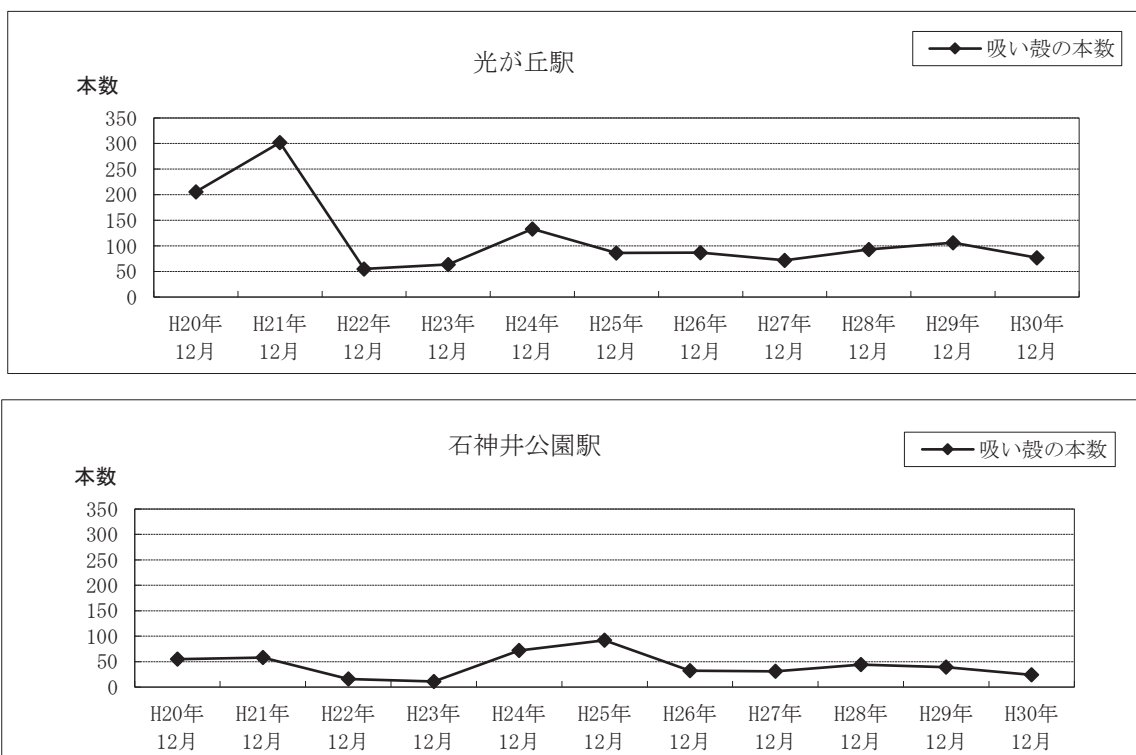
区内4駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅周辺で5か所の定点を設け、平日朝7時30分から8時までの30分間、職員等の目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しました。この調査は平成14年度から年1回(平成15年度は春・秋の2回)実施しています。



(9) ポイ捨て実態調査

区内4駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）におけるたばこのポイ捨ての現況を把握するために、それぞれの駅周辺3か所で平日朝9時にポイ捨てされているたばこの吸い殻を集めた本数を計数しています。





(10) 落書対策

落書きは犯罪であり、まちの美観を損ねるものです。区は環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去しています。

平成 30 年度は 6 件、7 か所、18.64 m²消去しました。

(11) あき地の管理の適正化

区は、あき地の管理の適正化を図るため、「あき地の管理の適正化に関する条例（昭和 45 年条例第 37 号）」を制定し、昭和 45 年 10 月に施行しました。あき地（現に人の使用していない土地）に雑草が繁茂すると、生活環境を著しく損ない、防犯上も好ましくないことから、本条例に基づき、あき地の所有者（管理者）に対して、適正管理を行うよう指導を行っています。

(12) 空き家等対策の推進

平成 27 年 5 月 26 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」が全面施行されました。

区においても、適切な管理がなされていない空き家について、区民からの相談・要望等が多数寄せられています。また、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる居住者がいながら堆積物等による管理不全状態となっている建築物についても、地域の大きな問題となっています。

そこで区は、「練馬区空き家等対策計画」を平成 29 年 2 月に策定するとともに、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成 29 年条例第 28 号）」を制定し、平成 29 年 10 月に全面施行しました。条例制定後、練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会を開催するなど、問題の解決に向けた取組・

手続等を進めています。

合わせて、空き家の有効活用を促進するため、空き家所有者と活用希望団体等とをマッチングする事業や、空き家セミナー・個別相談会を開催するなどの取組も進めています。

2 カラス対策

カラスは繁殖のために3月頃から巣をつくり、卵を産みます。6～7月にヒナが巣立ちをするまで、親カラスはヒナを守るために神経質になり、巣やヒナの周辺を人が通行するだけで威嚇・攻撃することがあります。

そのため区では、親カラスが人を威嚇・攻撃する危険な状況にある場合、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づく許可を得て、その原因となる巣の撤去と、巣立ちできずに落下してしまったヒナの捕獲を行っています。平成30年度の巣の撤去は27巣、落下ヒナの捕獲は14羽でした。

また、カラスの餌場となっているごみ集積所の適正利用を徹底する、区が貸出している防鳥ネットを利用するなど、日常生活で実行できることについての周知を行っています。

3 アライグマ・ハクビシン対策

現在、東京都内において、アライグマおよびハクビシンの目撃情報や家屋内への侵入等による生活被害が増加しています。

そのため区では、東京都の策定している「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に平成30年度から参加し、アライグマ・ハクビシンによる生活被害を受けた場合に、現場調査やわなの設置を行っています。

平成30年度は、181件のわなを設置し、ハクビシン25頭を捕獲しました。

第2章 練馬のみどりを未来へつなぐ

第1項 みどり豊かなまちづくりのために

1 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例などについて

(1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、民有地の樹林を保全するために、全国の自治体に先駆けて憩いの森（市民緑地）制度を創設しました。これを契機として昭和52年には、「みどりを保護し回復する条例」を制定し、みどりのまちづくりを進めてきました。

その後、練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化し、区のみどりの実態および将来を見据えた見直しが必要となったことから、平成19年12月に「みどりを保護し回復する条例」を廃止し、現状の課題を解決する新しい緑化制度等を盛り込んだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を新たに制定しました。

平成26年4月には、保護樹木・保護樹林の適切な維持管理を進めるために、一部改定しました。

(2) 練馬区みどりの総合計画の策定

区は、都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を平成10年に策定し、総合的に緑化施策を進めてきました。策定から10年を経た平成21年に、成果や課題を整理し、みどりの実態や社会動向、関連する法制度の状況を踏まえ、基本計画を改定しました。改定からさらに10年が経過したことから、区民が実感できるみどり豊かなまちづくりの実現に向け、より積極的、効果的な施策を展開するために、基本計画の改定の検討を進め、平成31年4月に練馬区みどりの総合計画を策定しました。

本計画では、練馬のみどりに満足している区民を80%とすることを目標とし、そのために、みどりのネットワークの形成とみどりを育むムーブメントの輪を広げることが基本方針として定めています。

(3) みどりの実態調査

区内のみどりの現況を把握するため、条例に基づき5年ごとにみどりの実態調査を実施しています。

(4) 練馬区緑化委員会

条例に基づく附属機関として、みどりの保全と創出に関する重要な事項を調査審議します。

(5) 緑化協力員

区民の協力のもとに、みどりの保全および創出の推進、知識の普及、意識の啓発等の活動を行うため、「緑化協力員」の制度を設けています。緑化協力員（定数100人以内）は、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行っていま

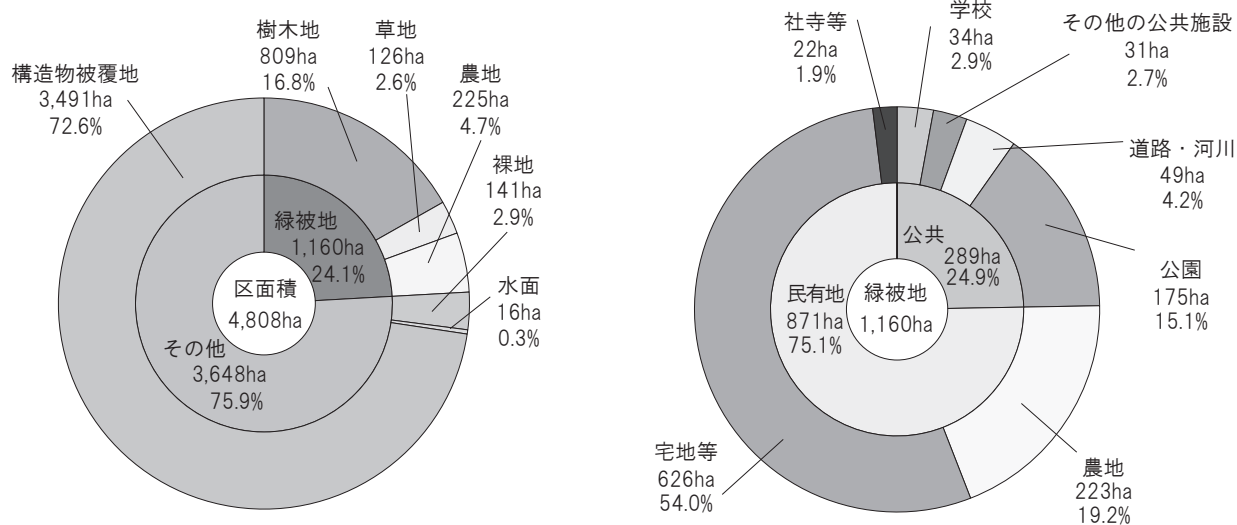
す。

(6) 練馬区みどりの区民会議

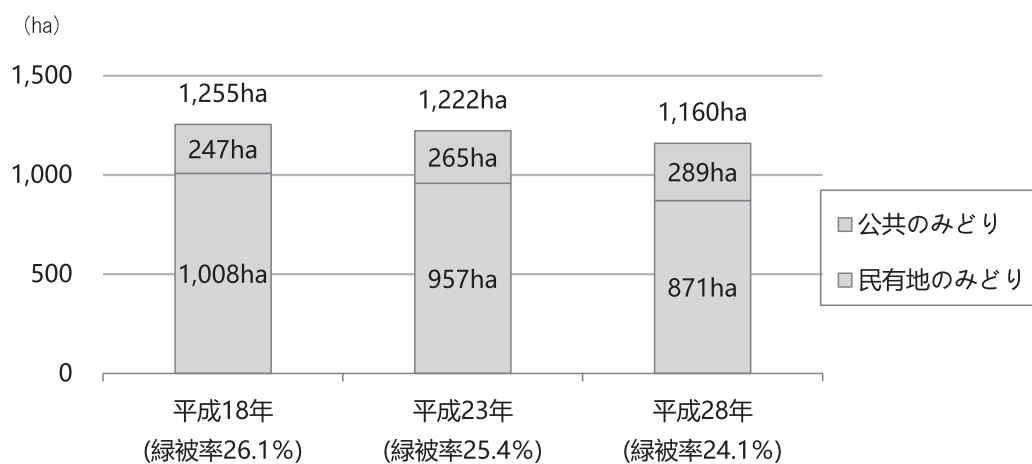
練馬のみどりを守り育てるための方策を検討するため、平成 28 年 10 月に様々な立場の区民からなる「練馬区みどりの区民会議」を設置しました。平成 29 年 10 月に 17 件の提案が区へ提出され、練馬区みどりの総合計画の施策へ反映されています。

[平成 28 年度みどりの実態調査結果]

■緑被等の内訳



■緑被率の推移

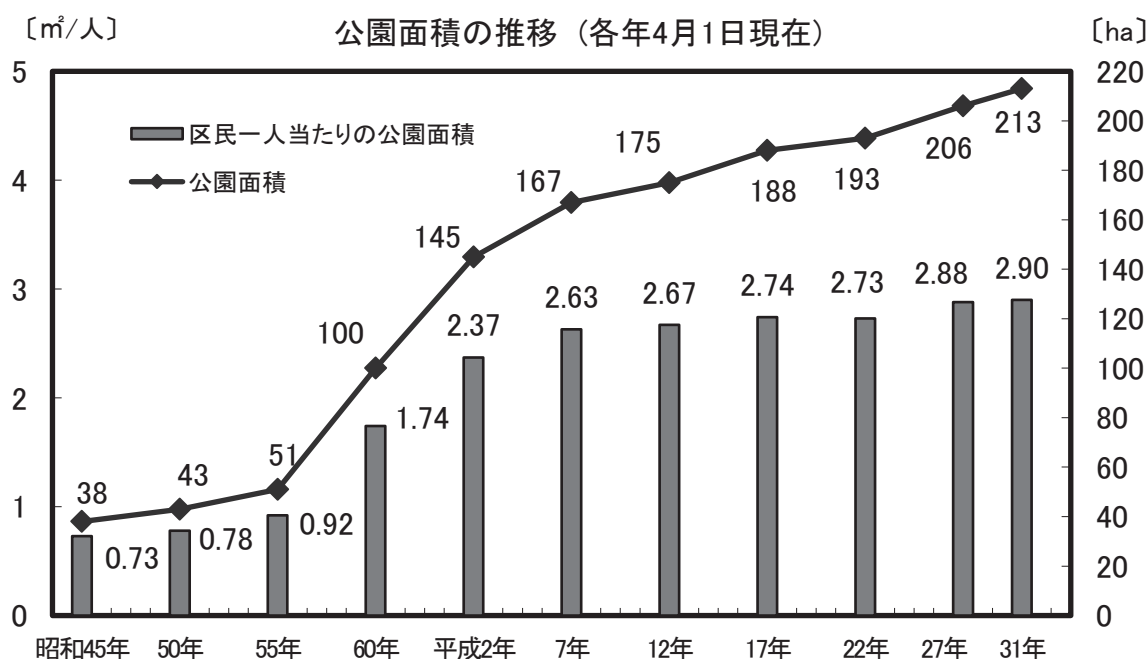


2 みどりのネットワークの形成

(1) 公園整備

区内の公園、緑地や児童遊園などは、平成 31 年 4 月 1 日現在、都立公園 4 園を含め 688 園あり、その面積の合計は、2,127,977.5 m²です。区民一人当たりの公園面積は 2.90 m²で、昭和 45 年に比べると約 4 倍になっています。

練馬区立都市公園条例では、区民一人当たりの都市公園の標準面積を 5 m²と定めています。今後も地域の特性を考慮した安心して楽しめる公園整備を進めていきます。



(2) 保護樹木・樹林

貴重なみどりを保護するために、所有者からの申請により、幹周りが 1.5m以上の樹木を保護樹木、面積が 300 m²以上の樹林を保護樹林に指定しています。

平成 31 年 3 月 31 日現在、保護樹木は 1,192 本（うち民有の樹木 1,020 本）、保護樹林は 72 か所 187,148 m²（うち民有の樹林 45 か所 139,427 m²）です。

(3) 憩いの森・街かどの森

土地所有者の協力を得て、区内に残る貴重な樹林地を保全しながら、憩えるスペースとして区民に開放している施設が憩いの森・街かどの森です。それぞれの樹林の特徴を活かしながら、自然への影響を最小限におさえた整備をしています。

憩いの森は 1,000 m²以上、街かどの森は 300 m²以上 1,000 m²未満を基準としており、土地所有者と 5 年間または 20 年間の無償貸借契約を結んでいます。所有者は、契約した土地に対する都市計画税、固定資産税が非課税となります。

平成 31 年 3 月 31 日現在、憩いの森は 40 か所 93,321 m²、街かどの森は 5 か所 2,753 m²です。

(4) 特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境を守るため、都市緑地法に基づき、区内で初めての特別緑地保全地区として、平成 18 年 11 月、早宮三丁目に「早宮けやき特別緑地保全地区」を定めました。また、この屋敷林は、平成 20 年 1 月に練馬区指定天然記念物に指定されました。

(5) 地域の緑化

地域へみどりのアドバイザーを派遣し、街区や沿道単位での緑化の取組を支援するなど、様々な取組を進めています。

ア みどりの協定

一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めています。平成 31 年 3 月 31 日現在、19 地域で協定が結ばれており、区が供給した苗木を使い、地域住民によるまちの緑化が行われています。

イ みどりの街並みづくり助成事業

みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために、みどりの街並みづくり事業を実施し、民間施設の生け垣化、屋上緑化、沿道緑化および壁面緑化に要する経費の一部を助成しています。

「生け垣化助成」は、道路に面した部分の生け垣化に要する経費を助成しています。震災時の安全確保にもつながるため、ブロック塀を生け垣に作り替える際には、ブロック塀の撤去経費も助成対象としています。平成 30 年度は 16 件、総延長 203m の生け垣に助成しました。

「屋上緑化助成」は、屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して助成しています。平成 30 年度は 2 件、面積 21 m² の緑化に助成しました。

「沿道緑化助成」は、敷地の道路に面した部分を対象として緑化に要する経費を助成しています。緑化に要する舗装の撤去経費も助成の対象としています。平成 30 年度は 11 件、面積 85 m² の緑化に助成しました。

「壁面緑化助成」は、建築物の壁面に直接または自立させた登はん補助資材を設置、または道路に面した場所に自立型登はん補助資材を設置して緑化に要する経費を助成しています。平成 30 年度は 14 件、面積 298 m² の緑化に助成しました。

なお、平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部地震による災害により、平成 30 年 11 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、ブロック塀等の撤去を伴う緑化をした場合、時限的に撤去費用および緑化費用の助成額を拡大しました。

ウ 「育てよう！広げよう！みどりのカーテン」事業

住宅や事業所で「みどりのカーテン」を増やすための事業です。

みどりのカーテンとは、夏の暑いときに日当たりの良い窓の外を、アサガオやゴーヤーなどのつる性の植物でカーテンのように覆うものです。植物が建物への日差しをさえぎり、エアコン使用時の電力消費を抑制するほか、葉から出る水蒸気で涼しい風を室内に呼び込み、建物や室内の温度の上昇を防ぐ働きがあります。

平成 30 年度も、「育てる」に加え「食」にも着目し PR しているほか、区民の取組を広くお知らせするために、みどりのカーテン写真コンテストを実施し、21 点の応募作品をパネル展で展示しました。

エ ガーデニング写真コンテストおよびオープンガーデン

区内の個人宅や事業所の庭・花壇などを写真で紹介し、生活の中に花とみどりを取り入れるきっかけにするために、ガーデニング写真コンテストを実施し、27 点の応募作品をパネル展で展示しました。また、4 軒の個人宅のお庭を一般公開するオープンガーデンを実施しました。

オ 出生記念苗木配付

出生の記念として、申込みのあった方へ苗木を配付し、みどりに対する意識の向上および啓発を図っています。平成 30 年度は春と秋に行い、1,533 本の苗木を配付しました。

カ 緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければなりません。平成 30 年度は 816 件の緑化計画の事前協議がありました。

キ 樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは、区長に届出が必要です。

また、伐採したときは代替の植栽に努めるものとしています。平成 30 年度は 54 件の届出がありました。

(6) 公共施設の緑化

公共施設緑化の代表例として、区役所に毎夏設置している「みどりのカーテン」や平成 26 年に西庁舎 10 階に開設した「ハーブテラス」などがあります。

「ハーブテラス」はハーブや生け垣に適した樹木等を植栽した屋上庭園で、壁面緑化の見本展示や太陽光パネル、屋内には「環境情報コーナー」を設置し、みどりや環境に関する啓発も行っています。

平成 28 年度からは収穫したハーブを使って、ハーブティーを味わったり、ポプリなどを作ったりするイベントを開催しています。

3 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

(1) みどりに関する体験などができる施設

区民のみどりへの興味を引き出し、みどりの果たしている役割の周知を図るため、様々な施設で多彩な事業を展開しています。

ア 牧野記念庭園

世界的に有名な植物学者、牧野富太郎博士の住居跡を整備した庭園です。園内には博士が命名したセンダイヤ（サクラ）やスエコザサなど 300 種類以上の植物が植えられており、植物標本などを展示している記念館や、博士が研究のためにこもった書斎と書庫を当時のまま保存している鞘堂があります。記念館では、博士にまつ

わる植物画などの企画展も行っています。また、植物に関する相談の受付や植物観察会などの講習会も行っています。平成 30 年度の入園者数は 27,192 人、相談件数は 310 件でした。

イ こどもの森

こどもの森は、子どもたちが、練馬のみどりや生き物と直接触れ合う機会を提供し、練馬のみどりを愛する心を育てることを目的とした施設です。平成 23 年度から体験イベントを開催しつつ整備や運営の方針について検討を進め、平成 27 年 4 月に羽沢二丁目に開園しました。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自ら考え、自由に遊べるようサポートしています。木登りや泥遊び、秘密基地づくりなどができ、虫取りや水かけ、ウメやキウイの収穫等さまざまなイベントも実施しています。

ウ 中里郷土の森

100 年以上前からある貴重な屋敷林を活かした緑地で、練馬のみどりや生き物と直接触れ合いながら学べる体験型施設として平成 29 年 3 月に開園しました。園内の森の学習棟には水槽やパネル展示などがあり、常駐の自然解説員とともに楽しく学べます。毎週日曜には園内外の自然を活用した自然体験プログラムを行っています。また、夏の夜には井戸水を活用した池と小川でヘイケボタルが観察できます(事前予約制)。

エ 土支田農業公園

土支田農業公園は、区民が農業を体験し、みどりに興味を持ってもらうことを目的に平成 5 年に開園しました。4 月から翌年 1 月の期間で農業教室を開催し、約 100 世帯が野菜作りなどを学んでいます。平成 30 年度の講習会等の開催数は延べ 63 回でした。

(2) 花とみどりの相談所

花とみどりの相談所は、みどり豊かなまちを実現するため、みどりに関する知識を広めることを目的とし、昭和 62 年に開設しました。植物に関する相談の受付、展示会、植物観察会および講習会を行っているほか、みどりに関する活動をしている団体に、講習室の貸し出しも行っています。平成 30 年度は大規模改修に向けた、基本設計を行いました。また、平成 30 年度の相談件数は 3,466 件、講習会等の開催数は延べ 46 回、参加者は 701 人でした。

隣接する四季の香ローズガーデンでは、約 180 品種の香りのバラを楽しむことができます。平成 30 年度はローズガーデンの拡張に向けた基本計画を作成し、基本設計・実施設計に着手しました。

(3) 憩いの森等を保全・育成する活動団体の育成事業

地域の区民に憩いの森・街かどの森に親しんでもらいながら、区民参加による適切な管理を進めるため、平成 28 年度から地域活動団体の育成事業を憩いの森で開始しました。

平成 30 年度は南高松憩いの森で育成事業を、西本村憩いの森で啓発事業および育成事業を実施しました。

(4) 練馬みどりの葉っぱ基金（条例名：練馬区みどりを育む基金条例）

練馬のみどりを区民みんなで愛し育んでいくために、平成 16 年 10 月に設置された基金です。平成 31 年 3 月末の現在高は、18 億 3,106 万円です。基金のキャラクター「ぴいちゃん」は、平成 17 年に公募により誕生しました。

四季の香ローズガーデンの拡張工事など、複数の事業から応援したいメニューを選択できる基金へのリニューアルに向け、検討を進めています。また、寄付された区民には植樹活動に参加をしてもらうなど、みどりと積極的に関わることができる仕組みをつくれます。

第2項 河川・池の環境

1 水質調査

区では、昭和 46 年から区内の公共用水域の水質を毎年定期的に調査しています。

(1) 環境基準

水質汚濁に関する環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」（以下「健康項目」といいます。）と、「生活環境の保全に関する環境基準」（以下「生活環境項目」といいます。）が設定されています。

健康項目はいずれも発癌性や急性・慢性毒性等があり、人だけでなくすべての生きものにとって有害であるため、常にこの基準値以下でなければなりません。生活環境項目は水の性質や見た目の清浄さを表し、利用目的等を考慮してA A～Eまでの6類型に分けて基準値が設定されています。

水質の改善によって平成 29 年 3 月から石神井川がB類型に、白子川がC類型にそれぞれ改定され、より厳しい基準の達成が求められることとなりました。

(2) 調査地点と調査項目

平成 30 年度は、石神井川、白子川、千川上水、石神井池等の 10 地点（図 1）で、6・9・11・2月の4回調査しました。

ア 健康項目

カドミウム、ヒ素、鉛などについて調査しましたが、全調査月の全調査地点において環境基準値に適合していました。

イ 生活環境項目

- (ア) pH（水素イオン濃度） 環境基準：石神井川 6.5～8.5，白子川 6.5～8.5
- (イ) BOD（汚れの指標） 環境基準：石神井川 3mg/ℓ，白子川 5mg/ℓ以下
- (ウ) SS（浮遊物質） 環境基準：石神井川 25mg/ℓ以下，白子川 50mg/ℓ以下
- (エ) DO（溶存酸素） 環境基準：石神井川 5mg/ℓ以上，白子川 5mg/ℓ以上
- (オ) 大腸菌群数 環境基準：石神井川 5000MPN/100 ml以下

また、千川上水と石神井池等については生活環境項目の環境基準値は設定されていませんが、千川上水ではD類型の基準値を満たしていました。池ではpHやCOD（汚れの指標）が高い傾向にあります。

ウ 経年変化

石神井川、白子川ともに、下水道が完備し、大雨後の下水道越流水以外の生活排水が流入しなくなったことにより、平成 10 年頃まで水質の改善が進みました。以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

図1 区内の河川・池と水質調査場所



(3) 石神井川の水質調査結果

項目	単位	石神井川(河川B類型)											
		溜淵橋				南田中橋				栗原橋			
		6月	9月	11月	2月	6月	9月	11月	2月	6月	9月	11月	2月
測定時刻		15:00	13:05	12:20	13:15	16:20	14:40	13:35	15:00	10:40	9:50	8:50	9:15
天候	—	晴	曇り	晴	雨	晴	曇り	晴	雨	晴	雨	晴	曇り
気温	℃	31.1	18.8	13.5	8.0	35.0	19.8	16.3	8.0	35.6	17.9	8.4	7.3
水温	℃	22.7	18.3	14.8	8.8	23.4	18.2	15.6	12.3	24.8	18.4	11.0	9.8
外観	—	淡灰 緑色透	無色 透明	無色 透明	黄褐 色濁	淡灰黄緑 色透	淡灰 緑色透	淡灰 緑色透	濃黄 褐色濁	淡灰黄緑 色透	無色 透明	無色 透明	淡灰 白色透
臭気	—	微藻臭	無臭	無臭	弱藻臭	微藻臭	微藻臭	無臭	弱藻臭	微藻臭	無臭	無臭	無臭
透視度	度	>100	>100	>100	17	49	82	50	17	>100	>100	>100	>100
pH	—	7.02	7.03	6.82	7.09	7.41	7.35	7.89	8.02	8.72	7.62	8.02	7.21
平均水深	cm	11.5	11.3	7.0	19.1	22.9	29.6	23.8	22.5	12.7	15.9	14.7	14.7
平均流速	m/s	0.219	0.565	0.396	0.978	0.406	0.464	0.317	0.459	0.463	0.549	0.382	0.382
流量	m³/s	0.096	0.228	0.106	0.682	0.795	1.018	0.595	0.864	0.849	1.186	0.798	0.798
DO	mg/l	10.6	8.5	9.4	10.0	9.0	8.9	10.3	8.7	12.3	8.8	11.4	11.4
BOD	mg/l	<0.5	0.5	1.2	8.9	0.6	<0.5	0.5	3.8	1.2	0.7	0.6	1.1
COD	mg/l	0.5	2.2	1.5	10	1.5	2.2	1.4	6.4	2.9	2.8	0.8	1.6
SS	mg/l	<1	1	<1	21	2	3	8	35	1	2	2	3
塩化物イオン	mg/l	9.1	7.0	8.5	5.8	10.4	8.8	10.1	9.1	12.2	9.5	12.1	12.4
全リン	mg/l	0.022	0.021	0.023	0.439	0.027	0.036	0.038	0.379	0.042	0.046	0.010	0.110
全シアン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—	—	—	—	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
大腸菌群数	MPN/100ml	—	—	—	—	7900	17000	790	79000	11000	49000	790	790
ふん便性 大腸菌群	個/100ml	—	—	—	—	4400	6800	300	29000	9400	10000	260	160
アンモニア性 窒素	mg/l	0.01	<0.01	0.01	0.74	—	—	—	—	0.07	0.02	0.01	0.02
亜硝酸性 窒素	mg/l	0.006	0.005	0.010	0.062	—	—	—	—	0.062	0.014	0.008	0.007
硝酸性窒素	mg/l	4.97	4.30	4.98	1.92	—	—	—	—	4.91	4.23	5.57	5.15
有機体窒素	mg/l	<0.01	0.37	0.03	2.61	—	—	—	—	0.3	1.29	0.01	2.51
カドミウム	mg/l	—	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	—	—
鉛	mg/l	—	<0.002	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	—	—
ヒ素	mg/l	—	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	<0.005	—	—
総水銀	mg/l	—	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—	<0.0005	—	—
全クロム	mg/l	—	<0.01	—	—	—	—	—	—	—	<0.01	—	—
四塩化炭素	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	—	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	—	<0.0002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	—	<0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	—	<0.0002
トリクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	—	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0004	—	<0.0002

※ 網掛けは環境基準値を満たさなかった測定値を示します。

(4) 白子川の水質調査結果

項目	単位	白子川(河川C類型)											
		緑橋				大泉氷川橋				新東崎橋			
		6月	9月	11月	2月	6月	9月	11月	2月	6月	9月	11月	2月
測定時刻		13:55	12:00	10:50	12:15	12:45	11:30	10:15	11:40	11:50	10:30	9:30	10:00
天候	—	晴	曇り	晴	雨	晴	曇り	晴	雨	晴	雨	晴	雨
気温	℃	35.1	19.3	12.1	9.5	32.3	19.3	9.4	10.0	32.7	19.0	7.3	5.0
水温	℃	21.6	18.0	14.6	10.0	26.7	18.6	11.7	9.5	29.2	19.0	11.0	8.5
外観	—	淡黄 緑色濁	無色 透明	無色 透明	淡灰 白色濁	淡黄 緑色濁	無色 透明	無色 透明	濃灰 白色濁	淡黄 緑色濁	無色 透明	無色 透明	無色 透明
臭気	—	無臭	弱藻臭	無臭	弱藻臭	無臭	微藻臭	無臭	弱藻臭	無臭	微藻臭	無臭	無臭
透視度	度	>100	>100	>100	49	84	>100	>100	14	>100	>100	>100	>100
pH	—	6.77	6.76	6.70	6.34	9.07	8.03	8.07	6.94	8.79	7.97	8.14	7.03
平均水深	cm	32.8	39.3	29.6	36.4	11.5	6.0	4.1	5.1	11.1	19.1	11.5	8.0
平均流速	m/s	0.04	0.065	0.023	0.032	0.090	0.265	0.188	0.184	0.275	0.296	0.212	0.072
流量	m³/s	0.07	0.148	0.035	0.072	0.087	0.150	0.067	0.108	0.297	0.522	0.195	0.054
DO	mg/l	8.5	8.6	8.7	9.1	13.2	9.1	10.9	9.7	10.4	9.3	11.7	11.7
BOD	mg/l	0.5	<0.5	1.4	6.2	0.7	0.5	0.6	37	0.8	<0.5	1.5	2.2
COD	mg/l	1.9	1.8	3.6	5.8	2.6	1.9	1.2	26	2.4	2.6	3.2	3.8
SS	mg/l	<1	1	3	3	1	1	<1	48	<1	<1	2	12
塩化物イオン	mg/l	10.2	8.6	9.2	8.9	9.3	8.7	10.0	12.5	16.4	10.1	12.3	13.9
全リン	mg/l	0.013	0.013	0.104	0.229	0.041	0.028	0.024	0.930	0.064	0.029	0.053	0.107
全シアン	mg/l	—	—	—	—	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
大腸菌群数	MPN/100ml	790	11000	490	33000	—	—	—	—	—	—	—	—
ふん便性 大腸菌群	個/100ml	330	4400	120	8800	—	—	—	—	—	—	—	—
アンモニア性 窒素	mg/l	0.02	<0.01	0.60	1.15	0.04	0.03	<0.01	3.90	0.01	0.01	0.02	0.02
亜硝酸性 窒素	mg/l	0.006	0.005	0.004	0.025	0.029	0.015	0.026	0.589	0.050	0.018	0.009	0.024
硝酸性窒素	mg/l	5.98	5.96	6.24	4.46	5.20	5.70	5.95	1.06	5.20	5.35	6.16	5.56
有機体窒素	mg/l	<0.01	0.42	0.05	4.95	0.49	0.85	0.01	6.77	0.42	0.79	0.01	4.70
カドミウム	mg/l	—	—	—	—	—	<0.001	—	—	—	<0.001	—	—
鉛	mg/l	—	—	—	—	—	<0.002	—	—	—	<0.002	—	—
ヒ素	mg/l	—	—	—	—	—	<0.005	—	—	—	<0.005	—	—
総水銀	mg/l	—	—	—	—	—	<0.0005	—	—	—	<0.0005	—	—
全クロム	mg/l	—	—	—	—	—	<0.01	—	—	—	<0.01	—	—
四塩化炭素	mg/l	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	<0.0002
1,1-ジクロロエレン	mg/l	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	<0.0002
シス-1,2-ジクロロエレン	mg/l	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	<0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	<0.0002
トリクロロエレン	mg/l	—	<0.001	—	<0.001	—	—	—	—	—	<0.001	—	<0.001
テトラクロロエレン	mg/l	—	0.0005	—	0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	<0.0002

※ 網掛けは環境基準値を満たさなかった測定値を示します。

(5) 千川上水の水質調査結果

東京都が「清流復活事業」として、玉川上水を経て下水高度処理水を流しています。水質は良好ですが、下水処理水であるために栄養塩類（全リンと塩化物イオン）の濃度が高くなっています。

項目	単位	6月	9月	11月	2月
測定時刻		15:35	14:00	13:05	14:00
天候	—	晴	曇り	晴	雨
気温	℃	34.6	20.3	15.0	9.3
水温	℃	26.8	19.6	12.2	8.3
外観	—	淡茶褐色濁	淡茶褐色濁	淡茶褐色濁	淡茶褐色透
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭
透視度	度	53	57	>100	69
pH	—	7.80	7.88	7.83	7.48
平均水深	cm	13.8	20.0	28.9	20.0
平均流速	m/s	0.345	0.118	0.120	0.162
流量	m ³ /s	0.030	0.016	0.023	0.022
DO	mg/ℓ	7.8	8.4	7.9	9.6
BOD	mg/ℓ	0.7	0.7	1.2	1.6
COD	mg/ℓ	7.3	7.9	6.0	6.1
SS	mg/ℓ	25	12	3	4
塩化物イオン	mg/ℓ	38.4	33.6	60.6	41.0
全リン	mg/ℓ	0.185	0.167	0.082	0.226

(6) 池の水質調査結果

石神井池、三宝寺池（ともに都立石神井公園内）および富士見池（区立武蔵関公園内）の3池とも水の入れ替えがほとんどなく、水質は富栄養状態になりやすい状況です。富栄養化が進むと、特に夏場、ラン藻類などの植物プランクトンが大量に発生しやすくなり、悪臭を生じることがあります。

項目	単位	石神井池				三宝寺池				富士見池			
		6月	9月	11月	2月	6月	9月	11月	2月	6月	9月	11月	2月
測定時刻		16:50	15:00	14:00	15:15	17:05	15:30	14:20	15:40	14:45	12:40	11:55	13:00
天候	—	晴	曇り	晴	曇り	晴	曇り	晴	曇り	晴	雨	晴	雨
気温	℃	32.7	19.5	12.6	8.4	30.8	19.3	14.2	9.0	29.3	21.4	9.6	10.3
水温	℃	30.8	21.5	12.2	8.5	28.4	20.0	13.0	9.5	31.4	20.8	12.4	7.9
外観	—	淡黄 緑色濁	淡灰 緑色濁	黄緑色濁	淡灰 緑色濁	淡黄 緑色濁	淡灰 緑色濁	黒緑色濁	淡茶 褐色濁	淡黄 緑色濁	淡灰 緑色濁	濃緑色濁	淡灰 緑色透
臭気	—	無臭	無臭	微藻臭	微藻臭	無臭	無臭	微藻臭	弱藻臭	無臭	無臭	微藻臭	無臭
透視度	度	31	20	24	33	23	22	35	29	14	15	48	66
pH	—	8.74	7.81	7.87	7.28	8.85	9.15	8.79	7.68	8.88	9.85	7.85	7.69
DO	mg/ℓ	7.5	5.8	7.8	12.8	12.6	9.0	9.7	14.8	16.0	13.3	10.2	10.9
BOD	mg/ℓ	1.8	2.6	5.6	4.5	2.6	2.8	5.2	4.6	3.3	4.8	3.2	2.9
COD	mg/ℓ	5.8	6.8	6.6	5.0	4.1	6.3	6.7	4.5	18.0	17.5	8.7	3.9
SS	mg/ℓ	8	18	15	8	8	23	28	11	44	48	11	5
塩化物イオン	mg/ℓ	10.8	8.9	10.8	11.4	11.2	9.7	12.0	10.9	7.7	6.1	8.7	8.6
全リン	mg/ℓ	0.065	0.077	0.084	0.106	0.081	0.086	0.075	0.162	0.131	0.186	0.058	0.116
アンモニア性窒素	mg/ℓ	0.03	0.07	0.31	0.18	0.03	0.01	0.22	0.22	0.07	<0.01	<0.01	0.07
亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.004	0.002	0.002	0.003	0.005	0.003	0.004	0.022	0.034	0.014	0.009	0.016
硝酸性窒素	mg/ℓ	0.03	0.01	0.09	0.08	<0.01	0.03	0.13	0.14	0.81	0.67	3.43	3.18
有機体窒素	mg/ℓ	0.54	0.70	0.38	0.64	0.64	0.75	0.47	1.02	3.31	1.00	0.43	4.83

※ 網掛けは環境基準値を満たさなかった測定値を示します。

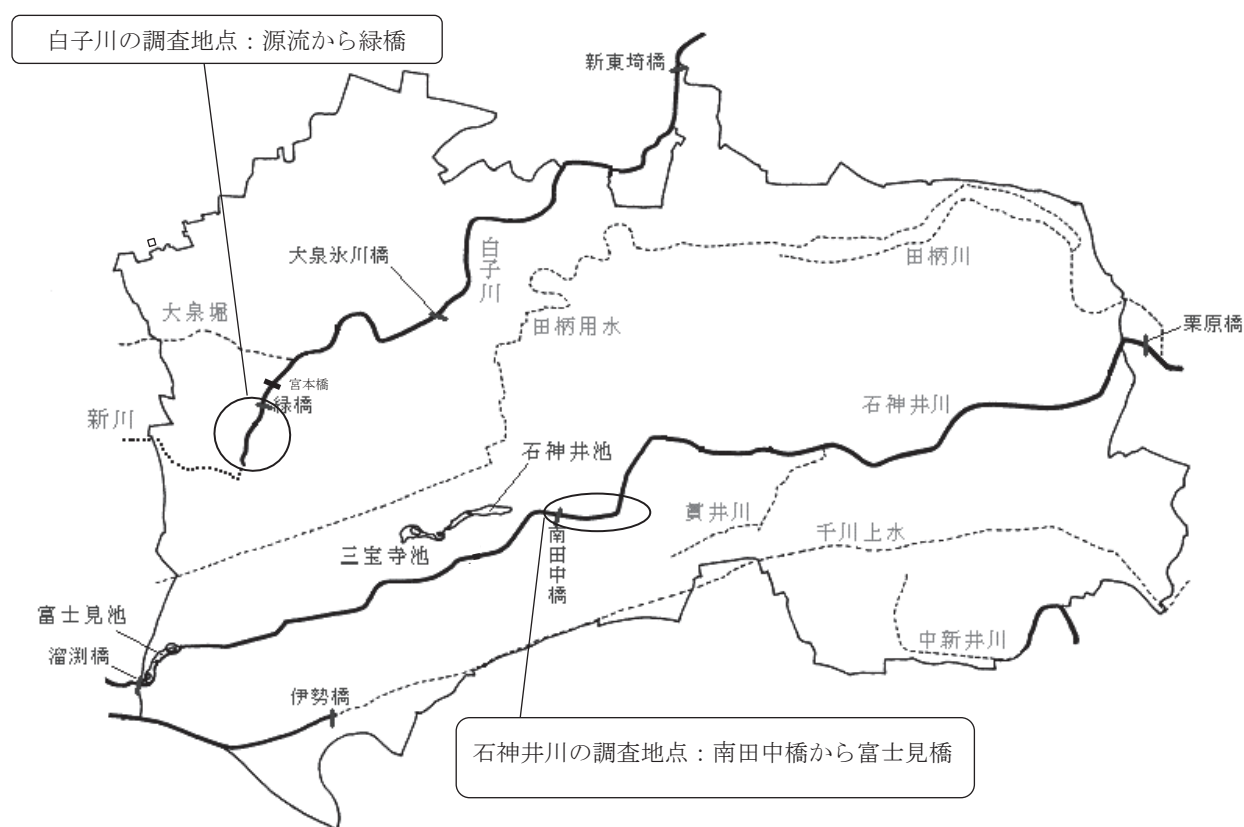
2 水生生物調査

水質の向上により、区内の河川では魚類を始め、様々な水生生物が見られるようになってきました。そこで、平成7年度から水生生物調査を行っています。

平成30年度調査では、石神井川は南田中橋から富士見橋まで、白子川は源流である大泉井頭公園から緑橋までを調査しました。調査方法は、目視による方法と手網（タモ網）を使用して捕獲する方法です。

石神井川・白子川では水生植物が群生している場所などで魚類・甲殻類などが捕獲・確認されています。都内ではめずらしい水生生物が確認される一方で、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律で特定外来生物に指定されている植物も確認されています。今後はその河川固有の生物がすみ続けられるように、環境を整備・保全することも課題になります。

平成21年3月から区役所本庁舎1階アトリウムに魚類をみられる水槽や、区内の河川の生物についてのパネルを展示しています。



平成 30 年度 確認した生物一覧

白子川（井頭公園～緑橋）		
調査日	10月9日	
	種類	花・実の有無
植物	アメリカスミレサイシン	
	アメリカセンダングサ	実、花
	イグサ	
	イネ科sp.	
	オオイヌタデ	花
	オオフサモ※	
	オランダカイウ	
	ガマ	実
	カヤツリグサ科sp.	
	カワヂシャ	花
	カンガレイ	実
	ギシギシ	実
	キシヨウブ	実
	ジュズダマ	実
	セキショウ	
	セリ	
	チョウジタデ属sp.	
	ツユクサ	
	トマト	
	ヌカキビ	実
	ヒナタイノコヅチ	実
	ヒメイヌビエ	実
	ポントクタデ	蕾、花
	マコモ	実
	ミクリ	実
	ミクリ属sp.	
	ミズヒマワリ※	花
	ヨシ	実

石神井川（南田中橋～富士見橋）		
調査日	10月9日	
	種類	花・実の有無
植物	アイノコイトモ	
	アメリカイヌホオズキ	花
	アメリカセンダングサ	花
	イケノミズハコベ	
	イヌビエ	実
	イネ科sp.	
	ウチワゼニクサ	
	オオイヌタデ	花
	オオカナダモ	花
	オオカワヂシャ※	
	オオクサキビ	実
	オオホウキギク	花
	オランダガラシ	
	ガマ	実
	カヤツリグサ科sp.	
	ギシギシ	
	コゴメイ	
	シダレヤナギ	
	シマスズメノヒエ	実
	ジュズダマ	実
	セリ	
	ツユクサ	花
	ヌカキビ	実
	ヒナタイノコヅチ	実
	ヒメイヌビエ	実
	ヒメツルソバ	
	ヒルザキツキミソウ	
	ポントクタデ	蕾、花
	ミクリ属sp.	
	ミズタネツケバナ	花、実
	メリケンガヤツリ	実

※は特定外来生物を示します。

sp.は種の特定までは至らなかったものを示します。

植物は確認された種類と確認された状態を示しています。

	種類	白子川	石神井川		
		井頭公園～緑橋	南田中橋～富士見橋		
調査日		10月9日	10月9日		
昆虫類		個体数	個体数		
	アオスジアゲハ	1	—		
	アサギマダラ	1	—		
	アジアイトトンボ	2	—		
	イチモンジセセリ	65	—		
	オオスズメバチ	1	—		
	オンブバッタ	1	1		
	ガガンボ科sp.	0	1		
	キタキチョウ	0	1		
	コカゲロウ属sp.	1	15		
	コバネイナゴ	1	—		
	シマトビケラ属sp.	7	6		
	ダイミョウセセリ	2	—		
	チャバネセセリ	7	—		
	ツマグロヒョウモン	16	1		
	ナナホシテントウ	1	—		
	ナミアゲハ	1	—		
	ナミアメンボ	400	—		
	ナミテントウ	1	—		
	ハグロトンボ	0	1（ヤゴ）		
	ヒメアカタテハ	3	—		
	ホシホウジャク	1	—		
	モンキチョウ	1	—		
	モンシロチョウ	21	—		
環形動物	シマイシビル	3	10		
魚類	ホトケドジョウ	9	—		
	ドジョウ	1	1		
	アブラハヤ	11	94		
	ヒメダカ	1	—		
	タモロコ	1	—		
	ニシキゴイ	1	—		
	キタノメダカ	2	—		
	ヒガシシマドジョウ	5	—		
貝類	ナメタジ	1	—		
	サカマキガイ	—	1		
	ヒメモノアラガイ	—	3		
甲殻類	アメリカザリガニ	67	3		
	カワリヌマエビ属sp.	510	384		
	ヨコエビ亜目sp.	1	—		
	モクズガニ	—	5		
両生類	トウキョウダルマガエル	1	—		
	アズマヒキガエル	1	—		
爬虫類	ヒガシニホントカゲ	1	—		
鳥類	種名	個体数	確認	個体数	確認
	カルガモ	9	c	8	v
	カウセミ	1	c	—	—
	キジバト	1	s	—	—
	キセキレイ	1	c、v	2	c、v
	コゲラ	—	—	1	c、v
	コサギ	—	—	1	v
	シジュウカラ	2	c	1	c、v
	スズメ	—	—	60	v
	ドバト	20	v	9	v
	ハクセキレイ	1	c	—	—
	ヒヨドリ	4	c	1	c、v
	ムクドリ	1	c	—	—

S：さえずり C：地鳴き V：目視 を示します。

sp.は種の特定までは至らなかったものを示します。

第3章 循環型社会をつくる

第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業

1 概要

清掃事業は、平成12年に東京都から23区に移管されました。23区は、共同でごみの中間処理を効率的に行うことを目的に、東京二十三区清掃一部事務組合を設置しました。これにより、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理（焼却や破碎など）を東京二十三区清掃一部事務組合が、そして最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担して行っています。

このうち最終処分場として、23区が利用している東京港の中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場は、東京都によると残余年数が50年程とされています。最終処分場の延命化を図るために、23区は、ごみの減量とリサイクル事業を推進しています。また、ごみ処理やリサイクルについては、私たちが環境に負荷を与えない「循環」を基調としたシステムをいかに築いていくかが求められています。

こうしたことから区は、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、住んでよかったと思える循環型のまちづくりに向けた施策を進めています。

2 区における計画体系と方針

区は、平成5年に「練馬区環境基本計画」を策定し、「環境へのやさしさが育む循環・共生のまち ねりま」をめざして総合的な環境施策を進めてきました。平成8年には、「練馬区環境基本計画」のリサイクル部門の個別計画として、「練馬区リサイクル推進計画」を策定しました。その後、平成12年4月に清掃事業が東京都から各区に移管されることになり、従来から区で行っていたリサイクル事業と清掃事業を一体的に推進することを目的に、「練馬区リサイクル推進条例」（平成11年12月条例第55号）および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」（平成11年12月条例第56号）を制定しました。これらの条例に基づき、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「練馬区リサイクル推進計画」を改定しました。

平成29年3月には、リサイクルの推進とごみの発生抑制を具体化させる計画として、リサイクル推進計画を包含した、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

(1) 練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～令和8年度）

区は、本計画の基本理念を「みどりあふれる循環型都市をめざして」とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうまいおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざし、様々な施策に取り組んでいます。

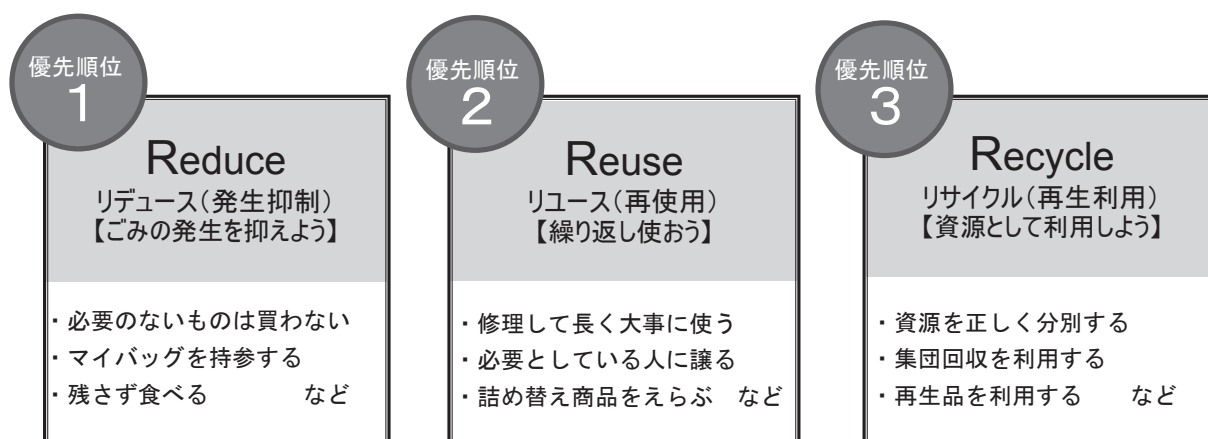
本計画は、基本理念に立ち、①ごみの発生抑制・再使用の促進②多様な資源循環の推進③適正処理の推進④情報発信および参画・連携体制の充実といった、4つの

基本方針をもとに施策を体系化し、20 の取組を設定しました。中でも、①食品ロスの削減②不燃ごみの資源化③紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底④区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導⑤災害廃棄物処理計画の策定の5つを、課題解決をめざした取組や、速やかに実施すべき取組であるとして、重点取組項目に設定しました。

これらの取組を実施していくことにより、区民1人1日あたりのごみ収集量を平成27年度の500gから令和8年度には443g以下にすること、リサイクル率を24.8%から25.2%以上にすることを指標としています。

3 循環型社会に向けた3Rの推進

平成12年に「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）が制定されました。基本法では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順で3Rを進めるという考え方により、循環型社会を形成していくとしています。区もこの考え方にに基づき、3R事業に積極的に取り組んでいます。



4 練馬区循環型社会推進会議

平成10年7月、区長の諮問機関として「練馬区リサイクル推進協議会」を設置しました。区民、事業者および学識経験者などの参加のもとに、平成12年4月の清掃事業移管後におけるリサイクル推進のあり方について、さまざまな検討・協議を経て、区は、「練馬区リサイクル推進条例」（平成11年12月条例第55号）を制定しました。

条例では、区の清掃・リサイクルのあり方を審議する機関として、区民、事業者および学識経験者などで構成する「練馬区循環型社会推進会議」を設置することにしました。会議体は、区長からの諮問に応じて、リサイクル推進のための基本的事項や廃棄物の減量および処理に関する基本的事項などについて審議します。平成29年1月に発足した第9期の会議体（平成29年1月～平成31年1月）では、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況の評価」について審議を行いました。

5 統計から見たごみと資源

(1) ごみ量、資源量の推移

ア ごみ量

区が収集するごみは、可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみです。その収集量は表1、グラフ1に示すとおりです。

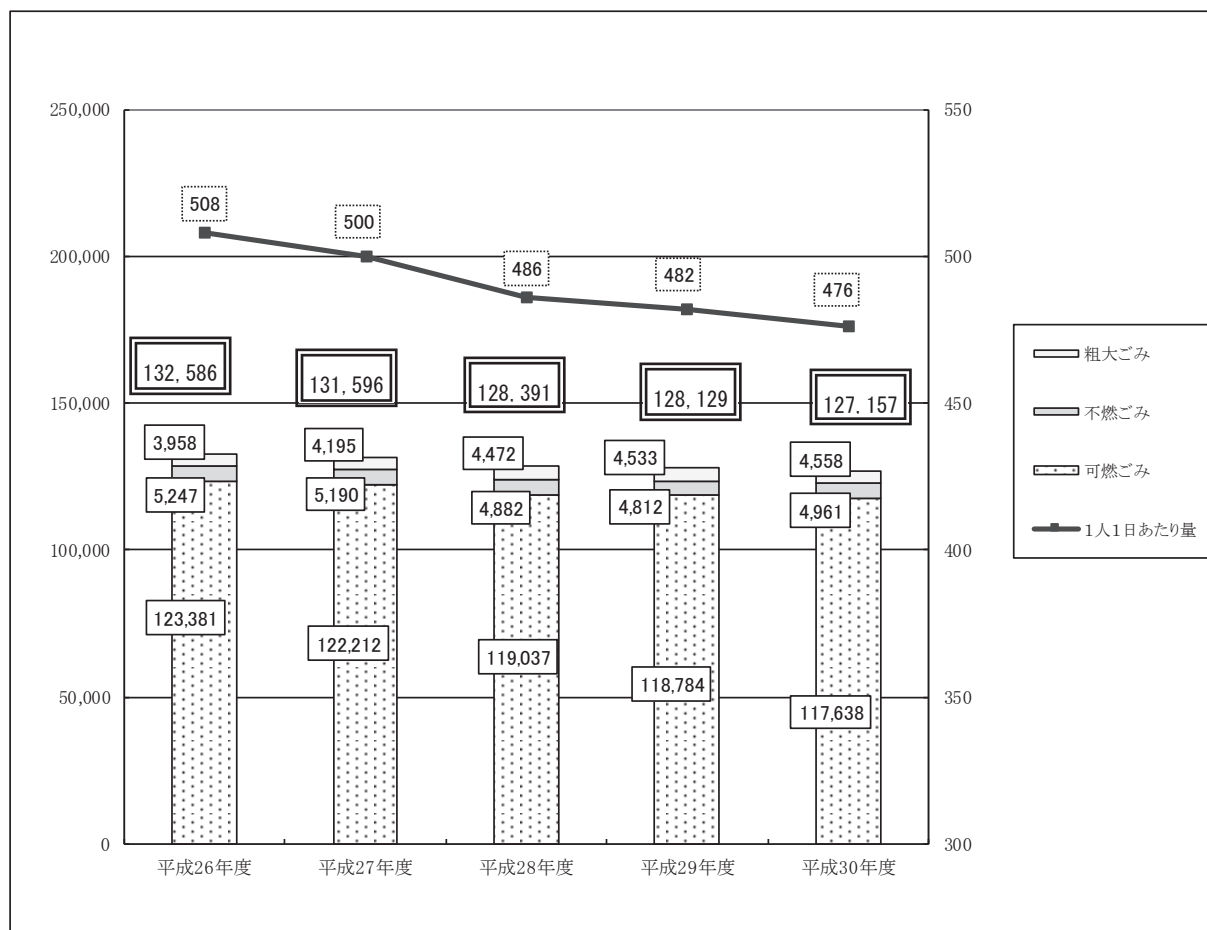
表1 区が収集するごみ量と区民1人1日あたりのごみ排出量の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口（人）	714,567	718,505	723,145	727,865	731,995
可燃ごみ（t）	123,381	122,212	119,037	118,784	117,638
不燃ごみ（t）	5,247	5,190	4,882	4,812	4,961
粗大ごみ（t）	3,958	4,195	4,472	4,533	4,558
計（t）	132,586	131,596	128,391	128,129	127,157
区民1人1日あたり量（g）	508	500	486	482	476

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

※ 人口は、各年度とも10月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む）による人口

グラフ1 区が収集するごみ量と区民1人1日あたりのごみ排出量の推移



イ 資源量

区が回収している資源品目は、古紙、古着・古布、びん・缶、ペットボトル、乾電池、容器包装プラスチック、廃食用油、小型家電および蛍光管などです。その回収量の推移は、表2、グラフ2に示すとおりです。

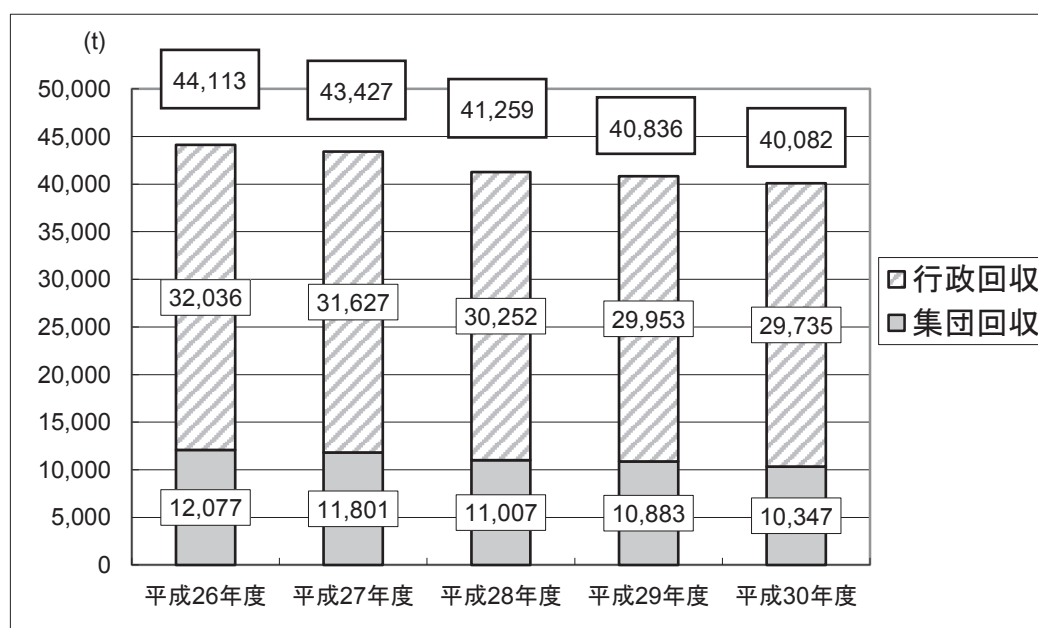
表2 資源回収量の推移

(単位:t)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	資源回収量計	44,113	43,427	41,259	40,836	40,082
	集団回収	12,077	11,801	11,007	10,883	10,347
	行政回収	32,036	31,627	30,252	29,953	29,735
内 訳	古 紙	15,862	15,559	14,429	14,138	13,922
	古着・古布	462	488	460	472	477
	びん(リターナブル)	497	482	462	452	431
	びん(ワンウェイ)	4,908	4,980	4,856	4,783	4,623
	缶(スチール)	1,305	1,275	1,187	1,022	978
	缶(アルミ)	625	618	681	824	864
	ペットボトル	2,285	2,086	2,136	2,172	2,299
	乾 電 池	75	87	95	92	88
	容器包装プラスチック	5,156	5,166	5,069	5,056	5,089
	廃食用油	18	19	18	18	18
	金 属 類	749	739	756	797	821
	小型家電	3	3	3	4	4
	布 団	91	124	98	122	121
	蛍 光 管	1	1	1	1	1

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

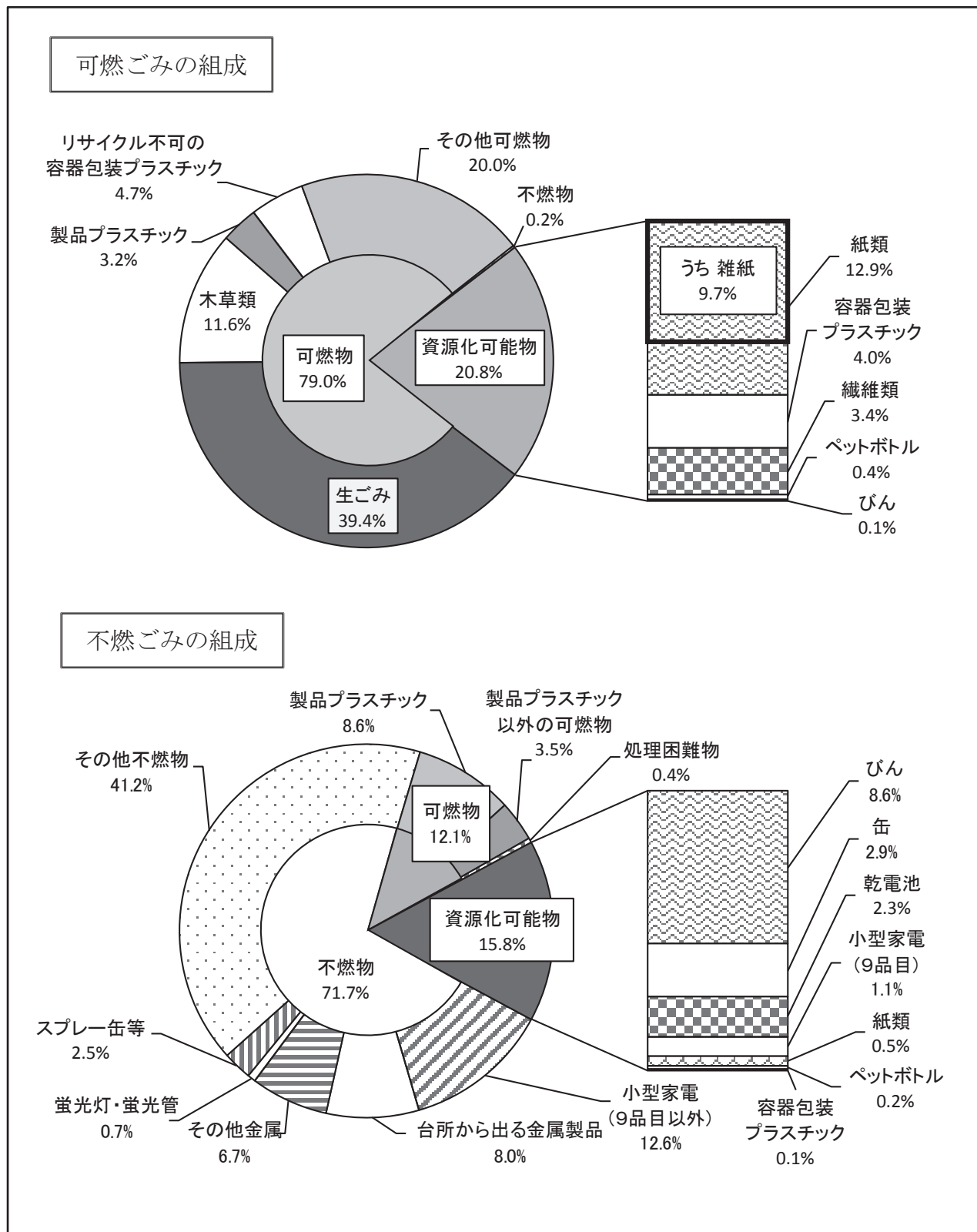
グラフ2 資源回収量の推移



(2) ごみの組成

平成30年度に行った資源・ごみの排出実態調査による可燃ごみと不燃ごみの組成を表したものがグラフ3です。可燃ごみ、不燃ごみの中には、区が資源として回収しているものが、それぞれ20.8%、15.8%含まれています。

グラフ3 平成30年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果



第2項 ごみの発生を抑制する

1 普及啓発事業

(1) ごみの減量、リサイクルについての情報発信

区は、ごみの減量やリサイクルについて周知するため、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」や、清掃リサイクル情報紙「ねりまの環」等を発行しています。

(2) 清掃事務所の様々な活動

清掃事務所は、ごみの収集・運搬を行うだけでなく、区民・事業者に向けて、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るためのさまざまな指導・啓発活動を行っています。その主な例を紹介します。

ア ふれあい指導

資源・ごみの正しい分け方と出し方、3Rについての理解と協力を得るために、区民・事業者の方と直接対話しながら、指導・啓発活動を行っています。

また、集積所の改善や不法投棄の防止などの取組も行っています。

イ ふれあい環境学習

これからの循環型社会を担っていく子どもたちへの環境学習の一環として、主に小学校4年生や保育園の園児を対象に、学校の授業などの中で「ふれあい環境学習」を行っています。「資源やごみの処理の流れ」「正しい分別のしかた」をパネルや環境学習車（荷箱の中身が見えるスケルトン車）を使って説明しています。

ウ 青空集会

町会や集積所単位で行う出前講座です。模擬のごみを使って分別を試みながら、資源・ごみの正しい分け方と出し方や3Rについて区民の方が理解を深める講座です。

エ 大規模建築物に対しての排出指導

延べ床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対して立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関して指導、助言を行っています。平成 30 年度は、161 件の立入調査を行いました。

また、年 2 回、事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者に対して講習会を実施し、ごみの発生抑制、リサイクルの推進およびごみの適正処理に対する意識の向上を図っています。

平成 17 年度には「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」（平成 11 年 12 月条例第 56 号）および「練馬区リサイクル推進条例」（平成 11 年 12 月条例第 55 号）を改正し、廃棄物保管場所および再利用対象物保管場所の設置義務の対象を、建築物の延べ床面積 3,000 m²以上から 1,000 m²以上に変更するとともに、ワンルーム形式の集合住宅も対象に加えて、指導を強化しました。

(3) リサイクルセンター

区のリサイクル活動の普及促進を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、関町リサイクルセンター（平成 9 年 3 月）、春日町リサイクルセンター（平成 14 年 10 月）、豊玉リサイクルセンター（平成 21 年 4 月）、大泉リサイクルセンター（平成 29 年 4 月）を開設しました。

リサイクルセンターには、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室（多目的室）および会議室などの施設があり、地域のリサイクル活動の中心施設として環境やリサイクルに関するさまざまな事業を行っています。

ア 手作り教室・環境教室の開催と生活用品の修理など

古布のさき織り、牛乳パックを使った紙すき、生ごみからのたい肥作りなど不用品を使ったリサイクル製品作りや衣類のリフォーム教室などを定期的に行っています。また、リサイクルや環境問題を扱った講座も開催しています。

イ 再使用家具と不用品小物などの展示・販売

リサイクルセンターでは、平成 23 年度から粗大ごみの中の再使用可能な家具を低廉な価格で販売する事業を実施しています。不用となった日用雑貨品など小物の展示・販売も併せて行っています。平成 30 年度は、練馬区資源循環センターから搬入された再使用家具のうち、販売した家具が 7,825 点、販売額が 9,197,820 円でした。また、販売した不用品小物が 109,375 点、販売額が 11,757,960 円でした。

ウ リサイクル情報の収集・提供

リサイクルに関する情報・資料（書籍・視聴覚資料など）を収集し、区民に提供しています。事業内容などを載せた各センター共通の情報紙「ゆずりは」を発行しています。

2 食品ロスの削減に向けた取組

利用されることなく捨てられてしまった食品は、可燃ごみの中に 2.9% も含まれており、これを区の 1 年間の可燃ごみ量に換算すると、およそ 3,400 t になります。区では、家庭で食べきれずに廃棄されてしまう未利用食品を持ち寄って、福祉施設などに提供するフードドライブ事業を平成 29 年 10 月から実施しています。平成 30 年度は区内 4 か所のリサイクルセンターなどで 10 回実施し、321 件、2,601 点、751.72 kg の食品をお持ちいただきました。また、食品ロス削減に取り組む区内飲食店の取組を周知し、広く意識啓発を図り、飲食店から排出される食べ残し等によるごみを削減する、おいしく完食協力店事業を平成 31 年 3 月から開始しました。

3 生ごみの排出抑制

(1) 学校等生ごみの資源化事業

区立施設から排出される生ごみを回収し、肥料化しています。生成した肥料は、一般公募により「練馬の大地」と名づけました。平成 30 年度は区立の全小・中学校 99 校、保育園 60 園および福祉施設 8 か所から回収し、回収量は 937 t でした。

(2) 生ごみ処理機などのあっせん・購入費助成

平成5年度から、家庭から出る生ごみを土にかえす生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っています。また、平成19年度からは、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成事業を行っています。

生ごみ処理機などのあっせん・購入費助成実績

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生ごみ処理機助成	67	63	79	84	91
コンポスト化容器助成	18	17	8	12	9
コンポスト化容器あっせん	10	13	6	16	5

4 不用品の活用（再使用）

(1) リサイクル・マーケットの開催支援

区は、家庭で不用となった衣類や生活雑貨などの地域での再使用を目指して、リサイクル・マーケットを開催する団体を支援しています。区立公園の使用許可申請手続、区報への掲載、活動用品の貸し出し、チラシ・ポスターの印刷などを行っています。

平成30年度は、89回のリサイクル・マーケットが開催されました。

(2) 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、平成4年3月から区内公共施設に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置しています。「譲ります」、「譲ってください」という品物の情報カードを半月間掲示し、その管理を区が行い、交渉と品物の受渡しは、当事者双方の責任により行っています。平成30年度の掲示数は、「譲ります」249件、「譲ってください」27件でした。そのうち成立件数は、「譲ります」130件、「譲ってください」1件でした。

情報掲示板の掲示場所（16か所）

区役所（西庁舎）1階	中村橋区民センター階段踊り場
練馬区資源循環センター	石神井公園区民交流センター
豊玉リサイクルセンター	男女共同参画センターえーる2階
春日町リサイクルセンター	勤労福祉会館
関町リサイクルセンター	春日町青少年館
大泉リサイクルセンター	平和台図書館
石神井庁舎1階	大泉図書館
光が丘区民センター3階	関町図書館

第3項 リサイクルを進める

1 資源のリサイクル（再生利用）

(1) 集団回収

集団回収は、区に登録した団体が、資源回収業者と協力して、古紙、古布およびアルミ缶などのリサイクルに取り組む事業です。集団回収は、各区の事業として平成4年に都から移管されました。町会、自治会および子ども会などの区民の自主的な団体であれば、登録することができます。区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、回収量1kgあたり6円の報奨金を支給しています。また、平成29年7月から区内登録事業者と契約して資源回収を行った団体に対し、回収量の1割分の加算金を支給しています。このほか、軍手や梱包ひもなどの支給や資源回収業者の紹介も行っています。

集団回収の実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資源回収量	12,077 t	11,801 t	11,007 t	10,883 t	10,347 t
登録団体数	557 団体	571 団体	592 団体	616 団体	636 団体

(2) 事業系資源回収「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」

商店街、オフィスなどから発生する事業系のダンボール、板紙およびOA紙などの古紙類を中心に、回収業者が主体となって回収を行っています。ダンボールや板紙は平成8年10月から、OA紙やシュレッダー類は平成9年4月から回収を行っています。

(3) 集積所での資源回収（古紙、容器包装プラスチック）

平成9年6月から東京都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙、びん・缶の回収を開始し、平成12年2月からは、区内全域で週1回古紙の回収を本格実施しました。

平成19年10月から区内の一部地域で、それまで不燃ごみとして収集していた容器包装プラスチックを資源として回収し、それ以外のプラスチック、ゴム製品および革製品を可燃ごみとするモデル事業を開始しました。平成20年10月からは、区内全域で分別変更を本格実施しました。

(4) 街区路線回収（びん・缶、ペットボトル）

平成8年12月から関町北・関町東地域で、週1回、回収用コンテナを設置し、各週で交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始しました。その後順次地域を拡大し、平成12年12月には光が丘地区を除くすべての地域で実施しました。これに伴い、公共施設の拠点回収（飲料缶のみ）は廃止され、街区路線回収に統合されました。平成13年12月から光が丘地区を除く全域で飲食用びんと飲食用缶を毎週同時に回収する方式に変更し、平成15年度には光が丘地区も統合し区内全地域で街区

路線回収を展開しています。

平成 16 年 7 月から早宮・春日町・田柄地域でペットボトルの回収を始め、回収地域を順次拡大し、平成 18 年度に区内全域で実施しています。

平成 19 年度から排出量の少ない小規模事業者についても、びん・缶、ペットボトルを有料で回収する事業を開始しました。

街区路線回収の回収実績

(単位:t)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
びん	5,405	5,462	5,319	5,236	5,054
缶	1,931	1,893	1,868	1,846	1,842
ペットボトル	1,976	2,086	2,136	2,172	2,299
合 計	9,312	9,441	9,323	9,254	9,194

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

(5) 拠点回収

ア 乾電池

区内 85 か所の販売店および区立施設などに回収ボックスを設置し、使用済み乾電池を回収しています。区立小中学校 66 校では、児童生徒を対象として、回収ボックスによる回収を行っています。

イ 古着・古布

古着・古布のリサイクルを推進するため、平成 14 年度から区立施設で拠点回収を開始しました。平成 30 年度は 29 か所の区立施設などで回収を行うとともに、衣替えの 5 月・6 月・10 月・11 月には、臨時回収を 8 か所で行いました。

ウ 廃食用油

家庭から排出される使用済みごま油など植物性の廃食用油の資源化、ごみの減量化などを進めるため、平成 20 年 6 月から廃食用油の回収・資源化事業を開始しました。当初は、区内 30 か所の区立施設などで月 1 回の回収でしたが、現在では、回収拠点を 44 か所に増やしました。

回収された廃食用油は、バイオディーゼル燃料（軽油代替燃料）に精製し清掃車に利用しているほか、インクの原料などの工業用原料に利用されています。

エ 小型家電

平成 23 年 9 月から区内 5 か所の区立施設に回収ボックスを設置し、小型家電製品 9 品目（携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、AC アダプター）の回収を開始しました。現在では、回収拠点を 16 か所に増やしました。

回収した小型家電製品に含まれる有用金属（金、銀、銅、鉄、パラジウムなど）を再資源化しています。

また、平成 29 年度・30 年度と「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、平成 30 年度は臨時回収を 7 か所で行って、東京 2020 オリンピ

ック・パラリンピックの入賞メダルの製作に協力しました。

オ 蛍光管

平成 24 年度から、区内 42 か所の区立施設において使用済み蛍光管回収を期間限定で実施しています。(平成 30 年度は、区立施設 44 か所で 12 月・1 月に実施)

拠点回収の回収実績

(単位:t)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乾電池	75	87	95	92	88
ペットボトル	309	—	—	—	—
古着・古布	462	488	460	472	477
廃食用油	18	19	18	18	18
小型家電	3	3	3	4	4
蛍光管	1	1	1	1	1
合 計	868	598	577	587	589

※ペットボトルの拠点回収は、平成 27 年 2 月末をもって廃止

※表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

2 区立施設におけるリサイクルの推進

区は事業者として、事業活動に伴う廃棄物の再生利用を図るため、平成 9 年度から、古紙回収に加え、びん・缶、ペットボトルおよび乾電池の回収を行っています。平成 20 年 6 月から保育園、福祉園など給食提供施設の廃食用油の回収・資源化を開始し、平成 22 年 12 月から蛍光管の回収も行っています。

区立施設回収の回収実績 (区役所庁舎を除く)

(単位:t)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
古紙・古布	681	675	664	672	672
び ん	7	7	6	6	6
缶	16	17	16	15	13
ペットボトル	9	10	9	9	9
乾電池	3	3	2	2	2
廃食用油	8	7	7	8	8
蛍光管	6	5	5	4	4
合 計	730	724	709	715	714

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

3 練馬区資源循環センター

区の循環型社会づくりの中心的施設として平成 22 年 11 月に開館しました。

練馬区資源循環センターの主な事業は、以下のとおりです。なお、事業の実施および施設の管理運営は、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社が担っています。

(1) 粗大ごみの収集事業

家庭から排出される粗大ごみは、区民が粗大ごみ受付センターに申し込みます。収集または区民自身による練馬区資源循環センターへの持込みを選択することができます。平成 30 年度の収集量は 5,560 t（持込量を含む）、収集品目は 682,914 点でした。

(2) 粗大ごみの再使用事業

粗大ごみとして集めたもののうち再使用可能となる木製家具などに簡易な清掃・修理を施し、区内の各リサイクルセンターに搬入して、販売しています。平成 30 年度のリサイクルセンターへの搬入点数は 7,935 点でした。

(3) 粗大ごみの金属類回収事業・布団の資源化事業

粗大ごみの中から電化製品、金属製品を選別・解体し、鉄等の金属資源を回収しています。また、布団も選別し、資源化しています。平成 30 年度は、鉄等の金属資源を 821 t、布団を 121 t 資源化しました。

(4) 集団回収の相談等窓口

(5) 資源回収拠点

資源回収拠点として毎週日曜日に古着・古布、廃食用油の回収を行うほか、乾電池、紙パックおよび小型家電の回収ボックスを設置しています。

(6) バイオディーゼル燃料精製事業

家庭から排出される使用済食用油を回収し、バイオディーゼル燃料に精製し、区の清掃車 1 台と環境学習車に利用しています。平成 30 年度の精製量は、4,901L でした。

(7) 資源循環推進事業の普及啓発等

相談コーナーでは、資源循環およびリサイクルに関する図書や資料を収集し、区民や事業者に関連と貸し出しをしています。また、施設見学会、ごみの発生抑制とリサイクルに関する各種イベントおよび 3 R につながる講習会などを開催しています。

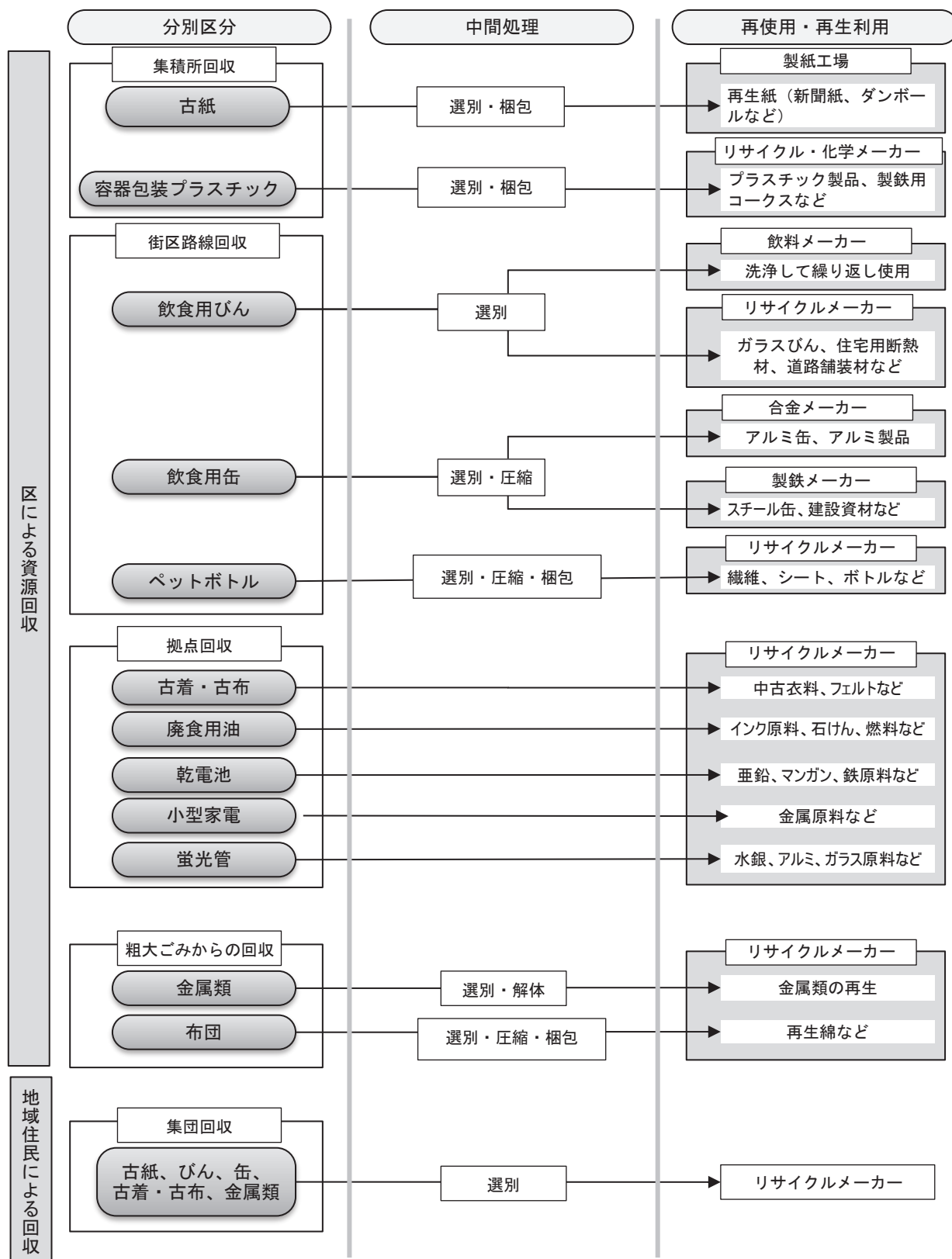
(8) 容器包装プラスチックの回収事業

家庭などから排出される容器包装プラスチックを集積所から回収し、中間処理施設に搬入しています。平成 30 年度の回収量は、5,089 t でした。

(9) 可燃ごみ不燃ごみ収集事業

区内の約 3 分の 1 の地域で、可燃ごみおよび不燃ごみを収集しています。

練馬区の資源の流れ図



第4項 ごみの適正処理を進める

1 ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分で行っています。

可燃ごみは、生ごみ、ゴム製品、革製品、プラスチック製品、汚れの落ちない容器包装プラスチックや再生利用できない紙類など焼却できるごみのことで、週2回収集しています。

不燃ごみは陶器類、ガラス類、金属類、30cm 角未満の小型家電製品（資源回収を行っている9品目を除く）などの焼却に適さないごみのことで、月2回収集しています。

可燃ごみ・不燃ごみは、収集日の朝に、集積所にごみ容器に入れて出すのが原則ですが、透明度の高い袋で出すこともできます。

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って排出されるごみは、事業者による自己処理か廃棄物処理業者へ処理を委託することが原則です。小規模の商店や事業所などから出される排出量が少ない事業系の可燃ごみ・不燃ごみは、有料ごみ処理券を貼って集積所に出すこともできます。

粗大ごみは、家庭から出る概ね 30cm 角以上の家具などが対象で、「粗大ごみ受付センター」に「収集」または「持込み」を選択して申し込み、指定された日に、指定された金額の粗大ごみ処理券を貼って「出す」または「持ち込む」ことになっています。なお、事業系の粗大ごみは収集していません。

収集場所と回数等

(平成31年4月1日現在)

種 別	回 数	収集場所	出す時刻
可燃ごみ	週2回	36,561 か所 (集積所・戸別訪問収集計)	決められた日の朝8時までに集積所へ出す。
不燃ごみ	月2回		
粗大ごみ (収集)	—	各戸収集（申込制）	当日の朝8時までに自宅前に出す。
粗大ごみ (持込み)	—	練馬区資源循環センター (申込制・持込み)	当日の指定された時間内に持ち込む。

※ 収集できないもの

- ① 有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの
- ② 処理施設の管理または処理作業に支障をきたすおそれのあるもの

平成13年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」（平成10年法律第97号）により、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、リサイクル料金などを支払って販売店などに引き取ってもらうことになっています。平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」（平成3年法律第48号）に基づき、家庭用パソコンも、パソコンメーカーなどによる

リサイクルを進めています。リサイクルにあたり、各メーカーで定める料金を支払う必要がありますが、平成 15 年 10 月 1 日以降に販売されたパソコンで、パソコン 3 R 推進協会の定めた「P C リサイクルマーク」の表示があるものは、販売価格にリサイクル料金が含まれています。

2 ごみの処理

可燃ごみは、清掃工場で焼却処理し、衛生的な環境を保ちます。また、可燃ごみを焼却することにより、可燃ごみの容積を縮小し、埋立処分場の延命化を図っています。一部の焼却灰は、セメントの原料としたり、加工したうえで、建設材料として有効利用を図っています。

不燃ごみは、不燃ごみ処理センターで破碎・選別し、鉄、アルミを回収後、埋立処分しています。

粗大ごみは可燃系と不燃系に分別し、粗大ごみ破碎処理施設で破碎した上で、鉄、アルミを回収後、可燃系は清掃工場で焼却し、不燃系は埋立処分しています。

3 集積所の適正管理

清掃事務所では、区民の方が集積所を清潔に管理できるように、資源・ごみの排出指導や防鳥用ネット、立体型防鳥用ネットの貸し出しを行っています。清掃事務所まで取りに来るのが困難な方には、宅配サービスも行っています。

平成 30 年度の貸し出し枚数は、2,824 枚でした。また、集積所の廃止や分散などの相談にも応じています。

4 高齢者などへのサービス（戸別訪問収集）

65 歳以上の方のみの世帯または障害のある方のみの世帯のうち、ごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない場合、収集員が玄関先などに収集に伺います。また、災害時には戸別訪問収集を利用している方の安否確認を行います。

平成 30 年度は、1,596 世帯で収集を行いました。

5 見守りサービス

清掃事務所では、戸別訪問収集を利用している高齢者が 1 週間以上ごみを出さなかった場合に、地域包括支援センターに連絡し、職員が電話や訪問し状況を確認する「見守りサービス」を実施しています。

対象者は戸別訪問収集を利用している 65 歳以上の方のうち、介護サービスなどを利用しておらず、「見守りサービス」を希望する方です。

6 し尿の処理と浄化槽

区内における下水道の普及率は、ほぼ 100%に達していますが、平成 31 年 3 月 31 日現在 114 戸のくみ取り式の便所があります。また、浄化槽については、平成 31 年 3 月 31 日現在 5 基の設置があります。

7 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集もしくは運搬または処分を事業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければなりません。

一般廃棄物処理業の許可は、一般廃棄物収集運搬業と処分業の2つに区分されます。

練馬区での一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可件数

(単位:件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収集運搬業	271	271	268	263	258
処 分 業	0	0	0	0	0

8 犬猫などの死体処理

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体は、25 kg未満であれば清掃事務所でお預かりしています。平成 30 年度の件数は 1,183 件でした。道路上の動物死体は、都道・区道上は清掃事務所が、それ以外は原則として各道路管理者が、それぞれ対応しています。

9 有料ごみ処理券

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って出るごみは、原則として事業者が責任を持って自己処理しなければなりません。しかし、小規模の事業者などで自分で処理することが困難な場合には、区が行う収集に支障のない範囲内で、有料で区のごみ収集に出すことができます。有料ごみ処理券は、取扱所の表示のあるお店、区内コンビニエンスストア、スーパーマーケット、清掃事務所および区役所清掃リサイクル課で扱っています。有料ごみ処理券の種類と価格は表のとおりです。

平成 30 年度の販売実績は、63,683.5 セット、172,156,758 円でした。

有料ごみ処理券の種類と価格

種 類	セット枚数	販売価格 (1 枚単価)	色
特大・70 L 相当	1 セット 5 枚	2,660 円 (532 円)	緑 系
大・45 L 相当	1 セット 10 枚	3,420 円 (342 円)	青 系
中・20 L 相当	1 セット 10 枚	1,520 円 (152 円)	赤 系
小・10 L 相当	1 セット 10 枚	760 円 (76 円)	黄 系

10 有料粗大ごみ処理券

粗大ごみは、家庭から出る概ね 30cm 角以上の家具などが対象で有料となります。

有料粗大ごみ処理券は、1 枚 200 円の A 券と 1 枚 300 円の B 券があります。平成 30 年度の販売実績は、1,385,070 枚、305,216,200 円でした。

① 主な粗大ごみ処理手数料

主な粗大ごみの処理手数料と有料粗大ごみ処理券の組み合わせは表のとおりです。

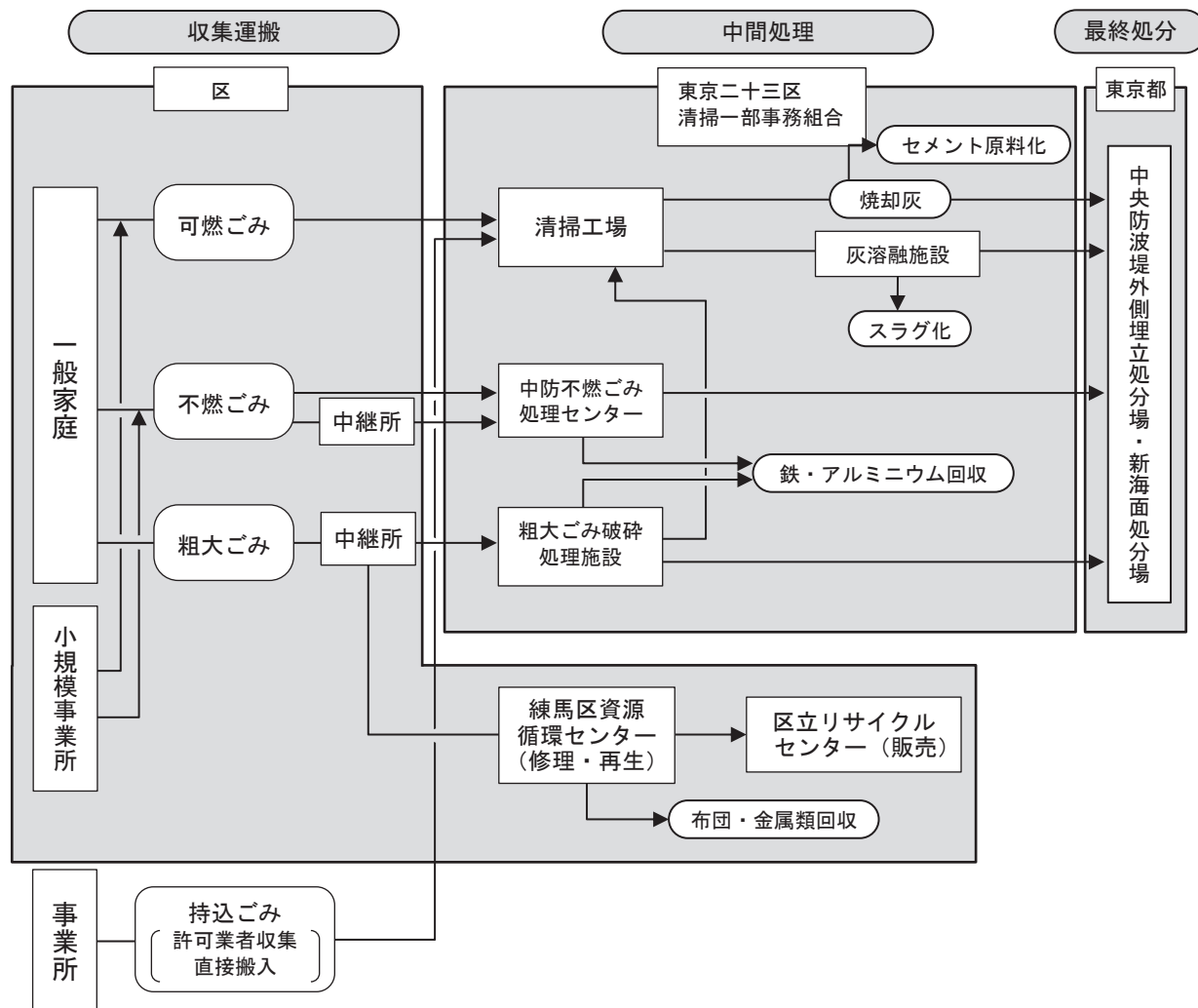
収 集	持 込	電気・ガス・石油器具	家具・寝具	その他
400 円 A 券 2 枚	200 円 A 券 1 枚	ガステーブル (ガスコンロ) 小型調理器具 (ホットプレートなど) 電子レンジ 扇風機 除湿器 空気清浄器 掃除機 照明器具	いす (ソファを除く) ふとん マットレス (ベッドマットを除く) ハンガーラック (回転式を除く) ロールカーテン	板類 (鉄板類を除く) ゴルフ用具 スキー板 スーツケース 子ども用遊具 (ブランコおよび滑り台を除く) 乳児用具 (ベビーベッドを除く) パイプ類 鏡 (姿見) 自転車 (16 インチ未満) ぬいぐるみ 座いす
800 円 A 券 1 枚 + B 券 2 枚	400 円 A 券 2 枚	オイルヒーター パネルヒーター	ソファ (1 人用) パソコンラック ハンガーラック (回転式)	ブランコ 滑り台 台車 自転車 (16 インチ以上) 物干し台 (1 個)
1200 円 B 券 4 枚	600 円 B 券 2 枚	ガスオープン ガスレンジ	シングルベッド (ベッドマット含む) 机 (両そで机を除く) ライティングデスク	サイクリングマシーン (自転車を除く) ドラムセット一式
2000 円 A 券 1 枚 + B 券 6 枚	1000 円 A 券 2 枚 + B 券 2 枚		ダブルベッド (ベッドマット含む)	オルガン ランニングマシーン
2800 円 A 券 2 枚 + B 券 8 枚	1400 円 A 券 1 枚 + B 券 4 枚		両そで机	

② 箱物家具の処理手数料

粗大ごみのうち、物置や戸棚などの箱型の家具については、「箱物家具」として同じ品物となりますが、3 辺のうち長い 2 辺の合計により、処理手数料を 3 段階に設定しています。

箱 物 家 具 の 大 き さ	収 集	持 込
3 辺のうち長い 2 辺の合計が 180cm 以下のもの	400 円 A 券 2 枚	200 円 A 券 1 枚
3 辺のうち長い 2 辺の合計が 180cm を超え 270cm 以下のもの	1200 円 B 券 4 枚	600 円 B 券 2 枚
3 辺のうち長い 2 辺の合計が 270cm を超えるもの	2000 円 A 券 1 枚+B 券 6 枚	1000 円 A 券 2 枚+B 券 2 枚
【主な箱物家具】 物置、戸棚、食器棚、たんす、押入たんす、仏壇、レンジ台、カラーボックス、オーディオラック、流し台、スチール棚、本棚、チェスト、サイドボード、げた箱など		

練馬区のごみの流れ図



第5項 清掃とリサイクル事業の今後の課題

1 ごみの減量に向けた取組

ごみの減量に向けた最も有効な取組は、ごみの発生を抑制することです。

ものの生産から流通、消費にいたる段階で、できるだけごみになるものが発生しないような社会に変えていくことが求められています。

2 ごみの分別の徹底と資源化

平成30年度に行った資源・ごみの排出実態調査（90ページ グラフ3 平成30年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果）によると、可燃ごみ、不燃ごみの中には分別すれば資源となるものが、それぞれ20.8%、15.8%含まれています。これらの資源化可能物の分別の徹底を進めることが、ごみを減量することになります。

現在の資源回収システムは、事業者処理責任を明確にし、事業者による資源の自主回収を促進していくとともに、区民の方が積極的に集団回収に参加できるような仕組みや、より効率的で出しやすい資源回収システムとしていく必要があります。

また、家庭から排出されるごみをさらに減量するために、国・都・他自治体の事例などを参考にしながら、新たな資源回収品目や回収方法を検討していきます。

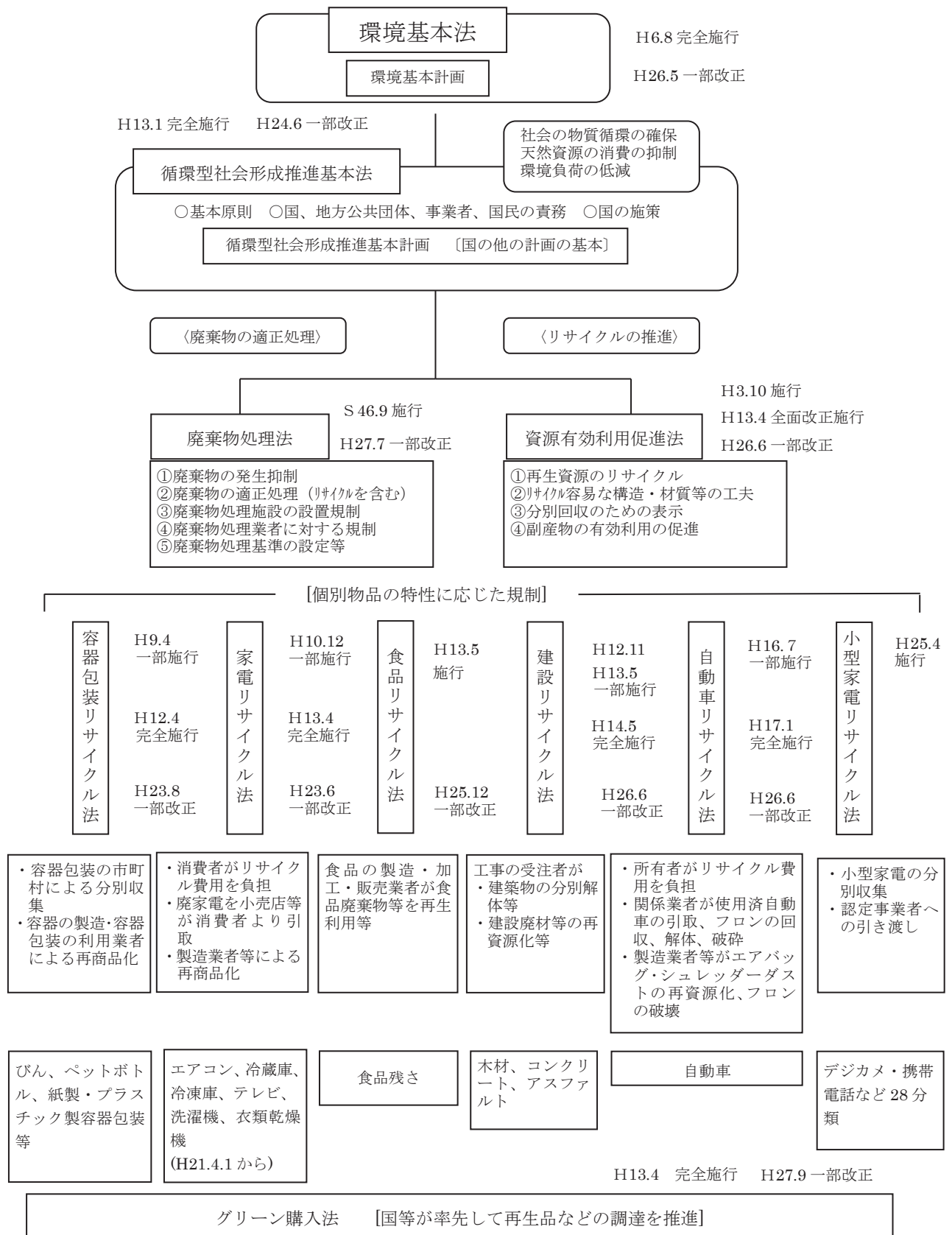
3 環境負荷の低減

23区は、平成20年度にプラスチックやゴム製品、革製品を不燃ごみから可燃ごみとする分別変更を行いました。区は、このうち容器包装プラスチックを平成20年10月から分別回収して資源化し、環境負荷の低減に努めています。

ごみ処理システムを変更する際には、環境負荷を事前に評価し、環境負荷の少ないごみ処理システムにすることが重要です。

さらに生ごみの水切りを推進することで、生ごみの水分を減らし、清掃工場の燃焼効率や収集・運搬効率を高めるなどの取組も今後の課題です。

廃棄物・リサイクル対策関連の法体系



* 資源有効利用促進法に基づき、平成 13 年 4 月から事業系パソコンの回収・リサイクルが実施され、平成 15 年 10 月からは、家庭系パソコンについても回収・リサイクルが実施されました。

『平成 21 年度版環境・循環型社会・生物多様性白書』環境省編を基に一部修正

「ねりまのかんきょう」年表



練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
昭和22年		昭和	
8月	練馬区独立	24年 8月	東京都工場公害防止条例制定
10月	東京都練馬清掃事務所開設	27年 11月	東京都清掃本部設置
		29年 1月	東京都騒音防止に関する条例制定
		7月	清掃法制定
			東京都清掃条例制定
		30年 10月	東京都ばい煙防止条例制定
		31年 12月	東京都清掃局と改称
		36年 10月	ごみ容器による収集作業開始
		37年 6月	ばい煙の排出に関する法律制定
		42年 8月	公害対策基本法制定
		43年 4月	東京都公害研究所発足
		6月	大気汚染防止法、騒音規制法施行
昭和44年		昭和44年	
4月	練馬区建築部に公害対策課設置 (騒音規制法、東京都工場公害防止条例、東京都騒音防止に関する条例の事務を開始)	5月	公害対策基本法に基づく初の公害白書閣議決定
		7月	東京都公害防止条例公布
			大気汚染コントロールセンター同時通報装置完成
		昭和45年	
		2月	一酸化炭素の環境基準を正式決定
昭和45年		昭和45年	
6月	夜間騒音実態調査実施	4月	公共用水域の水質基準設定
7月	工場実態調査実施		東京都公害防止条例施行（東京都工場公害防止条例、東京都騒音防止に関する条例廃止）
9月	練馬区公害対策連絡協議会発足	5月	新宿区牛込柳町鉛公害問題発生
12月	区議会で「自動車公害に関する意見書」可決、 内閣総理大臣、関係大臣、都知事に提出 区議会に公害対策特別委員会設置	7月	杉並区東京立正高校で光化学スモッグ被害発生
昭和46年			東京都の光化学スモッグ注意報警戒体制スタート
3月	定期河川水質調査開始 「公害をなくすために」創刊	9月	放射35・36道路対策住民協議会活動開始
		10月	東京都公害局発足
		11月	東京都公害防止条例改正（規制の強化） 公害紛争処理法施行
		12月	公害対策基本法改正 アメリカ合衆国で大気浄化法（マスキー法）成立 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
		昭和46年	
		1月	東京都「都民を公害から防衛する計画」公表
昭和46年		昭和46年	
6月	大泉中学校で光化学スモッグ被害発生 公害防止ポスターコンクール実施	4月	東京都公害監視委員会発足
7月	環境騒音調査開始	5月	騒音の環境基準を閣議決定
8月	公害測定室開設	6月	水質汚濁防止法施行
9月	アルカリろ紙法によるいおう酸化物・窒素酸化物の大気汚染調査開始	7月	環境庁発足
		8月	八王子市で初のノーカーデー実施
		9月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 ごみ戦争宣言（都知事）
		12月	関越自動車道一部開通（練馬～川越）
		昭和47年	
		2月	OECD環境委員会で、汚染原因者負担の原則を盛りこんだ要綱を採択
昭和47年		昭和47年	
4月	練馬区公害防止融資資金制度発足 定期河川・池水水質調査開始	5月	悪臭防止法施行
5月	石神井南中で光化学スモッグ被害発生	6月	国連人間環境会議、ストックホルムで開催 自然環境保全法公布
6月	練馬区光化学スモッグ対策会議設置		都水産試験場、神田川に鯉放流
7月	練馬区公害対策懇談会制度発足 練馬区長、光化学スモッグに関する要望書を関係機関に対して提出	7月	東京における自然の保護と回復に関する条例公布
		10月	都、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行

練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
昭和48年	7月 練馬環七を考える会発足 排水型事業所監察開始	10月 公害健康被害補償法制定公布	
	8月 区役所・石神井川流域の3区3市で初の合同水質調査 9月 石神井川流域の3区3市で初の合同水質調査 (小平、田無、保谷各市、練馬、板橋、北各区)	12月 東京地域公害防止計画を策定 国連総会で国連人間環境会議に関連する決議採択(毎年6月5日を世界環境デーとする) 江東区、杉並区のごみの搬入を実力阻止	
昭和48年	1月 都公安委員会に対し騒音規制法で初の要請(環七の交通規制)	昭和48年	3月 ワシントン条約(野生動植物取引条約)採択
	3月 区議会「清掃工場より排出される排ガスの規制等を要請する意見書」可決、通産大臣・環境庁長官に提出		
昭和48年	4月 光化学スモッグ緊急対策実施要領施行	昭和48年	4月 東京都自然の保護と回復に関する条例施行
	6月 光化学スモッグ警報用霧笛の設置		ガソリン・LPG車の排出ガスに係る48年度規制の実施
昭和48年	7月 環七の改善に関する意見書を関係機関へ提出	5月 大気汚染に係る環境基準設定(二酸化窒素、光化学オキシダント)	
	8月 大泉中にオキシダント計設置	6月 第1回環境週間	
昭和48年	鉄道騒音影響調査	10月 公害健康被害補償法公布	
	10月 練馬保健所で環七環境健康アンケート実施	12月 航空機騒音に係る環境基準の設定	
昭和49年		昭和49年	1月 環境庁、濃度規制から総量規制への移行に関する大気汚染防止法改正要綱提示
	7月 公害作文コンクールを初めて実施	昭和49年	4月 可燃ごみ・不燃ごみの分別収集開始
昭和49年	8月 初めての石神井川夜間水質調査	5月 初の光化学スモッグ警報発令	
	9月 区庁舎屋上に大気汚染測定室設置	7月 首都圏一円に酸性雨の被害	
昭和49年	10月 環七沿道の13世帯にクーラー貸付・環七沿線生活および住民意識調査実施	8月 七大都市自動車排出ガス規制問題調査団「51年度規制は技術的に可能」と発表	
	12月 環七沿線環境合同調査実施	10月 環七対策会議設置	
昭和50年		11月 杉並清掃工場問題の和解が成立	
		昭和50年	3月 PCBが水汚防法に有害物質として追加 36道路の住民投票に関する調査会答申
昭和50年	2月 「練馬区緑の現況調査報告書」発行	昭和50年	7月 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定
	7月 光化学スモッグアンケート調査実施 夜間交通実態調査	8月 江東区、江戸川区を中心に六価クロム鉱さいによる土壌汚染問題発生	
昭和50年	8月 放35・36・環八沿道住民意識調査実施	12月 公害健康被害補償法の地域指定に11区追加 (練馬・中野・杉並・世田谷の4区除外)	
	区議会「公害健康被害補償法による地域指定に関する意見書」可決、環境庁長官に提出	昭和51年	3月 放射七号線開通 石神井川・白子川の水域、環境基準E類型指定
昭和50年	9月 区長「環七の道路構造の改善に対する意見書」を都知事に提出 公害対策懇談会、環境庁長官に「公害健康被害補償法による地域指定の要望書」を提出 東京都石神井清掃事務所開設		
	12月 「練馬区緑化計画策定のための調査研究報告書」発行		
昭和51年	1月 環七沿線11区長、環七公害対策の実施について都知事へ要望		
昭和51年	7月 公害健康被害補償法による地域指定に関する要望書を関係機関に提出	昭和51年	6月 振動規制法公布
	8月 放射七号沿道住民アンケート調査実施 大気汚染基礎調査(浮遊粉じん)開始	7月 硫黄酸化物に係わる総量規制基準告示 航空機騒音に係わる環境基準の地域類型指定	
昭和52年		11月 新幹線鉄道騒音に係わる環境基準地域類型の指定	
	3月 区内の工場に対し、東京都公害防止条例に基づき初の改善命令実施	12月 振動規制法施行	
昭和52年		昭和52年	3月 東京都公害防止条例に基づく悪臭に係わる規制基準(3点比較式臭袋法)設定

練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
昭和52年	8月 幹線道路沿いの学校の環境騒音調査	昭和52年	4月 隅田川水系浄化対策連絡協議会発足
昭和53年	3月 練馬区3点比較式臭袋法パネル（臭気判定員）運営要綱施行	10月	中央防波堤外側処分場埋立開始
昭和53年	6月 環七合同調査（世田谷区・中野区・杉並区・練馬区）	昭和53年	7月 環境庁、二酸化窒素の環境基準および未達成地域での達成期間（7年間）を改定し告示
	7月 世田谷区・中野区・杉並区・練馬区の区長連名で「二酸化窒素に係る環境基準に関する要望書」を環境庁長官に提出	8月	警視庁、環七以内からの大型トラックの締出しを検討し、「安眠規制」実施を決定
	9月 世田谷区・中野区・杉並区・練馬区の区長連名で「大気汚染に係る健康被害者の救済に関する要望書」を都知事に提出		
	11月 「練馬区緑の実態調査報告書」発行		
昭和54年	4月 隅田川水系浄化対策連絡協議会加入 練馬区長、環七沿道国有地について公害対策利用化の要望	昭和54年	4月 中央公害対策審議会、環境影響評価制度のあり方について答申
昭和55年	2月 エアサンプラーによる大気中浮遊粒子状物質調査開始（アルキル水銀・PCB・ヒ素・有機リン）	6月	改正水質汚濁防止法施行、水質総量規制導入
		10月	滋賀県、琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例制定
		昭和55年	3月 都は有リン合成洗剤の使用中止に関する要綱を発表（4/1 スタート）
昭和55年	4月 区施設での有リン洗剤の使用中止、区職員の使用自粛要請・区民への使用自粛の呼びかけ	昭和55年	5月 幹線道路の沿道整備に関する法律公布
		10月	東京都環境影響評価条例制定
		11月	放射36号線住民協議会、同線の建設を承認
		12月	東京都は公害局を改め環境保全局を設置
昭和56年	7月 石神井川通日調査開始	昭和56年	6月 大気汚染防止法改正（窒素酸化物総量規制）都・放射36号道路対策連盟間の事業施行協定調印
12月	世田谷区・中野区・杉並区・練馬区の区長連名で環境庁長官に「公害健康被害補償法による第一種地域指定に関する要望書」を環境庁長官に、「大気汚染に係る健康被害者の救済に関する要望書」を都知事にそれぞれ提出	9月	22都道府県による全国湖沼サミット（湖沼環境保全知事懇談会）が東京で開催
		10月	東京都環境影響評価条例施行
昭和57年	12月 都公害防止条例に基づき生コン製造会社の新工場設置認可申請を不認可 北町の専用水道からトリクロロエチレン汚染判明	昭和57年	11月 窒素酸化物総量削減計画公告。大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準を告示
昭和58年	2月 北町1・2・3丁目地下水汚染源実態調査	昭和58年	2月 「東京都緑の倍增推進本部」を設置し緑の倍增計画の策定を決定
3月	「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	3月	内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認。「東京地域公害防止計画」を決定
昭和58年	4月 練馬清掃工場光が丘分工場開設	昭和58年	4月 酸性雨共同調査（関東9都県市）実施
	7月 石神井川で鯉の生息実験（7、8、9月）		
	8月 沿道窒素酸化物測定室3か所設置		
昭和59年	2月 貫井の専用水道でトリクロロエチレン汚染判明 貫井1～4丁目地下水汚染源実態調査		
昭和59年	7月 石神井川水質状況調査のため鯉約1,000匹放流 沿道窒素酸化物測定室引続き3か所設置	昭和59年	6月 全国都市清掃会議、使用済み乾電池処理の抜本策を国に要望
	10月 光が丘地区大気汚染・環境騒音調査	7月	野火止用水に清流復活
	11月 石神井川水塊調査	8月	「環境評価実施要綱」を閣議決定
昭和60年	1月 白子川汚濁対策協議会発足（保谷市・練馬区・和光市・板橋区）	11月	東京都緑の倍增計画を策定
		昭和60年	3月 環境庁、名水百選を発表 「緑の日」策定企画会議、5月の第2土曜日を「都みどりの日」とすることに決定

練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
昭和60年	6月 パソコンによるデータ解析開始 7月 沿道窒素酸化物測定室3か所設置 白子川通日調査開始 9月 水生生物調査開始	昭和60年	4月 都、「公害研究所」を「環境科学研究所」に名称変更（江東区に移転） 5月 第1回「都民グリーンフェスティバル85」開催 7月 厚生省、使用済み乾電池処理についての安全宣言
昭和61年	3月 地下水汚染防止に関し溶剤使用事業所に文書指導	昭和61年	1月 メタノール自動車の都内走行試験開始 3月 都、「生活排水対策指導要綱」を策定
昭和61年	12月 自主制作ビデオ「よみがえれ！石神井川・白子川」を作成	昭和61年	8月 玉川上水に清流復活の通水を開始 10月 東京都公害防止条例の一部改正（音響機器等の使用制限）を公布
昭和62年	1月 環七沿道整備計画決定 3月 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	昭和62年	2月 国連環境特別委員会にて、「環境保全に配慮しながら持続的に開発を目指す」東京宣言を採択
昭和62年	6月 パソコンクイズなどを盛り込んだ環境週間行事を開始 石神井川でシアン汚染発生	昭和62年	4月 改正東京都公害防止条例（音響機器等の使用制限）施行 9月 公害健康被害補償法の一部改正（大気汚染地域指定の解除）、国会で成立 モントリオール議定書採択（オゾン層破壊物質の規制） 10月 都、「東京都環境管理計画」を策定 12月 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律施行
昭和63年	4月 水辺環境保全・創出計画策定調査開始 6月 メタノール自動車を試験導入 魚の放流（石神井川・魚巣ブロック設置の2か所） 7月 「水辺」について区民意識意向調査実施 12月 白子川上流域で生活排水対策実践活動実施	昭和63年	3月 改正公害健康被害補償法施行 東京都地域公害防止計画（S62～66年度）策定
平成元年	3月 千川上水復活（境橋～伊勢橋間）	昭和63年	5月 「特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律（フロン規制法）」公布（7月施行） 都、公的施設対象の吹き付けアスベスト処理要綱策定 6月 ディーゼル乗用車のNOx規制強化 9月 ウィーン条約・モントリオール議定書に加入 11月 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）設立
平成元年	5月 石神井川流域環境協議会設立（小平市・田無市・保谷市・練馬区・板橋区・北区） 6月 東京ガス超高層ビル環境影響評価書案に対する区長意見提出 練馬区水辺ふれあい計画策定 環境教育・啓発事業開始 水辺に関するジョイント講演会実施 7月 練馬の橋デザイン・アイデア・コンテスト募集開始 石神井川ウォッチング実施 10月 石神井公園クリーンアップ実施	平成元年	3月 パーゼル条約（有害物質の越境移動・処分の規制）採択 トリクロロエチレン等を水質汚濁防止法規制対象物質に追加
平成元年		平成元年	4月 改正騒音規制法施行（特定建設作業の騒音規制基準）施行 5月 都、「東京都アスベスト対策大綱」策定 都、「東京都自動車公害防止計画」策定 6月 都、「地球環境問題連絡会議」設置 7月 アルシュ・サミット、地球環境保護宣言 「建築物等の工事に伴うアスベスト飛散防止対策指導指針」策定 10月 改正水質汚濁防止法施行（トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの排水規制基準設定） 12月 中央公害対策審議会、自動車排出ガス規制に係る新規制基準を答申
		平成2年	2月 都、アスベスト飛散防止対策指導要綱策定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成2年 6月 環境週間タウンリスニング実施 7月 練馬区長期総合計画策定 9月 「練馬を聞く、し・ず・け・さ10選」実施 平成3年 3月 ねりま音マップ作成	平成2年 6月 水質汚濁防止法の改正（生活排水対策追加） モントリオール議定書修正（フロン等の全廃） 10月 国、「地球温暖化防止行動計画」を決定 12月 都、「東京都ゴルフ場農薬の安全使用に関する要綱」を策定 平成3年 3月 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布 CODに係る総量規制計画告示
平成3年 6月 風と緑のさわやかウォーク実施 9月 酸性雨調査の開始 平成4年 3月 「ねりま・みずべのいきもの-水草編-」発行 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成3年 4月 「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」公布 8月 環境庁「土壌の汚染に係る環境基準について」告示 10月 環境保護のための南極条約議定書採択 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正 「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」制定 「再生資源の利用の促進に関する法律」制定
平成4年 4月 公害対策課から環境保全課に組織改正 八坂台児童公園に浄化施設設置（流れのある親水公園に改修） 6月 環境マンガ展開催 「湧水保全モデル事業」開始 10月 リサイクルフェア初の開催 平成5年 3月 地球ノート作成 「ねりま・みずべのいきもの-かも編-」発行	平成4年 5月 都、「環境学習基本方針」策定 都、「地球環境保全行動計画」策定 都、「環境管理計画」改定 生物多様性に関する条約採択（平成5年12月発効） 気候変動枠組条約採択（国連本部） 6月 東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例公布 地球サミット（環境と開発に関する国連会議）がブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」公布 7月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正・施行 12月 水質汚濁防止法改正施行（トリクロエチレン・テトラクロエチレン等の環境基準設定） 平成5年 3月 「東京都水辺環境保全計画」策定
平成5年 4月 地域リサイクルマーケット支援事業開始 7月 軽井沢野外自然観察会開催 9月 ねりま環境カレッジ開始 湧水保全モデル事業（雨水浸透ます設置）開始 10月 環境保全活動推進組織（仮称）設立準備会発足 環境庁委託事業「生活騒音対策モデル都市推進事業」実施 リサイクルフェア（第2回）開催 11月 環境基本計画策定 平成6年 3月 「ねりま・いい音の街シンポジウム」開催 「ねりま・みずべのいきもの-河床編-」発行 外環沿道の大気汚染騒音測定室2カ所設置	平成5年 4月 「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」公布 5月 都、「東京都地域冷暖房推進長期計画」策定 10月 都、「東京都環境学習事業計画」策定 ごみ袋による排出ルールの変更 11月 「環境基本法」制定・施行 東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定 都、リサイクル推進計画策定 12月 自動車NOx法による車種規制施行 平成6年 3月 東京外環自動車道開通 気候変動枠組条約発効 都、地下水保全ガイドライン策定
平成6年 4月 「白子川を知っていますか-水辺再生に向けて-」発行 大型生活用品リサイクル情報掲示板運営開始 5月 天然ガス自動車導入 6月 環境写真展「都市のかがやき大賞」開催 7月 環境見学会実施 工場実態調査の開始 8月 環境ねりマップワークショップ開催	平成6年 5月 東京都指定低公害車制度発足 7月 東京都環境基本条例制定 東京都公害防止条例改正 東京における自然の保護と回復に関する条例改正 「東京都自動車公害防止計画」改正

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
9月 練馬・環境保全推進会議発足 暮らしの点検ワークショップ開催 「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」都区合意 10月 落書き消し講習会の開催 リサイクルフェア(第3回)開催 平成7年 2月 練馬・環境保全推進会議ニュース「ねかほ」創刊号の発行 3月 音の写真展開催 「ねりま・みずべのいきもの-水辺の散歩編-」発行	9月 国際人口・開発会議(カイロ) 11月 環境庁、土壌・地下水汚染の調査・対策指針策定 12月 国、環境基本計画を閣議決定 平成7年 3月 都、有害化学物質対策基本方針策定
平成7年 4月 電気自動車普及モデル事業の実施(北区・板橋区と共に東京都と共同実施) 5月 ねりま環境カレッジ(応用コース)開始 6月 天然ガス自動車(2台目)導入 石神井川ウォーキングの実施 10月 水辺生物調査の実施 講演会「自立・循環型社会と環境管理計画」開催 リサイクルフェア(第4回)開催 平成8年 1月 環境保全のあらまし(平成6年版)発行 2月 循環型社会を考えるリサイクルシンポジウム開催 ねりまエコ・アドバイザー委嘱開始 3月 環境見学会(親子)の実施 「ねりま・みずべのいきもの」発行	平成7年 4月 大気汚染防止法改正(自動車燃料に係る許容限度の設定) 悪臭防止法改正(嗅覚測定法による規制基準の設定) 5月 都、「東京都地球温暖化防止対策地域推進計画」策定 6月 環境庁「こどもエコクラブ」を発足 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」公布 7月 国道43号線訴訟最高裁判決 平成8年 1月 都、初の東京都環境白書発行 3月 七都県市指定低公害車制度発足
平成8年 4月 環境美化モデル地区連絡協議会開催 5月 「練馬・環境保全推進会議」第2期の発足 6月 白子川ウォーキングの実施 環境庁「残したい」日本の音風景100選」で「三宝寺池の鳥と水と樹々の音」が選定 7月 区内の河川で採取した「みずべのいきもの」を水槽展示(7/23~8/30) 9月 練馬区リサイクル推進計画(平成8~11年度)策定 10月 低公害車導入のための講演会・展示会開催 リサイクルフェア(第5回)衆議院議員選挙の投票日となったため中止 12月 びん・缶の街区路線回収開始(ペットボトルは平成16年7月から拡大) 平成9年 3月 練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例を制定 関町リサイクルセンター開所 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成8年 4月 都、第1回東京都環境会議開催 5月 大気汚染防止法改正(有害大気汚染物質対策の導入等) 6月 環境庁、「環境家計簿」の配布を開始 9月 環境庁、「環境カウンセラー登録制度」創設 10月 ISO14000 シリーズ国内発効 12月 都、事業系ごみの全面有料化を実施 粗大ごみ受付センター業務開始 平成9年 2月 「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準」告示 3月 「東京都環境基本計画」策定
平成9年 6月 練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例の標語とシンボルマーク決定(区民公募) 光が丘地区で東京ルールⅠ「資源回収モデル事業」開始 7月 練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例施行 8月 親子水辺観察会を石神井川で開催 10月 リサイクルフェア(第6回)開催 11月 区立施設の小型焼却炉の使用中止	平成9年 4月 容器包装リサイクル法施行 ダイオキシン類に係る大気環境指針の策定 東京ルールⅢ「ペットボトルの店頭回収」開始 5月 都庁エコアップ計画策定 6月 環境影響評価法公布 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)施行 8月 ダイオキシン類削減のための大気汚染防止法と廃棄物処理及び清掃に関する法律の施行令等の改正(12月施行) 12月 気候変動に関する国際連合枠組み条約第3回締約国会議COP3(地球温暖化防止京都会議)開催 都、東京都一般廃棄物処理基本計画(東京スリムプラン)策定

練馬区のできごと		都・国・世界の動き	
平成10年		平成10年	
3月	練馬区環境配慮指針策定 「省エネ・省資源の手引き」発行	2月	東京地域公害防止計画（平成9～13年度）策定
		3月	「地球環境保全東京アクションプラン」策定 「東京地域公害防止計画」策定 「東京都水環境保全計画」策定 東京都の保護上重要な野生生物種（都版レッドデータブック）発行
平成10年		平成10年	
4月	清掃事業の区移管正式決定	4月	都、アイドリングストップ取組方針策定 「地方自治法の一部を改正する法律」公布（清掃事業の都から区への移管） 新海面処分場の埋立開始
5月	グリーン購入ネットワークに加入	5月	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布
6月	「練馬・環境保全推進会議」第3期の発足	6月	地球温暖化対策推進大綱決定 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）一部改正
7月	庁内環境配慮推進会議設置 ポイ捨て防止条例施行1周年キャンペーン実施 練馬区リサイクル推進協議会設置	7月	都「小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱」施行 東京都環境ホルモン取組方針策定 事業系し尿の全面有料化実施
8月	練馬清掃工場のばい煙調査項目に新たにダイオキシン類を加えて調査実施 指定作業場（12件）の焼却炉を立入調査（～10月）	9月	「騒音の環境基準について」告示（等価騒音レベルの採用）（11年4月施行）
9月	環境配慮製品リスト配布	10月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布
10月	リサイクルフェア（第7回）台風のため中止	12月	東京都環境影響評価条例改正
12月	練馬区内工事登録業者 小型焼却炉の実態調査（アンケート調査 264件）	平成11年	
平成11年		3月	東京エネルギービジョン策定 東京都水環境マスタープラン策定
3月	地下水汚染調査実施		
平成11年		平成11年	
6月	環境週間行事「昔の地図で歩く旭町・光が丘」開催	4月	「地球温暖化対策の推進に関する法律」全面施行
7月	ポイ捨て防止条例施行キャンペーン実施	6月	「環境影響評価法」施行
8月	ダイオキシン類環境調査（8月、2月実施）	7月	ダイオキシン類対策特別措置法成立 PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）成立
10月	環境・リサイクルフェア（第1回）開催（「リサイクルフェア」を拡大発展）	8月	東京都「ディーゼル車NO作戦」展開
11月	千川通り大クリーン作戦実施	平成12年	
平成12年		1月	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
2月	練馬区リサイクル推進協議会廃止 東京ルールⅠ本格（区内全域）実施	3月	東京都ダイオキシン類対策取組方針改定
3月	「環境にやさしい事業活動マニュアル」（オフィス編）発行		
平成12年		平成12年	
4月	練馬区リサイクル推進条例施行 環境マネジメントシステム構築スタート 清掃事業（収集運搬等）区移管 練馬区清掃事業所開設 「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」および「同規則」制定	4月	東京都環境局発足（組織改正） 東京都、清掃事務を特別区へ移管 「容器包装リサイクル法」完全施行
5月	ダイオキシン類環境調査（5、8、11、2月実施）	5月	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）公布
6月	環境週間行事「環境川柳」 練馬区循環型社会推進会議発足	6月	循環型社会形成推進基本法公布 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）公布（13年5月施行）
7月	「練馬・環境保全推進会議」第4期の発足 ポイ捨て防止条例施行キャンペーン実施 水生生物展示	12月	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）公布（東京都公害防止条例の全面改正） 自然保護条例（全面改正）制定 都、緑の東京計画策定
9月	練馬区リサイクル推進計画（平成12～16年度）策定		
10月	環境・リサイクルフェア（第2回）開催		

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
11月 千川通り大クリーン作戦（雨天中止） 高齢者戸別訪問収集事業実施（区独自の清掃事業を展開） 平成13年 2月 練馬区環境基本計画2001-2010策定 練馬区水辺ふれあい計画2001-2010策定 練馬区環境方針策定 燃料規制対象事業所立入検査 3月 「環境にやさしい事業活動マニュアル」（工場編）発行	平成13年 1月 環境省発足 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）施行 3月 都庁天然ガススタンド開設
平成13年 4月 練馬区クリーンエネルギー普及促進事業（庁有車クリーンエネルギー化事業）NEDO補助事業申請 6月 練馬区環境配慮実行計画（地球温暖化対策実行計画）策定 8月 練馬区クリーンエネルギー普及促進補助事業採択 9月 小型焼却炉無料回収 10月 環境・リサイクルフェア（第3回）開催（環境保全課/NEF共催の新エネルギークイズ等を実施） 11月 練馬区（区長部局）ISO14001認証取得 平成14年 1月 環境講演会開催「地域の気象と私たちの暮らし」 2月 学校等生ごみ資源化事業開始 3月 環境美化行動計画策定 「環境にやさしい事業活動マニュアル」（建設業編）発行 こどもエコクラブ全国フェスティバルIN小田原（練馬区の「海・鳥・地 救い鯛」が東京代表で参加） 環境家計簿普及試行事業 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成13年 4月 PRTR制度の開始 東京都環境確保条例・自然保護条例施行 独立行政法人国立環境研究所発足 都、環境確保条例施行により都自動車公害監視員（自動車Gメン）を設置 家電リサイクル法完全施行 グリーン購入法全面施行 資源有効利用促進法全面改正施行 5月 都、カラス緊急捕獲モデル事業の実施 食品リサイクル法完全施行 7月 国、低公害車開発普及アクションプラン策定 PCB処理特別措置法施行 9月 都、カラス対策プロジェクトチーム発足 平成14年 1月 都、新たな「環境基本計画」策定 2月 都、温暖化阻止東京作戦開始 3月 東京臨海風力発電所「東京風ぐるま」竣工
平成14年 7月 粗大ごみのインターネット受付開始、受付時間の延長 10月 春日町リサイクルセンター開所 春日町リサイクルセンター環境学習室開設 環境・リサイクルフェア（第4回）開催 12月 区民環境行動方針検討会議結成 平成15年 1月 星空観察会実施 2月 環境にやさしい事業活動講演会実施	平成14年 5月 建設リサイクル法完全施行 土壤汚染対策法公布 6月 RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）成立（12月施行） 7月 都、環境影響評価制度条例を改正し計画段階アセスメントを導入（15年1月施行） 環境省 ISO14001 認証取得 自動車リサイクル法公布 9月 都、「違反ディーゼル車一掃作戦」を展開 11月 都、「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」の策定 12月 政府、燃料電池自動車を導入 平成15年 1月 東京の名湧水選定 3月 循環型社会形成推進基本計画公表
平成15年 6月 高松小の児童が校舎の屋上緑化に取り組む 7月 第2期練馬区循環型社会推進会議が区長に「答申書」を提出 春日小学校第二校庭を芝生化 「練馬区環境清掃推進連絡会」設立 10月 環境・リサイクルフェア（第5回）開催 練馬区リサイクル推進計画（平成15-19年）策定 11月 東京青年会議所練馬区委員会、区内商店会等5団体主催の「ねりまエコバッグ大作戦2003」開催	平成15年 4月 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」公布 パソコンリサイクルの開始 5月 「独立行政法人環境再生保全機構法」公布 6月 都、有明水素ステーション開設 7月 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」成立 8月 都、燃料電池バス運行開始 10月 都、ディーゼル車規制開始 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」一部施行

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成 16 年 2 月 第 5 回 TOKYO こどもエコクラブまつり春日町リサイクルセンターにて開催	平成 16 年 3 月 「ヒートアイランド対策大綱」決定
平成 16 年 5 月 ごみゼロキャンペーン（千川上水清流復活地域での清掃活動） 6 月 環境月間行事の実施 7 月 練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例の条例施行キャンペーン 粗大ごみ手数料の一部改正 8 月 練馬区民環境行動方針策定 10 月 環境・リサイクルフェア（第 6 回）開催 環境学習室開設 2 周年行事実施 「練馬みどりの葉（は）つばい基金」設置 11 月 練馬区 ISO14001 更新および区立の小・中学校・幼稚園に認証を拡大 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施	平成 16 年 5 月 大気汚染防止法の一部改正（揮発性有機化合物の規制） 6 月 「国土交通省環境行動計画」策定 「景観緑三法」全面施行 10 月 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動、環境教育推進法）完全施行 11 月 ISO14001 の規格改定 平成 17 年 1 月 自動車リサイクル法完全施行 2 月 京都議定書発効 特別区長会地球温暖化防止共同宣言 石綿障害予防規則制定（7 月施行） 3 月 東京都環境確保条例改正（地球温暖化対策計画書制度の強化、建築物環境配慮計画書制度改正、省エネラベリング制度創設など） 東京都廃棄物条例改正（事業者の責務の強化、産業廃棄物に係る報告書制度創設など） 愛・地球博が愛知県で開幕
平成 17 年 4 月 家庭系し尿の収集開始(板橋区との協定解除) 5 月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 6 月 環境月間行事の実施 7 月 練馬区役所でクール・ビズを導入 8 月 オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン 9 月 古紙持去り行為防止対策強化 10 月 区内全 20 駅ポイ捨て、歩行喫煙防止連続キャンペーン(平成 17 年 10 月～平成 18 年 3 月) 環境・リサイクルフェア（第 7 回）開催 エコライフチェック事業試行 特別区長会において、23 区廃プラスチックのサーマルリサイクルについて、平成 20 年度からの本格実施を決定 11 月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 12 月 区民環境行動講演会(第 1 回)「自然はつながるいのち-土の話～練馬の土から明日がみえる～」開催 練馬区アスベスト飛散防止条例制定 平成 18 年 1 月 練馬区、17 年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」を受賞 練馬区アスベスト飛散防止条例施行 2 月 谷原交差点測定室を区立けやき緑地に移設 練馬区地域省エネルギービジョン策定 3 月 白子川流域環境協議会で白子川散策マップ作成 区民環境行動講演会（第 2 回）「自然エネルギーのを感じよう～太陽光・風力などのエネルギー利用セミナー～」開催 練馬区第 2 次一般廃棄物処理基本計画策定 練馬区リサイクル推進計画(平成 18-22 年度)策定	平成 17 年 4 月 京都議定書目標達成計画閣議決定(京都議定書の温室効果ガス排出削減のための具体的計画) チーム・マイナス 6%提唱 6 月 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行 地球温暖化対策の推進に関する法律改正（温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度の導入等） 7 月 クール・ビズ提唱 平成 18 年 2 月 石綿による健康被害の救済に関する法律公布 都、持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラムを策定 3 月 改正大気汚染防止法施行令・規則施行(規制対象工事にアスベスト含有断熱材等の除去等を追加、対象工事の規模要件撤廃) 都、東京都再生可能エネルギー戦略を策定

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成 18 年 4 月 住宅用太陽光発電設備設置助成を開始 みどり 30 基本方針策定 都からの清掃派遣職員の区への完全身分切り替え 5 月 区内一斉清掃(雨天中止) 6 月 練馬区環境基本条例制定 環境月間行事の実施 8 月 練馬区環境基本条例施行 環境都市練馬区宣言、環境都市練馬区宣言記念式典と関連事業(打ち水大作戦その他)の開催 環境都市宣言ポスター・シンボルマーク・作文コンクール優秀賞受賞者表彰 水辺の生き物展示(区役所1階アトリウム) 10 月 エコライフチェック事業本格実施開始 環境・リサイクルフェア(第8回)の開催 区内全 20 駅ポイ捨て、歩行喫煙防止連続キャンペーン 11 月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 オール東京喫煙マナーアップキャンペーン 区民環境行動講演会(第3回)「環境行動を広げるために一区民ができること」 環境講演会「ピラミッドミステリーを語る」 12 月 練馬区環境審議会設置 みどり 30 推進計画策定 平成 19 年 1 月 「自然環境調査検討会」発足 2 月 区民環境行動講演会(第4回)「生ごみリサイクルが教えてくれた命の循環と有機農業」 3 月 みどりと環境・区民フォーラム開催 環境都市練馬区宣言記念碑設置(練馬庁舎・石神井庁舎・関町リサイクルセンター・春日町リサイクルセンター) 落書き消去講習会の開催 石神井川流域環境協議会で「ふれあい石神井川マップ」作成 化学物質の環境リスクアセスメント講習会実施 練馬区吹付けアスベスト等除去工事助成要綱制定 ペットボトルの区内全域での回収拡大 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成 18 年 4 月 国が第三次環境基本計画策定 改正省エネ法施行(エネルギー管理指定工場の拡大、特定建築物の省エネ措置届出義務化、建築物の所有者への省エネ努力義務など) 改正東京都環境確保条例施行(アスベスト関連、3月施行の改正大気汚染防止法施行令との整合) 6 月 容器包装リサイクル法改正 農作物等の食品への残留農薬の規制強化(「ポジティブリスト」制度導入) 9 月 改正労働安全衛生法施行令・改正石綿障害予防規則施行(アスベストの製造・輸入・使用の禁止、規制対象をアスベスト含有率1%超を0.1%超に変更) 10 月 改正大気汚染防止法政省令施行(アスベスト規制対象工事に工作物の解体等工事を追加。規制対象をアスベスト含有率1%超から0.1%超に変更) 改正建築基準法政省令施行(建築物の増改築時に原則として吹き付けアスベストとアスベスト含有吹き付けロックウールの除去等が義務化) 改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行(アスベスト関連) 11 月 気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)および京都議定書第2回締約国会議(COP/MOP2)＝ナイロビ/ケニア 平成 19 年 2 月 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書(第1作業部会(地球温暖化の自然科学的根拠))公表 3 月 政府の温暖化対策実行計画策定
平成 19 年 4 月 練馬区吹付けアスベスト等除去工事助成要綱施行 家庭用生ごみ処理機助成事業開始 5 月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 6 月 環境月間行事(勤労福祉会館)実施 高松一丁目大気汚染常時測定室新設(環状8号線沿道。NOx・SPM計) 谷原交差点大気汚染常時測定室・長光寺橋公園大気汚染常時測定室にSPM計増設 7 月 練馬区 60 周年記念事業「ねりまの森と昆虫展」・水辺の生き物展示(区役所アトリウム)開催 8 月 環境基本条例施行・環境都市練馬区宣言1周年記念行事(地球温暖化防止映画のタベ＝不都合な真実＝夏休み親子打ち水大作戦)の実施 10 月 廃プラスチックの資源・ごみの新分別モデル事業開始(～平成20年3月まで) 練馬区環境方針改定 環境・リサイクルフェア(第9回)の開催	平成 19 年 4 月 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書(第2作業部会(影響・適用・脆弱性))公表 5 月 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書(第3作業部会(気候変動の緩和策))公表 6 月 都、気候変動対策方針策定 都、緑の東京10年プロジェクト基本方針を策定 7 月 都、第1回気候変動方針ステークホルダー・ミーティング開催(第2回＝10月、第3回＝20年1月) 8 月 東京大気汚染公害裁判の和解成立 10 月 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(フロン回収・破壊法)施行 ノーベル賞委員会が、2007年ノーベル平和賞を米国のゴア元副大統領とIPCC(気候変動に関する政府間パネル)に授与することを発表

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
11月 練馬区省エネ技術研修会「省エネのプロに学ぶ環境配慮型経営」開催 区民環境行動講演会(第5回)「地球温暖化スーパーコンピュータが描く未来」開催 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 練馬区 ISO14001 認証更新 12月 練馬駅駅頭に区立喫煙所を初めて設置 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例制定 平成20年 1月 練馬区水辺ふれあい計画 2001-2010(改定計画)策定 2月 区立施設の露出した吹付け材に対するアスベスト新3種再調査開始 3月 化学物質の環境リスクアセスメント講習会実施 区民環境行動講演会(第6回)「リサイクル食器—知っていますか?」 練馬区長、国(環境大臣他6大臣)にアスベスト対策緊急要望 「練馬区環境学習推進計画」策定	10月 東京都、新日本石油、トヨタ自動車、日野自動車が水素化処理技術による第2世代バイオディーゼル燃料(BHD)を使用した営業運行を開始 練馬清掃工場で廃プラスチックサーマルリサイクル実証確認 11月 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書(統合評価報告書)公表 平成20年 1月 新聞報道によりアスベスト新3種問題提起 2月 都知事が国にトレモライト等のアスベストへの適切な対応について緊急要請 3月 京都議定書目標達成計画を全部改定 都、新たな東京都環境基本計画を策定
平成20年 4月 廃棄物処理手数料改定 5月 区内一斉清掃(雨天中止) 6月 環境月間行事(光が丘区民センター)実施 8月 使用済食用油の拠点回収開始 9月 桜台出張所大気汚染常時測定室を廃止し、くすのき緑地大気汚染常時測定室に移設移動 10月 資源・ごみの新分別(容器包装プラスチックの資源化)を区内全地域で実施 ねりまグリーンフェスティバル'08開催 環境リサイクルフェア(第10回)開催 11月 区民環境行動講演会(第7回)「もっと知ろう、もっと食べよう練馬の野菜」開催 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 平成21年 1月 練馬区みどりの基本計画改定 2月 使用済食用油を燃料としたバイオ燃料清掃車の試用開始 3月 練馬区地球温暖化対策地域推進計画策定 練馬区リサイクル推進計画(平成21-25年度)策定 区民環境行動講演会(第8回)「講演とエコツアーへのご招待〜「自然」をのぞいてみませんか?〜」開催	平成20年 5月 省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)改正。エネルギー使用量の把握義務が事業所単位から企業単位に変更 6月 都、温室効果ガスの総量削減義務と取引制度の導入を決定(環境確保条例の改正) 7月 環境・気候変動を主要テーマのひとつとする北海道洞爺湖サミットが開催され、温室効果ガス削減の長期目標について議論 「低炭素型社会づくり行動計画」が閣議決定 都、中小事業者に対する地球温暖化対策報告書制度を導入(21年度施行) 10月 環境省、温室効果ガス排出量取引の国内統合市場の試行的実施を決定 12月 横浜市、みどりの保全・創造の財源を確保するため、「横浜みどり税」の導入を決定 ポーランドのポズナンで気候変動枠組条約第14回締約国会議(COP14)開催 平成21年 1月 国が新たな枠組みで太陽光発電設備補助を再開 2月 経済産業省が太陽光発電による電力の買取価格を倍増にする方針決定 3月 都、低NOx・低CO₂小規模燃焼装置認定制度を開始
平成21年 4月 豊玉リサイクルセンター開所 5月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 6月 環境月間行事(リサイクルセンター3施設)実施 西武池袋線練馬駅に冷却ミスト装置を常設 区民と区長のつどい「地球温暖化対策と暮らしの変革〜区民一人ひとりが進めるエコライフ〜」開催 10月 銀河鉄道999のキャラクターなどがラッピングされた電気自動車(i/MiEV)を導入	平成21年 4月 改正省エネ法施行 エコカー減税、エコカー補助金制度開始 都が住宅用太陽エネルギー利用機器等導入対策事業開始 5月 家電エコポイント制度開始 7月 主要国首脳会議(ラクシア・サミット)で主要8カ国(G8)が先進国での温室効果ガス排出量を2050年までに80%以上削減することで合意 9月 環境基本法第16条の規定に基づく大気汚染に係る環境上の条件のうち、微小粒子状物質に係る環境基準告示

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成 21 年 10 月 環境リサイクルフェア(第 11 回)開催 「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」が制定 飲食店等カラオケ騒音防止講習会実施 ねりまグリーンフェスティバル' 09 開催 11 月 区内一斉清掃、駅前クリーンアップ・キャンペーン実施 12 月 区立富士見台小学校が平成 21 年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞 区民環境行動講演会(第 9 回)「地の声、生き物の声を聞く自然保護～世界自然遺産「屋久島」から見た「練馬」の自然～」開催 平成 22 年 3 月 区民環境行動講演会(第 10 回)「待ったなし、地球温暖化防止～日本と国民はどうする!?!」、「みんなで再生可能エネルギーと省エネを広げよう!」開催 練馬高野台駅北口に LED 街路灯等を設置 「ねりまの生きものさがし」実施(～23 年2月)	平成 21 年 9 月 国連気候変動首脳会合で 2020 年までに温室効果ガス排出量の 1990 年比 25%削減目標を表明 11 月 太陽光発電の固定買取制度開始 12 月 デンマークのコペンハーゲンで気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)開催 都が緑のボランティアポータルサイトを立上げ
平成 22 年 4 月 「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」施行 地球温暖化対策事業者用設備設置補助制度開始 5 月 練馬区地球温暖化対策地域協議会設立 区内一斉清掃 6 月 環境月間行事(リサイクルセンター3施設)実施 8 月 牧野記念庭園リニューアルオープン 9 月 区民環境行動講演会(第 11 回)「生物多様性と練馬の樹林・樹木」開催 10 月 環境・リサイクルフェア(第 12 回)開催 11 月 練馬区資源循環センター開設 区内一斉清掃 12 月 練馬区環境基本計画 2011 策定 平成 23 年 1 月 区民環境行動講演会(第 12 回)「農家が教える野菜の知恵袋～地場野菜の隠れた名品～」開催 3 月 練馬区役所地球温暖化対策プランの後継計画である練馬区環境管理実行計画(23～26 年度)を策定 ISO14001 によらない練馬区独自の練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)策定 練馬区第 3 次一般廃棄物処理基本策定	平成 22 年 4 月 改正省エネ法施行 改正土壌汚染対策法施行 都、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」による削減義務を開始 5 月 都、「緑確保の総合的な方針」策定 12 月 メキシコのカンクンで気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)開催 平成 23 年 3 月 東日本大震災
平成 23 年 4 月 集積所での紙パック回収開始 5 月 区内一斉清掃 6 月 平成 23 年練馬区節電実施計画策定 環境月間行事(区役所アトリウム、区内リサイクルセンター)実施 区内空間放射線量測定開始 区内小中学校等プール水放射性物質濃度測定開始 スプレー缶等の別袋収集開始 9 月 9 品目の小型家電製品の資源回収を開始 粗大ごみの中から有用金属の資源回収を開始 10 月 ねりま・エコスタイルフェア(第 1 回)開催 11 月 区内一斉清掃 区民環境行動講演会(第 13 回)「生ごみは堆肥にして土づくり～野菜を育てて健康生活～」開催 12 月 区立施設局所放射線対策に基づく測定を開始	平成 23 年 5 月 東京都電力対策緊急プログラムを策定 7 月 国、電気事業法 27 条に基づく電力使用制限令を 37 年ぶり発動 8 月 再生エネルギー特別措置法成立 10 月 国、放射線測定に関するガイドラインの策定 国、復興支援・住宅エコポイント申請の受付を開始 11 月 特別区長会、女川町、都、宮城県の 4 者で宮城県女川町の災害廃棄物受け入れを基本合意 12 月 都、空間放射線の測定を行うモニタリングポストを新たに 2 か所設置し、公表を開始 南アフリカのダーバンで気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17)開催

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
平成 24 年 3 月 区民環境行動講演会（第 14 回）「足元からの取り組みでつくる地球とともに生きる経済」開催 粗大ごみの中から布団の資源回収を開始 「練馬区自然環境調査報告書」発行 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行	平成 24 年 1 月 放射性物質汚染対処特措法全面施行 3 月 国、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」第 6 条第 1 項に基づき、被災団体以外の地方公共団体に対する広域的な協力を要請
平成 24 年 4 月 牧野富太郎生誕 150 年記念事業 沿道緑化助成スタート 清掃事務所にて立体型防鳥用ネット貸し出し開始 5 月 区内一斉清掃 6 月 ぴいちゃんファンクラブ開始 宮城県女川町災害廃棄物受入れ開始 環境月間行事（区役所アトリウム、リサイクルセンター 3 施設）実施 9 月 ぴいちゃんツイッター開始 10 月 （仮称）こどもの森基本構想策定 ねりま・エコスタイルフェア（第 2 回）開催 11 月 蛍光管の資源回収開始（11 月、12 月に実施） 区内一斉清掃 区民環境行動講演会「先進「柏市」に学ぶ—公民学連携の環境未来都市（スマートシティ等）づくり」開催 平成 25 年 3 月 みどり 30 推進計画第二期事業計画策定 区民環境行動講演会「きいて楽しい実のある話 ～ネリマで美味しい「かじゅある・エコライフ」～」開催 宮城県女川町災害廃棄物受入れ終了	平成 24 年 4 月 国、「改正環境影響評価法」の一部施行 国、「第四次環境基本計画」策定 5 月 都、「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」策定 6 月 国連持続可能な開発会議（リオ+20）開催 7 月 国、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」開始 8 月 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）公布 9 月 全国都市緑化フェア TOKYO 開催 国、「革新的エネルギー・環境戦略」を公表 10 月 国、全化石燃料に対し、CO2 排出量に応じた税率を上乗せする地球温暖化対策税の施行 11 月 カタールのドーハで気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）開催 12 月 国、「都市の低炭素化の促進に関する法律」を施行 平成 25 年 3 月 国、「当面の地球温暖化対策に関する方針」を閣議決定
平成 25 年 4 月 「練馬区みどりの基本計画」が国土交通省から優良事例 40 選に選ばれる ねりま eco チャレンジ LED 節電プロジェクト申込み開始（6 月～7 月受渡し） 5 月 光が丘清掃工場建替事業の環境影響評価調査計画書の縦覧・閲覧の実施（5/7～5/27） 区内一斉清掃 6 月 環境月間行事（区役所アトリウム）実施 10 月 ねりま・エコスタイルフェア（第 3 回）開催 11 月 シンポジウム「ねりま葉っぱライフ」開催（練馬みどりの機構共催） 区民環境行動講演会「新発想による環境共生住宅のまちづくり」開催 区内一斉清掃 平成 26 年 1 月 「練馬のみどりを考えるフォーラム」開催（練馬区協働提案事業実施団体「練馬植樹推進会」共催） 3 月 区民環境行動講演会「よみがえる江戸東京野菜—JA 東京あおばの取組—」開催 光が丘清掃工場建替事業の環境影響評価書案の縦覧・閲覧の実施（3/3 ～ 4/16）	平成 25 年 4 月 環境基本法における環境基準が改正、施行（航空機騒音基準が WECPNL から Lden となる） 小型家電リサイクル法施行 5 月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（国は、目標達成のために国・地方公共団体が構すべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定するものとする等）の公布・施行（一部を除く） 9 月 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書（第 1 作業部会（自然科学的根拠））公表 11 月 ポーランドのワルシャワで気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）開催 地球温暖化対策推進本部において 2020 年度の温室効果ガス削減目標を 2005 年度比で 3.8%減とすることを決定 平成 26 年 1 月 都（東京都二十三区清掃一部事務組合）、中央・有明・江戸川・品川の 4 清掃工場にて、大島町災害廃棄物受入れ開始（台風 26 号被害） 3 月 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書（第 2 作業部会（影響・適応・脆弱性））公表
平成 26 年 4 月 保護樹木・保護樹林制度の見直し 5 月 区内一斉清掃 6 月 環境月間行事（区役所アトリウム・リサイクルセンター 3 施設、区立図書館 5 館）開催 改正練馬区アスベスト飛散防止条例・同施行規則施行（アスベスト除去等工事の届出義務者変更等） 7 月 区民環境行動講演会「音楽でこの地球を守りたい！」開催	平成 26 年 4 月 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書（第 3 作業部会（気候変動の緩和））公表 国、エネルギー基本計画（第四次計画）の策定 都、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」創設 都（東京都二十三区清掃一部事務組合）、港・墨田・新江東の 3 清掃工場にて大島町災害廃棄物受入れ開始（台風 26 号被害）

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
8月 打ち水イベント(区内商店街・大学・区立図書館等)開催 区役所西庁舎 10 階にハーブテラス、環境情報コーナー開設 9月 光が丘清掃工場建替事業の環境影響評価書案に係る見解書の縦覧・閲覧の実施 (9/16～10/6) 第1回みどりのカーテンコンテスト開催 10月 ねりま・エコスタイルフェア (第4回) 開催 11月 区内一斉清掃 平成 27 年 1月 区民環境行動講演会「ミツバチでつながる人、まち、地域の発展」開催 3月 エコライフチェック事業還元植樹を実施	6月 改正大気汚染防止法・同施行令・規則施行 (アスベスト除去等工事の届出義務者変更等) 改正東京都環境確保条例・同施行規則施行(同上) 都、C40 東京ワークショップ開催 10月 IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 第5次評価報告書統合報告書 (政策決定者向け要約 (SPM)) 公表 11月 空家等対策の推進に関する特別措置法成立 12月 ペルーの首都リマで国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議 (COP20) 開催 都、東京都長期ビジョンを策定 平成 27 年 2月 空家等対策の推進に関する特別措置法一部施行
平成 27 年 4月 練馬区立こどもの森緑地を開園 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度開始 5月 光が丘清掃工場建替事業の環境影響評価書の縦覧・閲覧の実施 (5/1～5/15) 区内一斉清掃 6月 環境月間行事 (区役所アトリウム・リサイクルセンター3施設、区立図書館5館) 開催 第二号高松一・二・三丁目農の風景育成地区指定 7月 打ち水イベント (区内商店街・保育園・学童クラブ・区立図書館等) 開催 9月 区民環境行動講演会「なぜ、かまぼこ屋がエネルギーのことを考えたのか？」開催 第2回みどりのカーテンコンテスト開催 10月 ねりま・エコスタイルフェア (第5回) 開催 11月 区内一斉清掃 12月 エコプロダクツ 2015 に出展 平成 28 年 2月 区民環境行動講演会「豊かな森が作る豊かな海ー海からのメッセージ！ー」開催 四季の香ローズガーデンが第10回「みどり香るまちづくり」企画コンテスト (主催：環境省) で「にこい・かおり環境協会賞」を受賞 和光都市計画 (仮称) 和光北インター東部地区土地地区画整理事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧および閲覧の実施 (2/3～3/3) 3月 練馬区エネルギービジョン策定 「空き家所有者向け活用セミナー・相談会」開催	平成 27 年 5月 空家等対策の推進に関する特別措置法全面施行 6月 水銀による環境の汚染防止に関する法律公布 8月 国が区において、羽田空港機能強化に関する説明会を開催 11月 東京二十三区清掃一部事務組合、練馬清掃工場しゅん工 フランスのパリで、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) 開催 12月 気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で温暖化問題に取り組むための新たな国際枠組み「パリ協定」が採択 平成 28 年 1月 都、東京都土壌汚染対策指針一部改正 国が区において、羽田空港機能強化に関する説明会を開催 3月 都、環境基本計画 2016 を策定 国が環境基本法に基づき、土壌の汚染に係る環境基準の追加を告示 (クロロエチレンが土壌環境基準の項目に追加)
平成 28 年 4月 練馬区災害時医療機関用自立分散型エネルギー設備設置補助制度の開始 練馬区福祉避難所用自立分散型エネルギー設備設置補助制度の開始 5月 区内一斉清掃 四季の香ローズガーデン開園 「ねりまの生きものさがし」実施 (～29 年2月) 6月 環境月間行事 (区役所アトリウム、リサイクルセンター3施設、区立図書館7館) 開催 7月 打ち水イベント (区内商店街、保育園、学童クラブ、区立図書館、区内リサイクルセンター等) 開催 区役所ハーブテラスでハーブティー体験イベント初開催 9月 第3回みどりのカーテンコンテスト開催 10月 ねりま・エコスタイルフェア (第6回) 開催 区民環境行動講演会「江戸の暮らしと環境ー歴史からのメッセージ！ー」開催	平成 28 年 5月 国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」閣議決定 8月 国が悪臭防止法施行規則一部改正 (臭気指数および臭気排出強度の算定方法の一部改正) 11月 気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された「パリ協定」発効 モロッコのマラケシュで、気候変動枠組条約第 22 回締約国会議 (COP22) 開催 国、「パリ協定」を批准

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
11月 区内一斉清掃 「民有緑地の将来を考えるセミナー」開催 12月 エコプロ 2016 に出展 練馬区みどりの区民会議を初開催 平成 29 年 2月 区民環境行動講演会「かいぼりで劇的環境再生～よみがえれ、私たちの池！～」開催 練馬区空き家等対策計画策定 3月 練馬区環境基本計画 2011（後期計画）策定 環境講演会「世界と日本の生物多様性と身近な練馬の自然を考える～生物多様性ってどんなこと？ねりまの自然との関係は～」開催 空き家等対策に関する協定締結（5 団体） 「空き家所有者向けセミナー・相談会」実施 練馬みどりの葉っぱい基金を初めて活用し、清水山憩いの森を清水山の森として開園 練馬区立中里郷土の森緑地を開園 「練馬区みどりの実態調査報告書」発行 練馬区第 4 次一般廃棄物処理基本計画策定	平成 29 年 3月 国が区において、羽田空港機能強化に関する説明会を開催 「生活環境の保全に関する環境基準」における石神井川の水域類型が B 類型に、白子川が C 類型に改定
平成 29 年 4月 空き家活用専門窓口を開設 大泉リサイクルセンター開所 5月 区内一斉清掃 6月 環境月間行事（区役所アトリウム・リサイクルセンター 4 施設・区立図書館 12 館）開催 練馬区立中里郷土の森緑地でホタル観察会を初開催 7月 打ち水イベント（区役所前、区内商店街・保育園・区立図書館・児童館・区内リサイクルセンター等）開催 8月 空き家等対策に関する協定締結（4 信金） 打ち水 PR（花火フェスタに出展） 打ち水イベント（区役所前、保育園・区立図書館・児童館・区内リサイクルセンター等）開催 9月 ガーデニングコンテスト（区役所アトリウム）開催 10月 練馬区空き家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例全面施行 「空き家所有者向けセミナー・相談会」実施 区民環境行動講演会「自然エネルギーって高い？不安定？～世界の状況・日本の現在～」開催 ねりま・エコスタイルフェア（第 7 回）開催 練馬区独立 70 周年記念事業オープンガーデン（区内個人宅 4 軒）実施 練馬区独立 70 周年記念事業写真パネル展・ガーデニング見本園（区役所アトリウム）開催 フードドライブ事業を初めて実施 11月 区内一斉清掃 12月 エコプロ 2017 に出展 平成 30 年 3月 空き家等対策に関する協定締結（2 信金） 「空き家所有者向けセミナー・相談会」実施 区民環境行動講演会「里山の暮らしから未来を考える」開催 環境講演会「家電は暮らしの玉手箱」開催	平成 29 年 6月 都が「東京都災害廃棄物処理計画」を策定 7月 都、「家庭における LED 省エネムーブメント促進事業」開始 8月 水銀に関する水俣条約発効 水銀による環境の汚染防止に関する法律施行（一部を除く） 11月 ドイツのボンで、気候変動枠組条約第 23 回締約国会議（COP23）開催 平成 30 年 1月 国が区において、羽田空港機能強化に関する説明会を開催 2月 国が区において、羽田空港機能強化に関する情報発信拠点を設置（2/22～2/28）
平成 30 年 4月 みどり推進課みどり指導担当係発足 5月 区内一斉清掃 オープンガーデン開催（区内個人宅 4 軒） 6月 環境月間行事（区役所アトリウム・リサイクルセンター 4 施設・区立図書館 12 館）開催 環境月間行事（フードドライブ事業）実施	平成 30 年 4月 国が「第五次環境基本計画」を策定 5月 国がパラオに対し廃棄物処分場の建設を支援 国がヨルダンに対し廃棄物処理状況改善のための無償資金協力

練馬区のできごと	都・国・世界の動き
7月 打ち水イベント（区内商店街・保育園等）開催 8月 「災害時協力登録車制度」の運用開始 打ち水イベント（区内商店街・保育園・区立図書館・区内リサイクルセンター等）開催 9月 「空き家なんでも相談会」実施 日産3社との「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定」の締結 区民環境行動講演会「地域でとりくむ省エネ・創エネ」開催 10月 ねりまエコスタイルフェア（第8回）開催 3R推進月間イベント（10～11月）でフードドライブ事業を実施 11月 区内一斉清掃 平成31年 3月 「空き家セミナー・相談会」実施 順天堂大学医学部附属練馬病院との「地域コジエネレーションシステム整備に関する基本協定」の締結 区民環境行動講演会「地球温暖化と私たちの未来」 環境講演会「ねりまの農業の現状と将来」開催 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧および閲覧の実施（3/5～3/14） おいしく完食協力店事業を開始	7月 国がアジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議を開催 8月 都が「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」再開 10月 ラムサール条約第13回締約国会議（COP13）開催 都が平成30年度食品ロス削減キャンペーンを実施 11月 生物多様性条約第14回締結国会議（COP14）開催 水銀に関する水俣条約第2回締約国会議の開催 国が「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」一部改正 12月 気候変動適応法施行 ポーランドのカトヴィツェで、気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）開催 平成31年 1月 国が区において、羽田空港機能強化に関する説明会を開催 2月 IPCCシンポジウム「気候変動への適応」の開催 気候変動適応関東広域協議会（第1回協議会）開催 国が区において、羽田空港機能強化に関する情報発信拠点を設置（2/21～2/27）



ねりまのかんきょう

=平成30年度（2018年度）報告=

令和元年（2019年）9月発行

発 行 練馬区環境部環境課
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電 話 03(3993)1111（代表）

電子メール KANKYOU@city.nerima.tokyo.jp

